課長報告（６）別冊

特別名勝 松島

保存活用計画

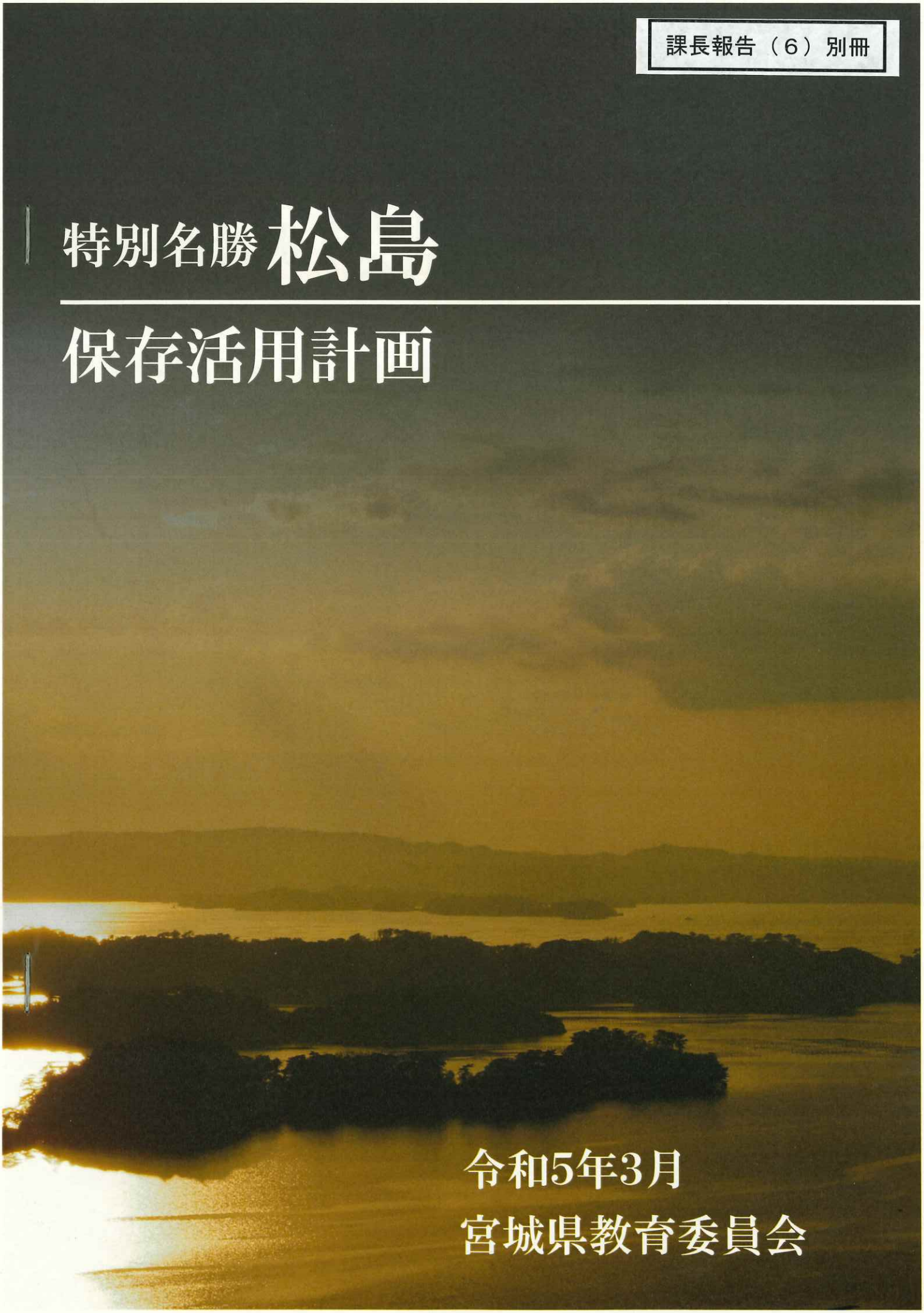

令和5年3月

宮城県教育委員会

特別名勝 松島

保存活用計画



【表紙・裏表紙】松島四大観壮観（大高森・東松島市）
［写真提供：宮城県観光プロモーション推進室］
【扉】馬の背からの眺め（利府町）

序

日本三景の一つに数えられ、国内有数の景勝地として知られる松島は、大正 12 年に名勝として国の指定を受け、さらに戦後の文化財保護法によって昭和 27 年には特別名勝に指定されています。いにしえの文人墨客の感動を誘った風光明媚な風致景観は、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災を経た今もなお、法の下で保護されるとともに、地域住民の皆さまの御理解と御協力によって守り伝えられています。

さて、県教育委員会では、特別名勝松島を適切に保存、管理するために、昭和 51 年に特別名勝松島保存管理計画を策定いたしました。以後､松島を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえ、文化庁並びに関係２市３町と特別名勝松島の保存と管理の在り方について意見交換し、おおむね 10 年ごとに見直してまいりましたが、この度、東日本大震災後の社会情勢の変化を踏まえ、特別名勝松島の保護と地域活性化の両立を図ることを目的に４回目の改定を行うことといたしました。また、平成 30 年６月の文化財保護法改正を受け、本計画の名称も保存管理計画から保存活用計画に変更し、新たに活用の方向性も示すことにいたしました。

県教育委員会といたしましては、今後はこの保存活用計画に基づき、特別名勝松島のすばらしい風致景観を末永く後世に伝えてまいりたいと考えておりますので、関係市町及び地域住民の皆さまには、特別名勝松島の保存と活用について、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いする次第です。

結びに、今回の改定に当たり、貴重な御助言を賜りました文化庁及び本計画策定会議構成員の皆さまに厚く御礼を申し上げますとともに、多大なる御理解と御協力を頂きました塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の関係部局及び地域住民の皆さまに深く感謝を申し上げます。

令和５年３月

宮城県教育委員会

教育長　伊東　昭代

凡　例

計画の構成

・本計画は、以下の構成によって松島の保護に係わる具体的な措置までを示している。

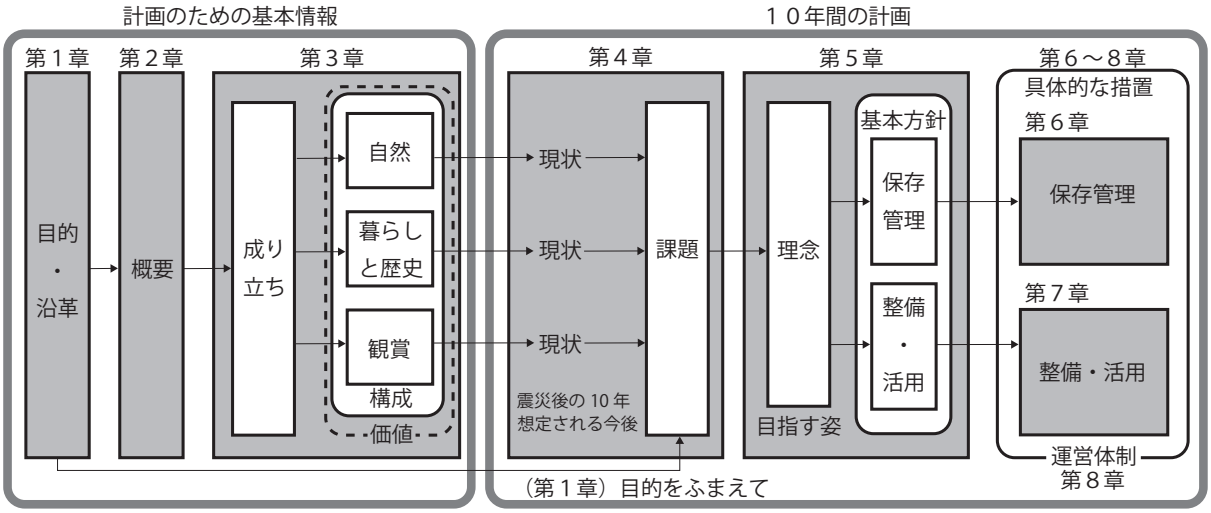

・本文中に記載している関係法令の番号・施行年は、旧法を除いて参考資料４に掲載している。

・本計画では、国土地理院地形図１/25000 及び都市計画図を下図で使用している。

・本文中の郷土種とは、地域で本来的に生育する植物種のことである。開発等による改変部に植生を復元させる際、郷土種（現地採種・現地栽培苗木等）を利用することで、早期に周辺と同質の関係を復元することができる。

・「しおがま」については「塩竈」・「塩釜」・「鹽竈」の３つの表記があるが、本計画ではそれぞれの固有名詞や文献名称に合わせている。

計画の取組主体

本計画は、行政だけではなく県民や事業者、有識者、学校等の様々な主体が相互に連携・協力し、特別名勝松島の保存と活用を図るものである。

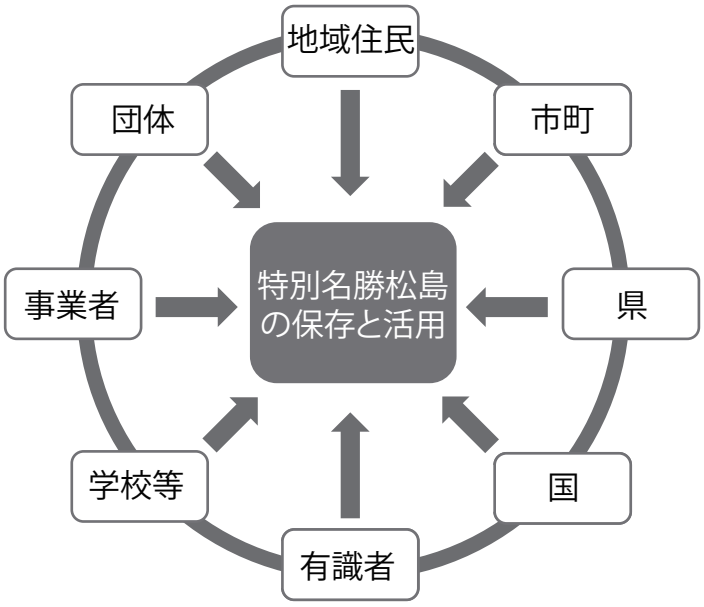

特別名勝松島保存と活用に係る連携のイメージ

目　次

第１章　計画策定の目的と沿革…… 1

第１節　計画の目的 …… 1
第２節　計画策定の沿革 …… 1
第３節　策定会議の設置・住民意見交換会及び住民説明会の開催 …… 1
第４節　他の計画との関係 …… 3
第５節　計画の実施 …… 3

第２章　松島の概要…… 4

第１節　指定に至る経緯 …… 4
第２節　指定地の状況 …… 8

第３章　“松島の風景”の構成と価値 …… 13

第１節　“松島の風景”の成り立ち …… 13
第２節　“松島の風景”を構成するもの …… 13
第３節　松島の自然 …… 13
第４節　松島の自然とともにある暮らしと歴史 …… 26
第５節　観賞の場 …… 40
第６節　松島の価値 …… 49

第４章　松島の現状と課題…… 50

第１節　東日本大震災と復興事業 …… 50
第２節　東日本大震災後の１０年 …… 55
第３節　“松島の風景”と景観保護の現状 …… 56
第４節　松島の課題 …… 59

第５章　計画の理念と基本方針…… 60

第１節　本計画の理念 …… 60
第２節　本計画の基本方針 …… 60

第６章　保存管理の方向性と方法…… 61

第１節　保存管理の基本方針 …… 61
第２節　保存管理の方法 …… 61
第３節　現状変更の取扱い …… 62

第７章　整備と活用…… 85

第１節　整備・活用の考え方と位置づけ …… 85
第２節　整備の基本方針 …… 85
第３節　整備の対象と内容 …… 85
第４節　活用の基本方針 …… 88
第５節　活用の方法 …… 88

第８章　運営体制…… 91
第１節　方向性 …… 91
第２節　管理団体と関係者の役割 …… 91
第３節　運営の方法 …… 92

第９章　今後に向けて…… 92
第１節　経過観察 …… 92
第２節　今後に向けての課題 …… 93

参考資料１　策定会議、作業部会、住民説明会等開催の経過…… 94
参考資料２　景観計画・まちづくりルール等…… 98
参考資料３　色彩についての考え方…… 98
参考資料４　関係法令・通知等…… 99
引用・参考文献……116

索　引

現状変更申請に関すること…… 61
建築物の新築等を計画しているとき …… 63・64
工作物の新設等を計画しているとき …… 66・68
太陽光発電施設の新設等を計画しているとき …… 67
土地造成や埋立てを計画しているとき …… 71
木竹の伐採を計画しているとき …… 71
許可不要なものを確認する …… 84
各地域の景観形成ガイドライン等を調べる …… 98
保護地区を確認する …… 74
観賞の場（眺望）を確認する …… 40
植栽に用いる樹木・草本を調べる …… 66
公共事業等の場合 …… 71

松島の価値や特徴に関すること…… 4・13
松島の自然を調べる …… 10・13
松島の歴史文化を調べる …… 10・26
観賞の場（眺望）を確認する …… 40
松島の価値を調べる …… 49

第１章　計画策定の目的と沿革

第１節　計画の目的

松島を将来へ継承していくためには、その価値を今日的観点から明らかにするとともに、適切な保存管理を行うための基本的な考え方と、取扱いのための指針を示す必要がある。松島は大正12年（1923）の名勝指定以降、国民共有の財産として、地域の理解と努力によって保護されてきたが、平成23年の東日本大震災とその後の復興事業により、これまでにない急激な変化を経験した。

特別名勝松島保存活用計画（以下、本計画という。）は、震災後の現状を踏まえて、優れた風致景観を将来へ継承するとともに、教育や文化観光資源として活用され、恩恵が地域に還元されることを企図している。

第２節　計画策定の沿革

宮城県は、活発化する開発や人口の増加を受けて、昭和51年に管理団体として最初の保存管理計画を策定した。以後、社会状況の変化に応じて昭和60年、平成10年、平成22年と、概ね10年ごとに計画を改定しており、今回で４回目となる。

昭和51年に策定した保存管理計画では、事前の総合調査の成果から、松島の特性を地質・地形、植生、動物相、遺跡、建造物に分類して、各特性に応じた保存すべき要素や管理方法、現状変更等の取扱い指針を示した。また、指定地を保護の必要度に応じて、特別・第１種・第２種保護地区及び要指定解除地区に区分し、地区ごとに保存管理の指針を示した。

昭和60年の改定では、新たに松島の景観を類型化し、それぞれ保存管理の方法と現状変更の取扱い指針を示した。さらに、建築物については景観の類型ごとに指針を特記した。

平成10年の改定では、松島の価値を自然的景観と人文的景観に大別して捉えなおした。保護地区は、要指定解除地区を第３種保護地区に改め、新たに海面保護地区を設定した。また第１種保護地区内には「人家密集地」を設定した。現状変更等の取扱い指針では保護地区ごとに指針を示し、高さや建築面積など数値化することで明確化を図った。

平成22年の改定は、県及び２市３町の担当者による現地調査や協議によってまとめ、地域住民との懇談会で内容を調整し、学識経験者と関係市町首長からなる策定会議を立ち上げて指導・助言を得た。

今回の改定では、まず松島の価値とそれを構成するものを再整理し、保存すべきものの分布状況を保護地区に反映させることにより、地域の実情に合わせた。また、平成30年６月の文化財保護法一部改正を踏まえ、「保存管理計画」から「保存活用計画」に名称を改め、東日本大震災後の松島の現状を把握した上で、優れた景観を将来に継承するとともに、地域の教育や文化観光資源として活用されるために、新たに整備と活用の理念と方向性を示した。

第３節　策定会議の設置・住民意見交換会及び住民説明会の開催

本計画の策定にあたっては、まず、東日本大震災後の現況の把握、地域住民の意識調査と意見の聴取を行った。具体的には、令和２年度に関係市町教育委員会実務担当者による準備会を立ち上げて、現地調査と各市町で地域住民意見交換会を開催し、一部地域での住民アンケート調査を実施した。その上でこれらの成果をまとめ、本計画の基礎資料とした。

令和３年度以降は、各分野の有識者、関係団体及び機関の代表者で構成した「特別名勝松島保存活用計画策定会議（以下、会議という）」を設置し、有識者等の意見を反映させた。会議は、オブザーバーとして文化庁文化財第二課（名勝部門）が出席した。計画案は各自治体教育委員会と首長部局からなる作業部会で調整を行った。なお、県庁内関係各課室とは適宜連絡調整を行い、本計画を円滑に進める体制の構築に努めた。

会議を経てまとめた計画案は、令和４年度に住民説明会・パブリックコメントにより説明・提示した。

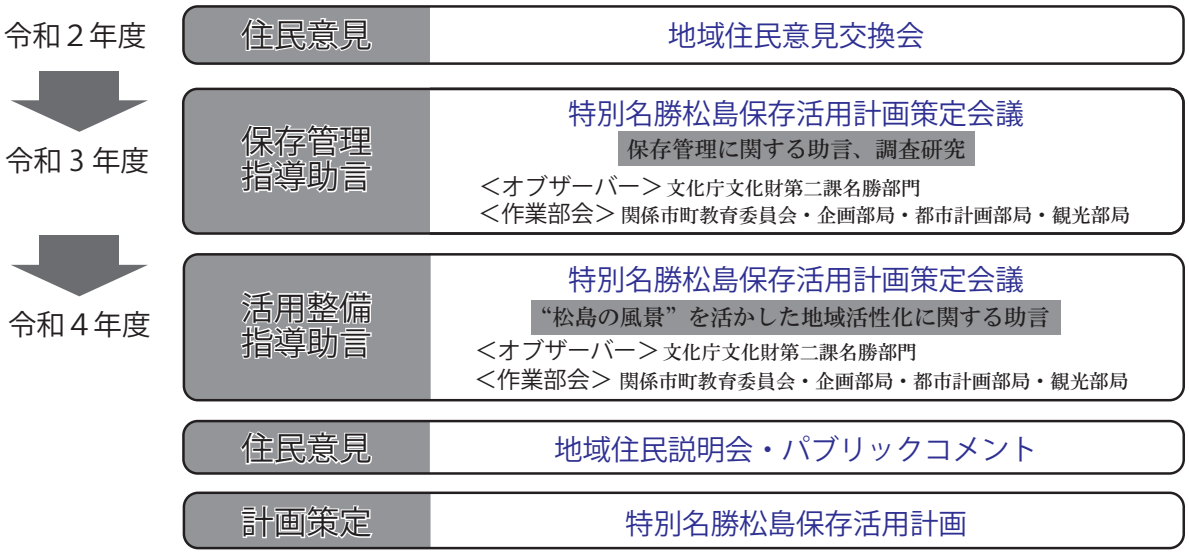

第１－１図　特別名勝松島保存活用計画策定までの流れ

特別名勝松島保存活用計画策定会議の構成員

氏名	分野	所属等	備考
小林　敬一	学術（都市計画）	東北芸術工科大学教授	座長
平吹　喜彦	学術（植生学）	東北学院大学教授	副座長
温井　亨	学術（造園学）	東北公益文科大学教授	
松本　秀明	学術（地形学）	東北学院大学非常勤講師	
七海　雅人	学術（歴史学）	東北学院大学教授	
西舘　保宗	観光事業者	株式会社インアウトバウンド仙台・松島専務取締役	
津川　登昭	地域コーディネーター	一般社団法人チガノウラカゼコミュニティ代表理事	
佐藤　光樹	行政	塩竈市長	
櫻井　公一	行政	松島町長	
寺澤　薫	行政	七ヶ浜町長	
熊谷　大	行政	利府町長	
渥美　巖	行政	東松島市長	

協力

永広　昌之　東北大学総合学術博物館協力研究員（地質）

オブザーバー

平澤　毅　文化庁文化財第二課名勝部門　主任文化財調査官

作業部会

塩竈市市民総務部政策課、産業建設部商工観光課、教育委員会文化スポーツ課
松島町企画調整課、産業観光課、教育委員会教育課
七ヶ浜町政策課、建設課、産業課、教育委員会生涯学習課
利府町秘書政策課、都市整備課、商工観光課、教育委員会生涯学習課
東松島市復興政策部都市計画課、産業部商工観光課、教育委員会生涯学習課

事務局

宮城県教育庁文化財課

第４節　他の計画との関係

本計画は、各自治体の総合計画や教育・観光・環境・景観等の各関連計画とも密接に関わっている。したがって、県の教育に関する総合計画の「第２期宮城県教育振興基本計画」や、県の文化財保護のあり方を示す「宮城県文化財保存活用大綱」における個別計画として一体性を図っている。また、県の長期総合計画「新・宮城の将来ビジョン」や、文化芸術振興に関する方針と施策を示す「第２期宮城県文化芸術振興ビジョン」との整合性を考慮している。

本計画の実施にあたっては、特別名勝松島の所在する２市３町の総合計画、教育振興基本計画、歴史文化基本構想、景観計画、観光関連計画などとも連携・調整を図るものとする。

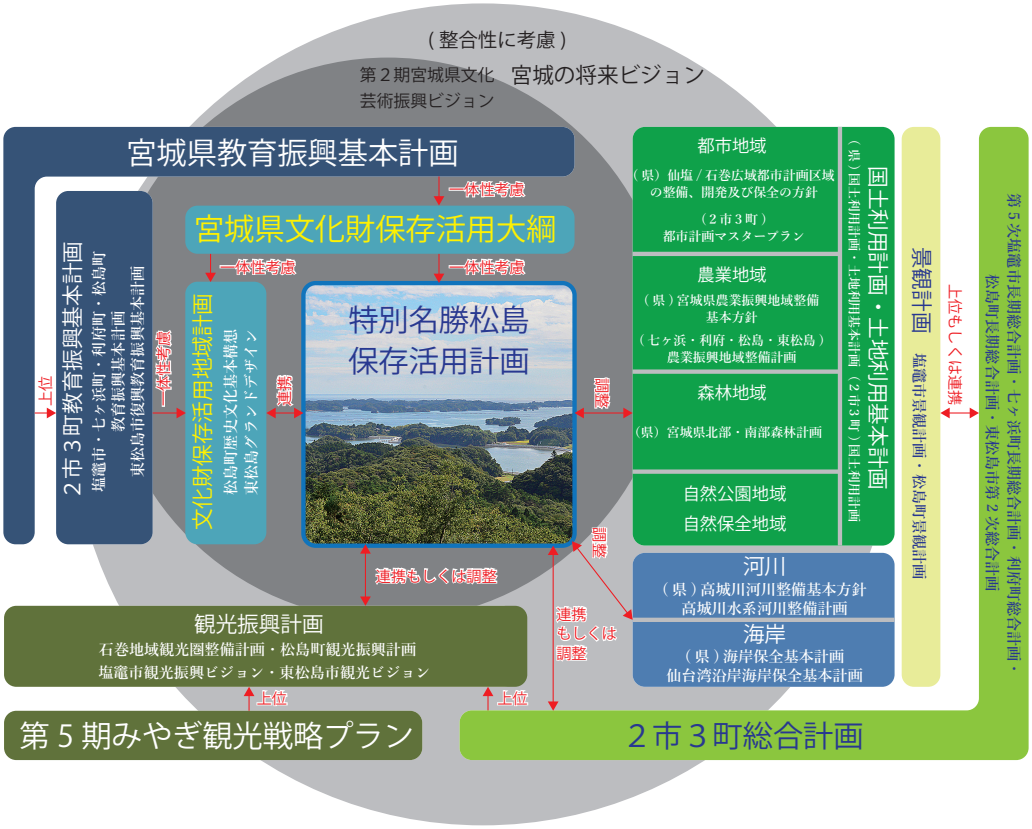

第１－２図　特別名勝松島保存活用計画と他の計画の関係

第５節　計画の実施

本計画は、令和５年４月１日から令和 15 年３月 31 日までの 10 年間を対象とし、策定から 10 年程度経過した時点で見直しを検討する。

第２章　松島の概要

第１節　指定に至る経緯

国が指定する名勝は、指定基準によると「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないもの」であって、文化財保護法第２条第４項の「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は観賞上価値が高いもの」から、同法第 109 条に基づき文部科学大臣が指定したものである。このうち「価値が特に高いもの」は特別名勝となる。

名勝は自然的なものと人文的なものに分けられ、自然的なものは風致景観の優秀なものや名所的あるいは学術的価値が高いもの、人文的なものにおいては芸術的あるいは学術的価値の高いものとされる。特別名勝松島は自然的なものに含まれ、和歌の歌枕や霊場として広く知られる優秀な風致景観である。自然公園法が自然景観を保護していることに対して[1]、文化財保護法が保護する名勝の自然的なものとされる風景は、自然景観だけでなく、その土地に根差した文化、例えば文学や芸術で描写される人々の日常生活や生業が含まれている。このことを踏まえて、松島の特別名勝指定に至る歴史的な経緯を述べる。

１　古代から中世の松島

松島は、平安時代にはすでに陸奥の歌枕として、都の人々の憧憬を集めていた。古代の和歌集に選述された松島の詠歌は、「松が浦島」を含めて７首ある[2]。

中世以降は歌枕として定着する一方、霊場としての性格も帯びる。多島海の美しい風景は浄土への入口と見立てられ、高僧の修行や結縁を求めた板碑建立、納骨が盛んに行われた。瑞巌寺の前身である延福寺（後に改宗して円福寺と称す）の『天台由緒記』（松島町指定文化財）によると、長治元年（1104）に超常的な力を有していたとされる僧侶、見仏が松島に来て、12 年間雄島に住み読誦したことが伝わる。また、時宗開祖の一遍（1239 ～ 89）が弘安３年（1280）の松島来訪を記した『遊行上人縁起絵』でも、見仏と円福寺の伽藍[3]、五大堂についてふれている。このほか、雄島にある奥州御島頼賢碑（重要文化財）には、見仏の再来とされた頼賢（1226 ～ 1307）が島で修行したことが記される。雄島や瑞巌寺周辺には今も板碑が林立し、雄島には納骨の跡がのこる。

なお、前述の『遊行上人縁起絵』は、本願寺を創立した覚如（1270 ～ 1351）の行歴を描いた『慕帰絵（ぼきえ）』とともに松島を描いた最古の例とされている。天龍寺や西芳寺の造園で有名な夢窓疎石（1275 ～ 1351）も、諸国遍歴の中で松島を訪れたことが伝わる。



奥州御島頼賢碑
（重要文化財）

２　近世の松島

近世になると、松島は文人墨客の訪れる名所に変容していくが、その基盤には古代からの歌枕や中世における浄土の入口といった認識があった。

1　自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）「我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地（第２条の２）」

2　歌枕とは和歌の中に詠みこまれた名所のことで、松島町史（資料編Ⅱ）には、松島を題材にした古代から中世の和歌が 167 首紹介されている。和歌は松島・松が浦島・雄島とともに「あま（海士）の袖」や「あまのとまや」など人々の暮らしを重ねるものが多い。

3　平成 24 年に行われた本堂下の発掘調査では、四半敷をもつ瓦葺き礎石建物が発見され、中世円福寺の伽藍配置が明らかにされつつある。（松島町教育委員会 2014「瑞巌寺境内遺跡」松島町文化財調査報告書第５集）

松島が安芸の宮島（広島県）、丹後の天橋立（京都府）とともに日本三景と呼ばれるようになったのは、江戸幕府の学者、林鵞峰（はやしがほう）が『日本国事跡考』（寛永 20 年・1643）の中で、これらを「三処奇観」としたことが最初とされる。この後、福岡藩の学者、貝原益軒の『己巳紀行』（元禄２年・1689）に「日本三景」という言葉が初めてみえる。また、ほぼ同じ頃に大淀三千風（おおよどみちかぜ）（1639 ～ 1707）が『松島眺望集』（天和２年・1682）を刊行し、松島に関する和歌・漢詩・俳句を紹介した。その直後には、松尾芭蕉が元禄２年（1689）から松島を目指して歌枕の訪れる旅に出かけ、後年『おくのほそ道』（元禄 15 年・1702）にまとめている。

一方、松島を抱える仙台藩も、初代藩主伊達政宗による五大堂（重要文化財）造営や瑞巌寺（国宝）再建など、宗教空間としての松島の整備や歌枕の顕彰活動を行っている。特に歌枕顕彰活動は民間も呼応し、活発に行われた。松尾芭蕉は、民間で歌枕調査をしていた大淀三千風の弟子で画工の加右衛門の描いた塩竈・松島の絵図を片手に松島を訪れている。近世後期には、仙台藩の儒学者、舟山萬年が『鹽松勝譜』で「塩松環海四山」として松島を眺める観賞の場を紹介し、これが松島四大観として現在に至る。こうした藩と民による活動が、現在まで続く観光地の土台となったと言えよう。これらの取組みと紹介によって、松島は国内有数の景勝地として認知され、文人墨客を中心に多くの人が訪れる遊覧の地として栄えた。

３　近代以降の松島

近代以降になっても、正岡子規や河東碧梧桐（かわひがしへきごとう）、荻原井泉水（おぎわらせんせいすい）などの俳人や、内田百閒（うちだひゃっけん）、吉田絃二郎、夏目漱石、土井晩翠、宮沢賢治といった作家、高橋由一などの画家が松島を訪れている。正岡子規は芭蕉の足跡を辿って明治 26 年に松島を訪ね、『はて知らずの記』を記した。また、明治 21 年（1888）に東北地方で初めて開設された菖蒲田海水浴場（七ヶ浜町）には、明治 27（1894）に夏目漱石と土井晩翠、明治 45 年に宮沢賢治が訪れている。内田百閒や土井晩翠は桂島海水浴場（塩竈市）に来訪した。



高橋由一　松島五大堂図　１８８１年
（県指定有形文化財（絵画）、宮城県美術館蔵）



松島パークホテル　ヤン・レッツェル設計
（松島公園経営報告書より）

しかし一方で、明治維新後の松島は松の乱伐や山火事等によって荒廃し、瑞巌寺なども廃仏毀釈で大きな打撃を受けた。この状況を受けて、宮城県は景観保護を目的として明治 42 年（1909）松島湾全体の県営公園用地使用を内務省に上申し[4]、湾一帯を県営松島公園とした。翌年には林学博士・本多静六[5]を顧問として、有識者による松島公園経営協議委員会を立ち上げて経営計画をまとめた。

計画では、県営松島公園の範囲を七ヶ浜村から野蒜村までの１町８村と示し、公園内の森林を、1）単ニ観望セラルル山、2）船中ヨリ観望スベキ山、3）親（シク）出入リシテ鑑賞スベキ山、3）登臨展望スベキ山の４つに区分して、風景の利用対象に基づく整備等の取扱い指針を示した。併せて、公園の利用促進を図るため、四大観の整備や五大堂などの修理、陸海交通路の整備、観光施設の充実といった本格的な整備を行い、広告・案内といった活用上の指

4　「官有名区地使用之義上申」
5　本多静六（1866-1952）東京大学教授。明治神宮の森や日比谷公園などの設計を手がけ、日本の「公園の父」とされる。

針も示している。

この計画に基づいて、明治 44 年から大正 4 年までの 5 年間で、約 1,042ha にマツ類等 83 万本の植林や、頼賢碑鞘堂・大高森薬師堂の整備を行った。なお、こうした公園設定、整備と前後あるいは並行して、明治 22 年（1889）には高山外国人別荘地（七ヶ浜町）の開設、大正 2 年（1913）には松島パークホテル開業（松島町）など、外国人観光客の受入も行われた。

4　指定に至る調査

宮城県は、松島公園整備に伴って「大正四年八月 松島公園経営報告」（大正 4 年･1915）を刊行した。この報告では、“ 松島の風景 ” が観光による県生業及び富力増進に資するとして、公園経営方針の緒言において、 1）森林美を整えること（山岳、島嶼等陸地の修飾を完からしむること）、 2）交通の便を開くこと、 3）案内記を絶えず散布し且つ広告を怠らざること、 4）遊覧者に対する慰安娯楽を整備することを示した。併せて、公園整備時の土地状況や整備記録、観光客宿泊数や交通手段などを約 200 ページでまとめている。後述する大正 12 年（1923）の名勝指定は松島公園整備を基盤にしており、指定に至る調査として位置付けられる。

5　名勝・特別名勝指定

宮城県による公園設立と整備によって保護された松島は大正 12 年（1923）３月 7 日、史蹟名勝天然紀念物保存法（大正 8 年法律第 44 号）で名勝指定された。指定範囲は県営公園松島とほぼ同じで、明治 44 年（1911）から大正 4 年にかけての公園整備が基盤となった。

戦後、文化財保護法が施行されると、松島は価値が特に高いものとして、昭和 27 年 11 月 22 日付けで特別名勝に指定された。

しかしその後、高度経済成長期には塩竈市周辺で臨海の埋立てや丘陵の削平等が進行した。その結果、塩竈市から七ヶ浜町の臨海部の一部は特別名勝としての価値を失い、昭和 36 年 6 月 26 日付けで指定が解除されている。松島の名勝指定、特別名勝指定、一部解除は、以下（1）～（3）の告示で行われている。

【コラム：名勝指定の頃の松島】

名勝としての価値が見出された今から 100 年前の松島の風景は、どのようなものだったのでしょうか。大正 12 年（1923）当時、松島町手樽や東松島市大塚では丘陵の近くまで海が広がり、野蒜海岸（洲崎浜）の鰯山や不老山はまだ島で、今よりも海が広く、島が多くありました。塩釜港周辺も当時は松島と同じ自然の海岸線が残っていました。

また、古写真でみた海岸や島にある集落は、茅葺き屋根の民家が多く、ところどころにクリーム色の塩竈石や野蒜石の建物がみられます。瑞巌寺門前の街並みは、瓦葺きで外壁下見板の建物が連なっていました。松島湾沿岸の集落や町は、濃茶色や黒色・灰色を基調とした、自然に馴染む落ち着いた色彩だったとみられます。現在は、水主町の民家や観月楼（ともに松島町指定文化財）で当時の建物をみることができます。

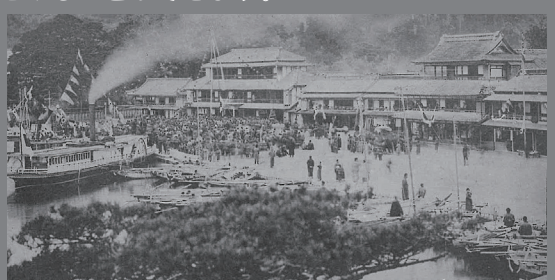

大正頃の松島町海岸通り



大正 2 年頃の不老山

（1）名勝指定

大正十二年三月七日付け官報第三一七八号
内務省告示第五十七號
史蹟名勝天然紀念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス
大正十二年（1923）三月七日　内務大臣

種　　別：第一類　名勝
名　　称：松島
所　在　地：宮城縣宮城郡・桃生郡
区　　域：宮城郡七ヶ濱村字御殿崎突角ヨリ桃生郡宮戸村波島（一ニ端島ニ作ル）ノ南端ヲ見通スヘキ線ト同郡鳴瀬川河口右岸ヨリ波島東端ヲ見通スヘキ線トノ結合線以内ノ海面竝島嶼全部宮城県七ヶ濱村ヨリ桃生郡鳴瀬川河口右岸ニ至ル沿海大字ノ全部
説　　明：数百ノ島嶼一湾ノ内ニ碁散シ崖上ノ松樹水面ニ映シテ風致ヲ添ウ厳島及ビ天橋立ト共ニ日本ノ三景トシテ人口ニ膾炙ス島嶼ニハ其ノ形状ノ同一ナルモノナク石柱アリ洞門アリ島嶼ノ周囲ハ概ネ絶壁ヲ成シ往々波浪ノ為ニ刳ラレタルカ如キ状ヲ呈シ地層井然トシテ露ハレ青松ノ島嶼ニ成長スルモノ姿態亦千差萬別ニシテ共ニ景趣ヲ加フルコト少カラス啻ニ第三紀層ノ島嶼ヲ代表スルモノトシテ重視スヘキノミナラス一湾ニ多数ノ島嶼散布シ何レモ特異ノ形状ヲ呈スルハ此類ヲ見サル所ナリ
指 定 理 由：保存要目中名勝ノ部第十（著名ナル海岸、島嶼其ノ他景勝ノ地）及第十一（著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點）二依ル
保存ノ要件：公益上必要止ムヲ得サル場合ノ外風致ヲ損傷スヘキ現状変更ヲ許可セサルコトヲ要ス

（2）特別名勝指定

昭和二十八年六月十七日付け官報第七九三三号
文化財保護委員会告示第四十四号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第二項の規定により、昭和二十七年十一月二十二日付けをもつて、名勝松島（大正十二年内務省告示第五十七号）を特別名勝に指定した。
昭和二十八年六月十七日文化財保護委員会委員長　高橋　誠一郎

指 定 説 明：第三紀層の凝灰岩から成る大小 200 余の島が各々松を戴いて一湾の中に散在する。古来日本三景の一として謳われて来た多島風景として特異な景観である。

（3）一部指定解除

昭和三十六年六月二十六日付け官報一〇三五三号
文化財保護委員会告示第四十四号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項の規定により、特別名勝松島（大正十二年内務省告示第五十七号及び昭和二十八年文化財保護委員会告示第四十四号）について、次の地域の特別名勝および名勝の指定を解除する。
昭和三十六年六月二十六日　文化財保護委員会委員長　河原　春作

所 在 地：宮城県塩竈市
地　　域：塩竈市の内左の地域を除く全部
一、塩竈湾の内塩竈市字杉ノ入表東端独立標高点（三一・二メートル）と宮城郡七ヶ浜

町大字代ヶ崎浜字八ヶ森多聞山独立標高点（五五・六メートル）とを見通した線の西側に所在する島以外の島嶼部

二、塩竈市字杉ノ入裏三九番ノ三の内、字越ノ浦岩井島東端と字杉ノ入表東端（三一・二メートル）とを見通した線の東側の地域

三、塩竈市字越ノ浦の内国鉄仙石線東側の地域

所 在 地：同　宮城郡七ヶ浜町

地　　域：大字代ヶ崎浜の内字清水、土浜、北待田、南待田、千刈田、四反田、蓮沼及び細田、大字吉田浜の内字北谷地、南谷地、中田、下屋神、中屋神、上屋神、細田、小浜、野山、上山ノ田、中山ノ田および下山ノ田大字花淵浜の内字寺前、暉堂、洗崎、上清水沢、下清水沢、三月田、塚田、谷地、後田、四月田、天神堂、安場、五月田、小塚、白坂、大石廻、高山、大日堂、大山、笹山および祭田、大字菖蒲田浜の内字長砂、牛ノ鼻木および宅地を除く全部

大字松ヶ浜の内字長根、明神前、浜屋敷および洞坂を除く全部、大字湊浜の内字新左衛門、弁天および砂場を除く全部大字東宮浜の全部

塩竈湾の内塩竈市杉ノ入表東端独立標高点（三一･二メートル）と､宮城郡七ヶ浜町大字代ヶ崎浜字八ヶ森多聞山独立標高点（五五・六メートル）とを見通した線の西側の海面および島全部

第２節　指定地の状況

１　指定の範囲

大正 12 年に指定された名勝松島の指定範囲は、宮城郡七ヶ濱村の御殿崎突角より桃生郡宮戸島波島の南端を見通す線と、同郡鳴瀬川河口右岸より波島の東端を見通す線との結合線以内の海面並びに島嶼の全部及び宮城郡七ヶ濱村より桃生郡鳴瀬川河口右岸に至る沿海の大字の全部とされ、昭和 27 年の特別名勝指定も同じ範囲である。

その後、昭和 36 年の一部指定解除により、塩竈市及び七ヶ浜町の一部地域が特別名勝指定範囲から除外された。その結果、現在の指定範囲は塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町・東松島市の２市３町約 12,600ha（実測値）となっている（第２－１図）。



第２－１図　指定地の位置

２　指定地内の状況

（１）関係自治体（塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町・東松島市）

松島は宮城県中央部に位置する松島湾のほぼ全域を占める。関係する自治体は２市３町（塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町・東松島市）で、その行政面積は合計 231.78㎢である。

ⅰ　人口と産業

令和２年度国勢調査時点の２市３町の人口は 158,036 人で、平成 23 年（2011）の東日本大震災以前から全自治体で減少しており、今後も人口減少が進行するとみられる。また、平成 30 年度時点の産業別就業人口をみると、15 歳以上 76,216 人に占める各産業の割合は、第一次産業の割合が３％、第二次産業が 25％、第三次産業が 71％、分類不能が１％であり、第三次産業の就業人口が最も高い（第２－１表）。

このほか、２市３町は後述する交通の利便性から仙台市・石巻市の通勤圏に含まれ、就労人口の約 40 ～ 50％が仙台市や多賀城市などの仙台圏、石巻市へ通勤している。

第２－１表　沿岸市町の人口と就業人口

人口 (単位：人)

自治体 / 内訳	55 年	60 年	2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	2 年
塩竈市	61,040	61,825	62,025	63,566	61,547	59,357	56,490	54,187	52,249
松島町	17,246	17,568	17,431	17,344	17,059	16,193	15,085	14,421	13,341
七ヶ浜町	16,393	18,106	19,523	20,668	21,131	21,068	20,416	18,652	18,136
利府町	11,201	12,031	16,321	25,135	29,848	32,257	33,994	35,835	35,189
東松島市	36,865	39,280	40,424	42,778	43,180	43,235	42,903	39,503	39,121
合計	142,745	148,810	155,724	169,491	172,765	172,110	168,888	162,598	158,036

（参考：国勢調査結果　市町村概要みやぎ / 宮城県総務部市町村課）

産業別就業人口 (単位：人)

自治体 / 内訳	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	合計
塩竈市	250	6,111	17,883	365	24,609
松島町	352	1,451	4,919	33	6,755
七ヶ浜町	256	2,321	6,016	54	8,647
利府町	336	4,030	13,056	221	17,643
東松島市	1,444	4,850	12,209	59	18,562
就業別合計	2,638	18,763	54,083	732	76,216

（参考：市町村概要みやぎ / 宮城県総務部市町村課）

ⅱ　交通

松島には２本の鉄道、１本の高規格幹線道路、２本の一般国道、主要地方道・一般を含む８本の県道（８・27・58・60・144・145・213 号）があり、湾内交通として塩竈市営汽船も運行している。これらの交通網によって、関係自治体間や仙台市や石巻市など、近隣の自治体と結ばれている。

鉄道は松島湾西側の塩竈市・利府町・松島町を経由して、東北地方を縦断するＪＲ東北本線（上野－盛岡）と、松島湾沿岸を走るＪＲ仙石線（仙台－石巻）がある。ＪＲ仙石線松島海岸駅における令和元年度の一日平均乗車人員は、定期利用 155 人に対して定期外利用が 1,032 人と６倍近い差があり、同駅が松島観光の玄関口となっている[6]。

高規格幹線道路は、三陸沿岸道路が指定地の北側を囲むように伸びる。この道路は震災後に復興道路として急速に整備が進み、現在は宮城県仙台市から青森県を結ぶ三陸沿岸の動脈として機能している。松島の指定地内及び周辺には４つのインターチェンジ（ＩＣ：松島海岸・松島北・松島大郷・鳴瀬奥松島）があり、松島来訪に利用されている。一般国道には 45 号と、松島町根廻で分岐する 346 号がある。

45 号は三陸沿岸道路と並行して仙台市から青森県を結ぶ震災以前からの動脈である。346 号は岩手県一関市を経由して気仙沼市へ至る道路で、大崎市・涌谷町・登米市など県北部内陸の市町と松島を結んでいる。８本の県道は近隣自治体を結ぶ連絡路として機能しており、このうち主要地方道 27 号奥松

6　東日本旅客鉄道株式会社各駅の乗車人員 2019 年　https://www.jreast.co.jp/passenger/index.html

島－松島公園線は海岸沿いの景勝路線である。

湾内交通では、塩竈市営汽船が塩釜港と浦戸諸島を結ぶ定期便を運航しており、各島の住民や観光客の重要な交通手段となっている。

現在の松島へのアクセスは、上記の鉄道２路線のほか、三陸沿岸道路松島海岸ＩＣから県道 144 号、同松島北ＩＣから国道 45 号、同鳴瀬奥松島ＩＣから県道 27・60 号、仙台方面からの国道 45 号や県道 58 号の利用が主流である。

iii　観光

日本三景として著名な松島は、戦前から国内屈指の観光地として発展し、現在も主要な観光地の一つである。大正４年（1915）の松島公園経営報告によると、公園設定後の観光客は年間 12 万人であった。戦後は昭和30年代以降、観光地としてますます隆盛し、東北新幹線開業後はホテル建設も活発になった。松島町では昭和 31 年に観光客が 200 万人を超え、昭和 62 年に 500 万人に達している。[7]

平成以降も、平成 25 年に松島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」[8]に加盟し、平成 28 年には日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の認定を受けるなど、評価が高まっている。こうした背景から、震災後以降、令和元年の新型コロナウィルス感染拡大前は、増加する訪日外国人旅行客（インバウンド）や国内旅行客を取り込み、観光客が増加していた。仙台圏域松島地区 (塩竈市・七ヶ浜町・松島町) の平成 30 年度観光客入込数は 5,927,619 人で、仙台市内に次いで多く、県全体の入込数 64,224,486 人の約 10％を占めている。[9]また、同年度の主要観光地点別入込数でみると松島海岸が 3,054,759 人で、県内主要観光地点で首位である。圏域と観光地点の入込数から、松島は仙台市内での宿泊や観光と一体で訪問されている傾向が推察される。

しかしながら、令和２年の新型コロナウィルス感染拡大により、外国人観光客や団体旅行客が激減し、遊覧船が運航停止になるなど観光産業に大きな影響が出ている。

（２）自然環境・景観



松島の自然環境及び景観は、県教育委員会が『特別名勝松島』（昭和 45 年・1970）で網羅的に報告し、昭和 50 年の『特別名勝「松島」保存管理計画策定書』で概要をまとめた。また、昭和 56 年の県による『県立自然公園松島学術調査報告書』でも示されている。これらの地形・地質、動植物の分布、景観などの調査成果から、松島の価値と景観の構成が整理された。

景観形成に影響を与える植生は、環境省生物多様性センターが 公表している『自然環境ＷＥＢ－ＧＩＳ』の『第６・７回自然環境保全基礎調査　植生調査』（1999 － 2009）があり、本計画もこの調査成果に基づく。東松島市宮戸・野蒜など一部地域は、東日本大震災後の植生も宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会によっても調査されている（「奥松島Ⅰ・Ⅱ」2014・2015）。

（３）歴史文化

松島の中で育まれてきた生活･生業や信仰などの歴史と文化は、指定地内の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）や建造物、民俗文化財など有形・無形の文化財で示されている。

7　「松島町諸統計一覧」（松島町史・通史編Ⅰ）より。

8　1997 年にフランスのヴァンヌ市（モルビアン湾観光局）に本部を置く非政府組織（NGO）が設立。湾を活用した観光振興、地球環境保護や観光資源の保全を目的に活動している。

9　宮城県経済商工観光部観光課「令和元年度宮城県観光統計概要」に基づく。

遺跡は、県教育委員会が縄文時代から近世まで 224 箇所登録しており、縄文時代の貝塚や古代の製塩遺跡、中世の宗教遺跡・城館跡が多い。学術的価値が高いものとして、西の浜貝塚（松島町）と里浜貝塚（東松島市）が国指定史跡となっている。

建造物では、瑞巌寺本堂、庫裡及び廊下（国宝・松島町）や五大堂（重要文化財・松島町）など信仰に関わるものや、観瀾亭（県指定有形文化財・松島町）や観月楼（松島町指定文化財）といった、藩主や文人墨客が松島を観賞したものがある。このほか、明治期以降に建築した住宅や商業、公共施設等、名勝指定前後の街並みの趣を残す建造物について、県教育委員会が平成４年の「江戸・明治期建造物調査事業」と、平成 26・27 年の「宮城県近代和風建築総合調査」でリスト化した。土木遺産でも平成 14 年に「宮城県近代化遺産総合調査」により東名運河（明治 18 年／東松島市）などが把握されている。

民俗文化財は、東松島市宮戸字月浜地区に伝承される小正月の鳥追い行事、月浜のえんずのわり（重要無形民俗文化財〔風俗慣習〕・東松島市）があり、指定地内の各浜には契約構や葬式手伝なども一部遺っている。また、松島町磯崎の稲荷神社に伝わる神輿に海水を振りかける「塩垢離」神事や、明治初期に石巻市渡波から伝わったとされる吉田浜獅子舞（七ヶ浜町指定文化財）などの行事や祭礼も伝わる。

このほか、西国三十三所の霊跡を松島の諸勝中でかたどったとされる松島三十三所観音や、航海安全など信仰を示す堂宇、祠や地蔵などの石造物も各地に見られる。近年は、宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会（事務局：県教育委員会）が東日本大震災後の被災民俗文化財の現況を「東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査 2012 年度報告集」でまとめている。



里浜貝塚（国指定史跡・東松島市）



瑞巌寺本堂（国宝・松島町）

３　保存管理の状況

（１）管理団体

史蹟名勝天然紀念物保存法（大正８年法律第 44 号）により、大正 12 年３月７日に名勝指定された松島は、昭和３年５月 31 日付で宮城県が管理団体に指定された。

戦後、文化財保護法で特別名勝指定を受けるとともに、引き続き宮城県が管理団体として指定を受け[10]、現在に至っている。

（２）権限委譲

ｉ　経緯と経過

広大な指定範囲を有する松島は、多くの人々にとって日常生活の場でもあることから、他の記念物と比べて現状変更の申請件数が多い。これらのうち文化財保護法施行令第５条に規定される一部行為は県と市に許可に関する事務の権限が委譲されていたものの、大半は国（文化庁長官）の事務であり、申請から許可まで１～２ヶ月程度の期間を要した。このため、東日本大震災後には、復興関連事業による申請件数の増加を受けて、震災復興の迅速化のため、国から早急に権限委譲を受ける必要が生じていた。

これを受けて、平成 25 年１月 30 日に県・塩竈市・東松島市教育委員会から文化庁長官あてに特別

10　文化財保護法第 71 条の２及び「史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則（昭和 25 年 10 月 21 日文化財保護委員会規則第３号）」に基づく。

名勝松島管理計画を申し出て、１Ｂ・１Ｃ・２Ｂ・第３種保護地区の権限委譲を受けた[11]。また、震災復興事業で１Ａ・２Ａ地区に造成した東松島市と七ヶ浜町の高台移転地も同様に申し出を行い、権限が委譲された[12]。

ii　専門委員会の設置

文化庁長官から権限委譲を受けた地区の許可事務等を適切に行うため、県及び塩竈市・東松島市教育委員会は、それぞれ申請を審議する組織を整備した。県教育委員会では、平成 25 年 4 月 1 日に宮城県文化財保護審議会の専門組織として松島部会を設置し、学識経験者の審議に基づいて、申請案件を取扱っている。塩竈市は平成 25 年度に既設の塩竈市文化財保護委員会を文化財保護審議会とし、申請案件を随時審議している。東松島市は平成 24 年度に設置した東松島市特別名勝松島保存管理検討委員会を、権限委譲後に東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会に改めて、年間６回の委員会開催と毎月の委員長決裁により申請案件を取扱っている。

（3）関係法令

特別名勝松島には、文化財保護法の他にも各法令に基づく規制区域等が設定されている。それらの区域内で開発行為等を行う場合、松島の保護と併せて、各法令との調整が必要である。松島の指定地内に関わる主な法令等は下記の通りである。

第２－２表　特別名勝松島の関係法令

番号	規制区域等の名称	根拠法令
1	国・県指定文化財・埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法 / 宮城県文化財保護条例
2	県立自然公園松島（普通地区）	自然公園法 / 県立自然公園条例
3	国設松島鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
4	県立都市公園松島	都市公園法 / 県立都市公園条例
5	農業振興地域及び農用地域	農地法 / 農業振興地域の整備に関する法律
6	海岸保全区域及び一般公共海岸区域	海岸法
7	公共の用に供する水面	水産資源保護法 / 宮城県漁業調整規則 / 公有水面埋立法
8	漁港区域	漁港法 / 漁港管理条例 / 漁港漁場整備法
9	地域森林計画対象民有林・保安林 （宮城南部森林計画区 / 宮城北部森林計画区）	森林法
10	松島観光都市計画区域	都市計画法
11	仙塩広域都市計画区域 / 石巻広域都市計画区域	都市計画法
	市街化区域 / 市街化調整区域	都市計画法
	用途地域	都市計画法 / 建築基準法
	開発区域	都市計画法
	地区計画	都市計画法
12	特別名勝松島のうち市街化区域	屋外広告物法 / 屋外広告物条例
13	移転促進区域	防災のための集団移転促進事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律
14	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律
15	景観計画区域	景観法
16	道路区域（道路予定地）	道路法 / 道路整備特別措置法（有料道路）
17	河川区域 / 河川保全区域	河川法
18	港湾区域 / 港湾隣接地域	港湾法
19	砂防指定地	砂防法 / 砂防指定地管理条例
20	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
21	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
22	離島振興対策実施地域（浦戸諸島）	離島振興法
23	土地の形質変更等の区域	土壌汚染対策法
24	（区域定めず）	温泉法
25	（区域定めず）	採石法
26	設置規制区域	太陽光発電施設の設置に関する条例

11　平成 25 年 4 月 1 日付け官報告示（号外第 69 号）
12　平成 26 年 3 月 25 日付け官報告示（号外第 63 号）

第３章　“松島の風景”の構成と価値

第１節　“松島の風景”の成り立ち

“松島の風景”は多様な成因をもつ環境が重層的に形成したもので、その基盤は自然環境である。陸上・海上の様々な形をした岩もさることながら、このあたり一帯に広がる襞（ひだ）の細やかな丘陵地形も松島の特徴の一つである。さらにそれを多様な植物が覆い、特に島々や海岸砂丘を覆うマツが、絵に描いたような印象的な風景をつくっている。

基盤となる自然環境の上では、遙か昔から漁業や農業によって人が生活を営んできた。この結果、松島では自然と深い関わりの中で、歴史的に自然と調和した里山里海環境が形成されている。この自然環境と里山里海環境が織り成す風景が、文学や絵画などで描写されてきた。

現代ではこの里山里海環境に加え、人工的な都市的環境もみられる。特に東日本大震災後は、機械力でもってこれまで人が住んでいなかった丘陵にも、従来の景観に配慮されながら住宅地が造成された。こうした自然環境・里山里海環境・都市的環境が時間の経過によって重なり、現在の“松島の風景”を形成している。

第２節　“松島の風景”を構成するもの

松島は、大正 12 年（1923）の指定理由で、「数百の島嶼一湾の内に碁散し崖上の松樹水面に映して風致を添う」、「島嶼には其の形状同一なるものなく（中略）周囲は概ね絶壁を成し（中略）地層井然として露はれ」、「青松の島嶼に成長するも姿態亦千差萬別にして共に景趣お加ふる」とされ、「一湾内に多数の島嶼散布し何れも特異の形状を呈するは此類を見ざる所なり」とまとめられている。また、国指定名勝の指定基準[13]によれば、その要点は「八　砂丘、砂嘴、海浜、島嶼」及び「十一　展望地点」にある。このことから、“松島の風景”とは、指定当初から近年に至るまで、島嶼、海岸、マツ林などがつくる自然と眺望に、その本質があるとされていた。

しかし、大正 12 年の名勝指定からおよそ 100 年が経過した現在、第 1 節で示した成り立ちを踏まえると、“松島の風景”とは、自然のみではなく、自然とともに暮らす人々の日常や、これまでの歴史も含めたものとして観賞されていると考えなければならない。つまり“松島の風景”は、「自然」と、「自然とともにある暮らしと歴史」が織り成す風景、それを眺める「観賞の場」によって構成されている。

これは、例えば「自然」は島嶼・丘陵や海食崖などの地形・地質、マツ類といった植生がその特徴として挙げられる。「自然とともにある暮らしと歴史」は、地域固有の伝統的な自然と人との関係を表現しており、各浜の漁村など松島らしい風景となっているもののほか、史跡など成り立ちを示すものが挙げられる。「観賞の場」は、感動体験によって風景イメージを共有できる各地の場所と、そこからの眺望がある。

以下では、松島の「自然」「自然とともにある暮らしと歴史」「観賞の場」の具体例を紹介する。

第３節　松島の自然

松島における自然環境の成り立ちの主体は、島嶼、丘陵、海食崖、砂浜、湿地などの地形と、その基盤となる地質、そしてマツ林などの植生である。これらは観賞者に感動を与える“松島の風景”の根幹として不可欠であり、その概要は以下の通りである。

１　地質・地形

湾内に散在する多数の島嶼と多様な海岸線、多島海を取り囲む丘陵が挙げられる。これらは地質・

13　『国宝及び重要文化財並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』（昭和 26 年文化財保護委員会告示第二号）

地形を基盤とするものである。

（1）松島の地質・地形の成り立ち

島嶼と丘陵を構成する地層の形成は新生代中新世前期にさかのぼる。約 2,300 万年前、現在の日本列島を含むアジア大陸東縁の広範囲で火山活動が活発となり、松島周辺でも溶岩、火山砕屑岩、火山灰が陸地や周辺の浅海に堆積し、シルト岩などの砕屑岩と互層を形成した。これらの地層は、第四紀にはほぼ完全に隆起し、陸上に姿を現した。この時から約２万年前の最終氷期が終わるまでの景観は現在とは全く異なる様相であった。当初の準平原地形は、緩やかな隆起運動を経て、深い谷が刻まれた丘陵地となった。谷の浸食は松島湾周辺地域の北北西－南南東方向及び東北東－西南西方向の断層や節理に沿って生じ、複雑に交差する谷が刻まれ、多数の鞍部をもつ尾根がそれらの間に残された。松島の多島海の形成は、この約２万年前までに形成された地形とその後の海水準変動に関連している。最終氷期最盛期の海水面は現在より約 100 m低かったが、氷期の終了（地球全体の温暖化）に伴って海水準は徐々に上昇し、約 6,000 年前には現在とほぼ同じ高さに達した。この海は上記の複雑な谷に入り込み、鞍部を水没させ、断続する尾根部分を島として残す多島海をつくった。

（2）松島の地質

松島の地質は新第三紀とよばれる約 2,300 万年前から約 260 万年前に形成された地層が中心となっている。松島湾域西側には、それよりも古い三畳紀利府層が分布し、新第三紀の地層に不整合に覆われている（第３－１表・第３－２図）。

新第三紀中新世の地層は松島湾層群と志田層群からなり、これらは不整合の関係にある。このほか、周辺には新第三紀鮮新世、第四紀の地層が分布する。松島の地層は以下ｉ～ｖに要約される。

ｉ　三畳紀　利府層

利府町浜田の北東から赤沼付近に分布しており、本地域の基盤となっている。主に粘板岩、砂岩からなる。

ⅱ　新第三紀中新世　松島湾層群

松島湾の全域に分布する。下位から塩釜層、佐浦町層、網尻層、松島層、東宮浜層、大塚層に分類される。塩釜層と上位の佐浦町層は松島湾の北西部に分布する。火山角礫岩など火山噴出物を主体とする陸成層で、層厚はそれぞれ 250 m、240 mである。網尻層は佐浦町層に重なり、下部は凝灰岩と砂岩、上部はシルト岩と砂岩からなる海成層で、最大層厚が 250 mである。松島層は水中堆積した貝化石を含む凝灰岩で、最大層厚は 400 mである。東宮浜層は下位の松島層の走向に斜交しており、松島湾の南西部のみ分布する。また東方に向かって細粒となり、湾北東部にはみられないので、シルト岩が堆積する海域に西から流入した水中火砕流で形成されたとみられる。松島層に整合に重なり、下部が東宮浜層と一部指交関係にある大塚層は、海成のシルト岩・砂岩の互層で、最大層厚は 300 mである。

第３－１表　松島湾の地層

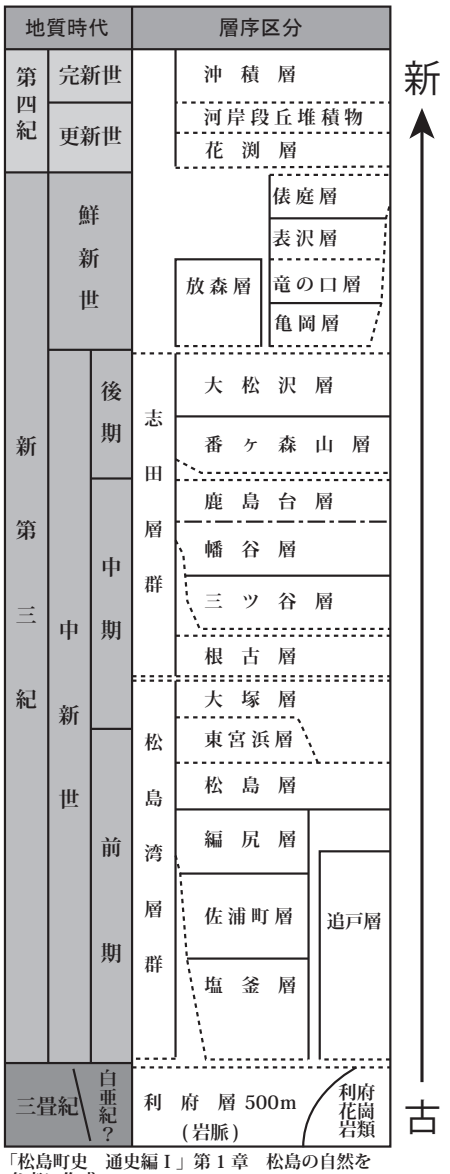

「松島町史　通史編Ⅰ」第１章　松島の自然を参考に作成


松島層


東宮浜層


大塚層

ⅲ　新第三紀中新世　志田層群

主に松島湾の北西部に分布し、松島湾層群を傾斜不整合で覆う。全体に細粒～中粒砂岩の浅海成堆積物よりなる。下位より三ツ谷層、幡谷層、番ヶ森層で構成される。

ⅳ　新第三紀鮮新世　放森層

松島湾周辺地域で志田層群と不整合に重なる鮮新統は、指定地内では利府町付近の砂岩を主体とした放森層がみられる。

ⅴ　第四紀

段丘堆積物や島々の入り江、川沼付近などに広く分布する低湿地堆積物が中心となる。松島の島々は、これらの地層のうち、主に松島湾層群の上部層である松島層、大塚層で構成されている。松島層は凝灰岩、大塚層はシルト岩がそれぞれ主体をなす。これらの地層は松島湾内では北西－南東の走向をもち、ゆるやかな背斜、向斜構造を繰り返しながら分布する。軽石質凝灰岩からなる島の海食崖下部では、波食によるノッチが発達し、凝灰岩とシルト岩の互層からなる島には節理や断層に沿って海食洞などがみられる。この凝灰岩は、かつて野蒜石や塩竈石と呼ばれ、建築用石材として用いられた。

（3）松島の地形

地形は “ 松島の風景 ” の基盤として、特徴的な多島海の島々のみならず、背景となる丘陵や、アクセントとなる海食崖や砂丘など、全てに関係する。

ⅰ　島嶼

島嶼は松島の核心である。湾内には通常島と認められるものが約 230 あり、岩礁まで含めると 280 ある。島々は浸食されやすい凝灰岩質又はシルト岩質の岩石からなるため、急峻な海食崖に囲まれている。各島の大きさは、長径１ｋｍ以上が宮戸島、寒風沢（さぶさわ）島、桂島、野々島の４島のみで、その他の島は長径 100 ｍ未満である。また、標高が 100 ｍを超える島は宮戸島のみで、他は全て 60 ｍ以下である。

その中で標高 30 ｍを超える島は桂島、唐戸島、大森島、焼島、寒風沢島、木ノ島の６島であり、標高 20 ～ 30 ｍが 17 島、10 ～ 20 ｍ未満の島は 45 島、標高 10 ｍ未満は 173 島である。全体の 90％が標高 20 ｍ未満の島で構成されている。

ⅱ　丘陵

松島湾を取り巻く丘陵は海抜 100 ｍ程の高さで、起伏・傾斜ともに緩やかで、概ね頂高の揃った丘陵といえる。松島湾を取り囲むことで外界を遮断するとともに、重要な背景としての役割を担っている。丘陵斜面が豊かな緑に覆われることで、空と青とのコントラストを生み出している。

ⅲ　海食崖

海岸線と、一部の内陸部に取り込まれた海食崖から、かつての海岸線を知ることができる。松島の島々

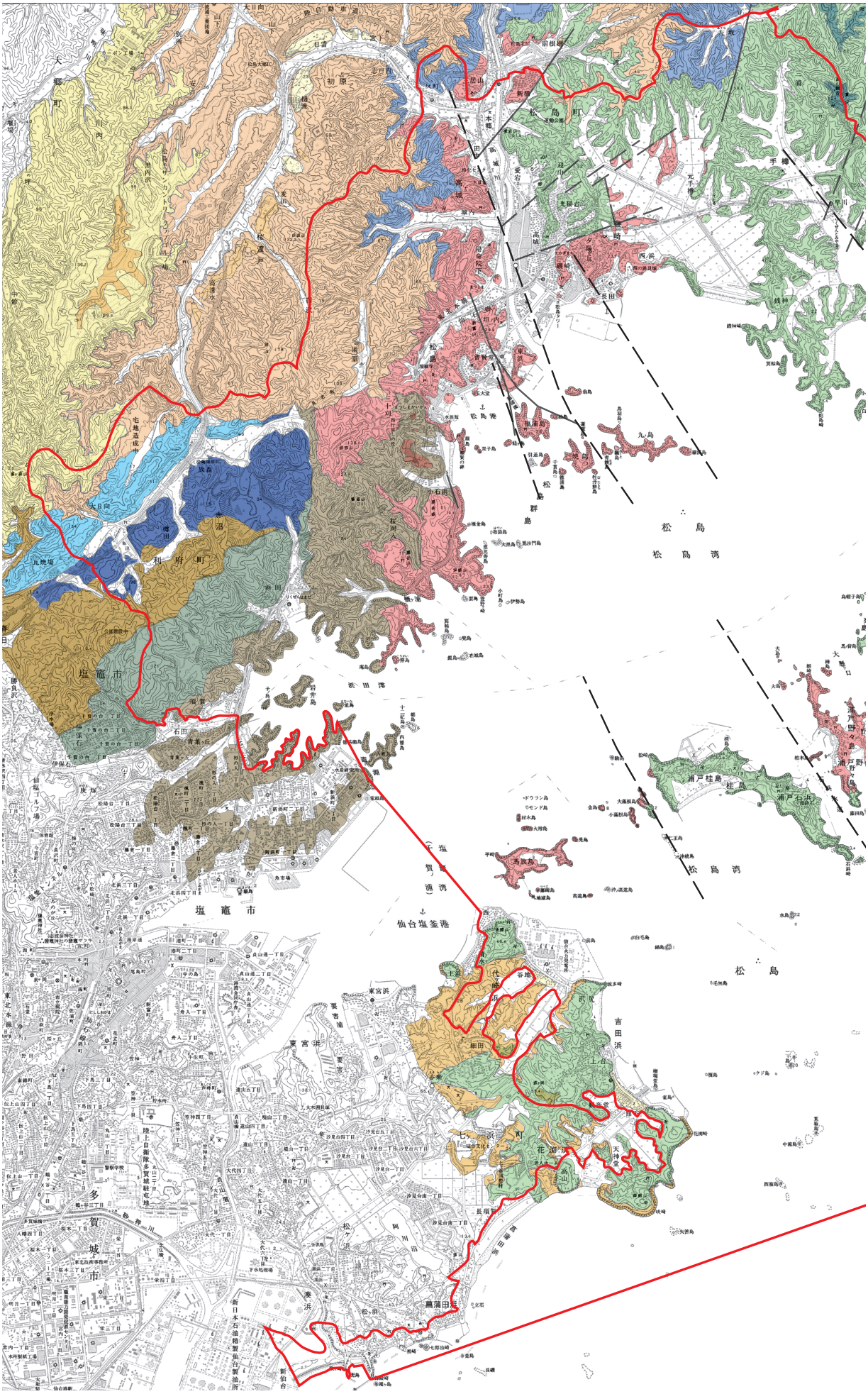
松島町
松島
松島湾
塩竈市
利府町
仙台塩釜港
多賀城市
七浜町
花渕浜
吉田浜
浦戸桂島
浦戸石浜
松島湾
松島

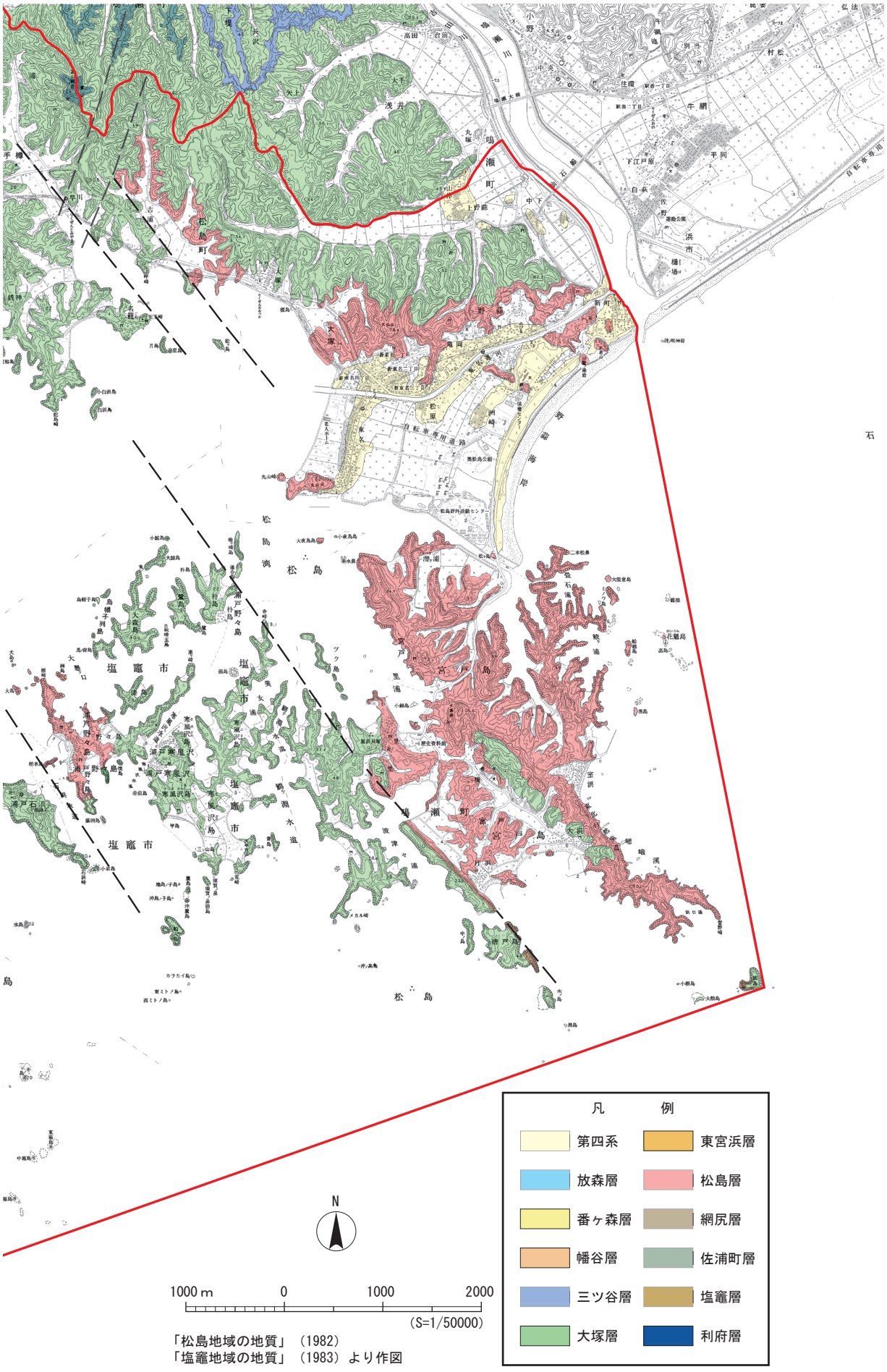

「松島地域の地質」（1982）
「塩竈地域の地質」（1983）より作図

第３－１図　特別名勝松島の地質

は乳白色の凝灰岩やシルト岩等からなっており、海食でむき出しとなった岩の白さと木々の緑、海の青とのコントラストが奇観の一部を構成している。また、宮戸島の嵯峨渓（さがけい）のような外洋に面した海食崖は、動的で独特の景観である。

iv　砂浜

砂浜は主に外洋に面した海岸にみられる。野蒜の洲崎浜は比較的広く、七ヶ浜半島・宮戸島・寒風沢島・桂島の外洋側の海岸には小規模な砂浜が多い。

野蒜の洲崎浜や東名の砂浜は、沿岸漂砂の供給によって海浜砂堆が形成され、陸と島、あるいは陸と陸を繋ぐように延びていることから、陸繋砂州（りくけいさす）と呼ばれている。これは明治時代以降急速に成長し、東名の丸山や野蒜海岸の背後で「陸の松島」と呼ばれる景観をつくり出している。また、宮戸島には「竹浜の鳴砂」や「室浜の鳴砂」と呼ばれる石英砂を高い割合で含む砂浜もある。

v　湿地

東松島市野蒜の洲崎浜の西側には湿地帯が広がる。この湿地は洲崎浜の形成にも深く関わっており、砂州の発達で潟となり、さらに封じ込められて湿地化したものである。また、震災で被災した東松島市宮戸字大浜の農地のうち海岸から谷奥までの約 2.5 ヘクタールが、大浜田湿地として景観向上のため環境整備されている。

vi　河川

松島湾に注ぐ河川は少なく規模も小さい。流路延長 12 ｋｍの高城川が最も大きな河川である。このため湾内への土砂の流入が少なく、多島海の地形が保持されている。

vii　海底地形

松島湾の海底は中央部が水深３～ 3.5 ｍで最も深く、周囲に向かって浅くなる盆状の形態をしており、島々の間は潮流によって海底が掘り込まれている。また、外洋に通じる海域では部分的に水深の深い複雑な樹枝状の谷が認められ、海面下に沈む前の地形の姿をとどめている。



島嶼



丘陵



海食崖



砂浜



湿地



河川

２　植生

（１）松島の植生の特徴

松島の植生は、海と空の青さ、海食崖の白さとのコントラストの中に映える緑色のアクセントとなっている。

松島の植生で代表的なものは、アカマツとクロマツである。アカマツとクロマツは、表土が薄く、乾燥して貧栄養な立地で優勢となる常緑針葉樹で、潮風や波浪にも耐えて島嶼や丘陵の海食崖に立つすがたは、日本人の自然観を象徴するものといえる。

他にも、植生の特徴としてタブノキやヤブツバキ、シロダモなど、四季の変化が顕著な落葉植物を基調としながらも、暖地系常緑植物を豊富に内包する植物群落が数多く存在することが挙げられる。これには冬季の寒冷・乾燥が緩和される海洋性気候と地形的構造が強く作用している。

それから、変化に富んだ立地及び人々の生業の歴史が、多様な植物群落の形成と、それらによるモザイク状の配置を促して、箱庭のような景観、地域生態系を生み出していることがある。浅土上のマツ林をはじめ、社寺に付随するタブノキ林やモミ林、海食崖に点在するコハマギク群落といった自然度の高い植物群落と、かつては薪炭や用材、養殖用資材などの生産を担ったコナラ林やスギ植林、竹林、あるいは日常的に生産活動が展開される水田や畑地、住宅地といった履歴や利用形態によって異なる植物群落が近接しあっている。

（２）植生の構成

植生は、「第６回・第７回自然環境保全基礎調査　植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、1999 ～ 2009）にしたがい、松島の景観形成に係わる植物群落を抽出した上で、それらの概要や分布について整理した（第３－２図、第３－２表①～⑫）。

次に、①～⑫の多様な植物群落の中から、“ 松島の風景 ” における特徴的な構成を、ⅰ～ⅷの８タイプの自然植生として示した（第３－２表①～⑧に対応）。松島の景観形成に係わるこれら８タイプ植物群落は、松島の特徴的な地形に由来する岩壁・砂地・森林土壌といった基質、及び海水・汽水・淡水といった水環境による「入り組んだ立地」に対応して、モザイク状に分布している。この構造・環境・在り方の仕組みが松島の自然環境や生態系を豊かなものとし、水質の浄化や土砂流出の防止、海洋生物の育成といった生態系サービスを生み出している。したがって、単に緑のボリュームを維持するだけでなく、植物群落の多様性とそれを支える立地の維持が求められる。また、これらに係わる天然記念物（第３－３表）は個別に価値を有するとともに、景観上の価値を高めるものである。なお、本計画では紹介していないが、水界の環境や漁業とのかかわりがある海草・海藻が繁茂する藻場、特にアマモやアカモクが優占する群落も、今後留意する必要がある。

ⅰ　マツ林（第３－２表①）

マツ林にはクロマツ林とアカマツ林があり、ともに松島で最も広い面積を占め、景観を構成する代表的な植生である。しかし、マツ林は養分や水分の少ない砂土や凝灰岩の風化した浅土の上に生育したきわめて脆弱な植物群落でもある。このうち、クロマツ林は防潮・防砂を目的とした海岸防災林など、人工林として育成されたものも多く、人と自然とのかかわりを物語るものとして重要である。

ⅰ-①　クロマツ林

クロマツは耐塩性が高いことから、外側島嶼群の潮風が激しい岬端や海食崖肩部などに生育する。また、海岸防災林として植栽・育成されている。

ⅰ-②　アカマツ林

アカマツ林は松島湾の沿岸や島嶼の大部分を覆い、天然林[14]が主体となっている。厳しい環境条件下では生育が阻害されて矮生樹・偏形樹となるが、それが独特の景観を生み出している。

ⅱ　常緑広葉樹群落（第３－２表②）

発達した森林としては、タブノキ群落が宮戸島や寒風沢島などの外洋側島嶼にあり、自然景観に緑の深みを与えている。タブノキの樹冠下では、シロタモやヤブツバキ、テイカカズラ、マサキ、ヒサカキ、オオバジャノヒゲ、ヒメヤブンなど多くの暖地系常緑植物が各階層で優勢となる。ほかに、マサキ－トベラ群集は、外洋に面した浅土の凝灰岩地に生育する。樹高１～２メートルの低木林である。

ⅲ　モミ林（第３－２表③）

モミ林は松島地域の気候的極相林[15]とみなされている。富山（とみやま）付近のほか、人の手が加わることが少ない福浦島などにわずかに残存している。特に、富山付近では大径のモミにイヌブナ、イヌシデなどが混交し、原生林の面影を残した貴重な森林が認められる。

ⅳ　ケヤキ林（第３－２表④）

ケヤキやイタヤカエデ、アカシデといった落葉広葉樹が優占するケヤキ林も、本地域における極相林の１タイプとみなされる。外洋側の島嶼を中心に海岸に近い急斜面や谷頭、崖錐にしばしば巨木を交えて生育している。

ⅴ　落葉広葉樹二次林（第３－２表⑤）

松島湾内の比較的大きな島嶼や陸域沿岸部の丘陵に広く分布する。クリやコナラ、カスミザクラといった落葉広葉樹が優占し、モミやアカマツなどの針葉樹がしばしば混交する二次林[16]である。占有面積が大きく四季の変化が顕著な点で、松島の景観に大きな影響を与えている。

ⅵ　岩壁植生（第３－２表⑥）

面積的には狭いが、海岸の海食崖に分布するコハマギク群落やラセイタソウ－ハマギク群集、そして内陸の岩壁に認められるキヅタやマメヅタ、ミツデウラボシなどが生育する特異な群落である。海食崖を彩る植生として貴重である。

ⅶ　砂浜植生（第３－２表⑦）

洲崎浜や菖蒲田浜をはじめ、宮戸島や寒風沢島など外洋に面する海岸の砂浜で見られる。厳しい環境条件を反映してハマニンニクやコウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマナスといった特異な植物からなり、波打ち際から内陸に向かって一定の順序で生育している。

ⅷ　湿原・河川・池沼植生（第３－２表⑧）

洲崎浜西側の湿原には、ヨシや塩生植物であるシオクグの群落がみられ、原生植生の面影をとどめている。また、各所に散在する小規模な入り江や河川、池沼でもヨシやガマ、ハンノキ、ヤナギ類、ヒシなどの湿性・水生植物が認められ、野生動物の生息や水質浄化に貢献している。

14　**天然林**：人間の関与なしに自然状態で形成・更新される森林のこと。

15　**極相林**：長い歳月をかけて、その場所の気候や地形、土壌環境に合致するよう遷移し、最終段階に至った天然林のこと。（「一次林」ともいう）

16　**二次林**：極相林以外の森林。災害や伐採、山火事などで破壊されたのち再生し、遷移途上にあるさまざまな森林のこと。

第３－２表　特別名勝松島及び周辺の陸域植生の概要

植生型		主な植物群落	概要
①マツ林	①- １クロマツ林	クロマツ植林	常緑針葉樹のクロマツの植林。耐塩性が強いことから海岸砂丘の防潮林、沿岸地の用材林として植栽されたもの。
	①- ２アカマツ林	アカマツ群落	尾根や斜面上部の土壌の浅い、乾いた立地に広く分布する常緑針葉樹林。
②常緑広葉樹群落		タブノキ群落	向陽の適潤地に成立する常緑広葉樹の自然林で、タブノキが優占し、林内にヤブツバキ、ヒサカキ、イノデ類が生育する。
		マサキ - トベラ群集	海岸砂丘や海食崖の風衝地に成立する常緑広葉樹の低木群落。マサキ、トベラ、マルバシャリンバイ等が混生する。
③モミ林		シキミ - モミ群集	暖地系常緑針葉樹と常緑広葉樹の混交林。モミ、カヤ、シキミ、ヤブツバキ等が混生する。
		アオハダ - モミ群集	落葉広葉樹のクリ、コナラ、シデ類と常緑針葉樹のモミなど、さまざまな植物が混生する。
④ケヤキ林		イロハモミジ－ケヤキ群集	岩壁や岩角地に成立する落葉広葉樹の自然林。ケヤキ、イロハモミジが優占し、時にタブノキを伴う。
		オオモミジ－ケヤキ群集	湿潤な砂礫土から成る斜面下部や渓谷沿いの崖錐に成立する落葉広葉樹の自然林。ケヤキ、オオモミジが優占し、アワブキ、エゾエノキ等が混生する。暖地系の常緑植物をほとんど含まない。
⑤落葉広葉樹二次林		クリ－コナラ群集	丘陵地に成立する落葉広葉樹の二次林。高木層ではコナラが優占し、クリ、カスミザクラ等が混生する。いわゆる薪炭・雑木林で定期的伐採により維持されてきた。
		オニグルミ群集	河岸、法面、崩積斜面等に先駆的に成立する落葉広葉樹の二次林。オニグルミが優占し、河岸ではエノキ、ニセアカシア等が混生する。
		ニセアカシア群集	北米原産のマメ科植物ニセアカシアの植林または逸出による二次的な群落。河川敷、海岸砂丘、崩落地、伐採跡地等に生育域を広げている。
⑥岩壁植生		コハマギク群落	海岸断崖に成立する多年生草本植物群落。コハマギクだけ優占することが多い。
		ラセイタソウ－ハマギク群集	海岸断崖に成立する風衝草原。ハマギクやラセイタソウ等が点々と生育する。
⑦砂浜植生		砂丘植生	海岸砂丘に形成される矮生低木群落または草本群落。低木のハマナス、草本のコウボウムギ、ハマニンニク等が帯状に優占する。
⑧湿原・河川・池沼植生		ハンノキ群落	湿地の周辺、池沼畔、後背湿地等で、常時冠水する過湿地に成立する落葉広葉樹の自然林。
		ヤナギ高木群落	河川の上・中流域の河畔、低湿地等に成立する落葉広葉樹の自然林。シロヤナギ等が優占する。
		ヨシクラス	水位変動や流動水が少なく、底質が泥や粘土質で、一般に富栄養な水に潤される低湿地に成立する低層湿原。ヨシ、マコモ、各種のスゲ類等が生育する。
		ミゾソバ－ヨシ群落	水田放棄地、河畔の造成地等、富養化した湿地に成立する二次草原。ヨシが優占し、群落内にはミゾソバ等の好窒素性植物が混生する。
		オギ群集	河川下流域の淡水湛水地で、排水のよい砂質土壌上に成立する多年生草本植物群落。オギが優占する。河川改修で冠水頻度が減少した場所で、ヨシに代わって面積を拡大している。
		ヒルムシロクラス	池や沼、浅い湖、旧河道等の淡水の湛水域に成立する水生植物群落。
		シオクグ群集	満潮時に冠水する河口や潟湖の泥質塩性地に成立する短茎草原。シオクグが密生し、単純な群落を形成する。

植生型		主な植物群落	概要
⑨針葉樹植林		スギ・ヒノキ・サワラ植林	常緑針葉樹のスギ、ヒノキ等の植林。単独で植栽されることが多く、広い面積を占める。
		カラマツ植林	落葉針葉樹のカラマツの植林。一般に、高海抜の寒冷地に植林される。
⑩竹林		竹林	モウソウチク、マダケ等の竹林。人家付近に小面積で分布していたものが、管理不足から周辺の植林地や二次林内に生育域を広げている。
⑪二次草原・低木群落		ススキ群団	放置された畑地や採草地、火入れ地、海岸の風衝地、湿地が陸化した立地等に成立する多年生の高茎草原。ススキが優占し、トダシバ、ツクシハギ等が混生する。
		伐採跡地群落	森林の伐採跡地に成立する草本群落、または高さ１ｍ前後の落葉広葉低木群落。キイチゴ類、タラノキなど先駆植物が優占する。
		アズマネザサ群落	向陽地、伐採跡地、河川堤防等に成立するササ群落。アズマネザサが優占することが多い。
⑫耕作地植生	⑫－１水田	水田雑草群落	水田に成立する雑草群落。
		放棄水田雑草群落	水田放棄地に成立する高さ２m以下の草本植物群落。ミゾソバ、イグサ、コブナグサ等から成る。
	⑫－２畑・果樹園	畑雑草群落	畑地及び畑地放棄地に成立する草本植物群落。シロザ、ツユクサ、スベリヒユ等の１年生植物を主要構成種とする。
		果樹園	高さ２ｍ以上の果樹が栽培される樹園地、または茶畑。桑畑や苗木畑も含める。畑雑草や路傍雑草が生育することが多い。
		路傍・空地雑草群落	都市と周辺域の空地や造成地に成立する高さ１ｍ以下の草本植物群落。セイタカアワダチソウ、ヨモギ、クズ等が生育し、帰化植物が多い。
	⑫－３牧草地・ゴルフ場・芝地	牧草地	播種後、刈り取り等で管理される高さ１．５m以下の人工草地。牧場、採草地、法面等の人工管理下にある草地を含む。
		ゴルフ場・芝地	頻繁な刈り取りにより維持されている植生 10㎝以下のシバ草地。



①マツ林



②常緑広葉樹群落



⑤落葉広葉樹二次林

第３－３表　特別名勝松島内の天然記念物（植物）

名称	員数	内容	所在地	所有者	指定年月日
瑞巌寺の臥竜梅	2 本	紅梅　幹周 2.3m、樹高 8m 白梅　幹周 1.5m、樹高 6m	松島町字町内	瑞巌寺	県指定天然記念物 （平成９年５月９日）
瑞巌寺老杉	4 本	幹周 8 ～ 8.8m、樹高 32m	松島町松島字町内	瑞巌寺	町指定天然記念物 （昭和 45 年 12 月１日）
いぶきびゃくしん	1 本	幹周 1.8m、樹高 3m、 樹齢約 700 年	松島町字町内	個人	町指定天然記念物 （昭和 45 年 12 月１日）
富山・杉	1 本	幹周 3.8m、樹高 45m、 樹齢約 400 年	松島町手樽字三浦	大仰寺	町指定天然記念物 （昭和 45 年 12 月１日）
天麟院・はりもみ	1 本	幹周 4m、樹高 40m、 樹齢 300 年以上	松島町字町内	天麟院	町指定天然記念物 （昭和 45 年 12 月１日）

名称	員数	内容	所在地	所有者	指定年月日
陽徳院・高野槙	1 本	幹周 5.2m、樹高 32m	松島町字町内	陽徳院	町指定天然記念物 S45.12.1
松島せっこく	—	瑞巌寺中門前東側老杉に 2 株着生	松島町松島字町内他松島湾一帯	瑞巌寺他	町指定天然記念物 H7.9.29
むろの木 (イブキビャクシン)	1 本	幹周 4.5 m、樹高 15m、 樹齢約 700 年	東松島市宮戸字大室	個人	市指定天然記念物 S50.4.30
宮戸島のセッコク	—	ラン科、多年草、 指定面積 22.202㎡	東松島市宮戸字大室	個人	市指定天然記念物 H8.7.1
瑞巌寺夫婦欅 (夫)	1 本	幹周 7m、樹高 25m、 樹齢約 800 年	松島町字町内	瑞巌寺	町指定天然記念物 S45.12.1
医王寺のカヤ	1 本	幹周 3.8m、樹高 20m、 樹齢約 300 年	東松島市宮戸字里	医王寺	市指定天然記念物 H2.2.26
医王寺のイチョウ	1 本	幹周 3.6m、樹高 23m、 樹齢約 200 年	東松島市宮戸字里	医王寺	市指定天然記念物 H2.2.26
下がり松	1 本	幹周 2.1 m、樹高 5.4 m 明治以前に植樹	七ヶ浜町代ヶ崎浜字細田	七ヶ浜町	町指定天然記念物 H2.4.1
扇谷・混合雑木林	3.7 a	モミジやケヤキなど落葉広葉樹が多い。	松島町松島字桜岡入	宮城県	町指定天然記念物 S45.12.1



松島せっこく



むろの木



扇谷混合雑木林

第３－４表　特別名勝松島内のすぐれた植生

名称	内容	所在地
ヤマザクラ自生地	バラ科サクラ属の日本固有種で、松島湾沿岸がヤマザクラの自生する北限となっている。	宮戸島など
ヤブツバキ自生地	宮戸島月浜の稲ヶ崎公園や野々島など島嶼部で自生したものが多くみられる。	宮戸島、浦戸諸島など
湿地景観	東日本大震災後の整備で再生。	野蒜洲崎浜、宮戸島大浜
タブノキ群生林	クスノキ科常緑樹で島嶼部に多くみられる。	桂島神明社周辺、寒風沢島神明社境内など
鼻節神社モミ林	七ヶ浜町内ではこの境内だけにみられる。七ヶ浜町域でもモミ・イヌブナ林が極相であることを示す。	七ヶ浜町花渕浜



ヤマザクラ自生地



ヤブツバキ自生地



湿地景観

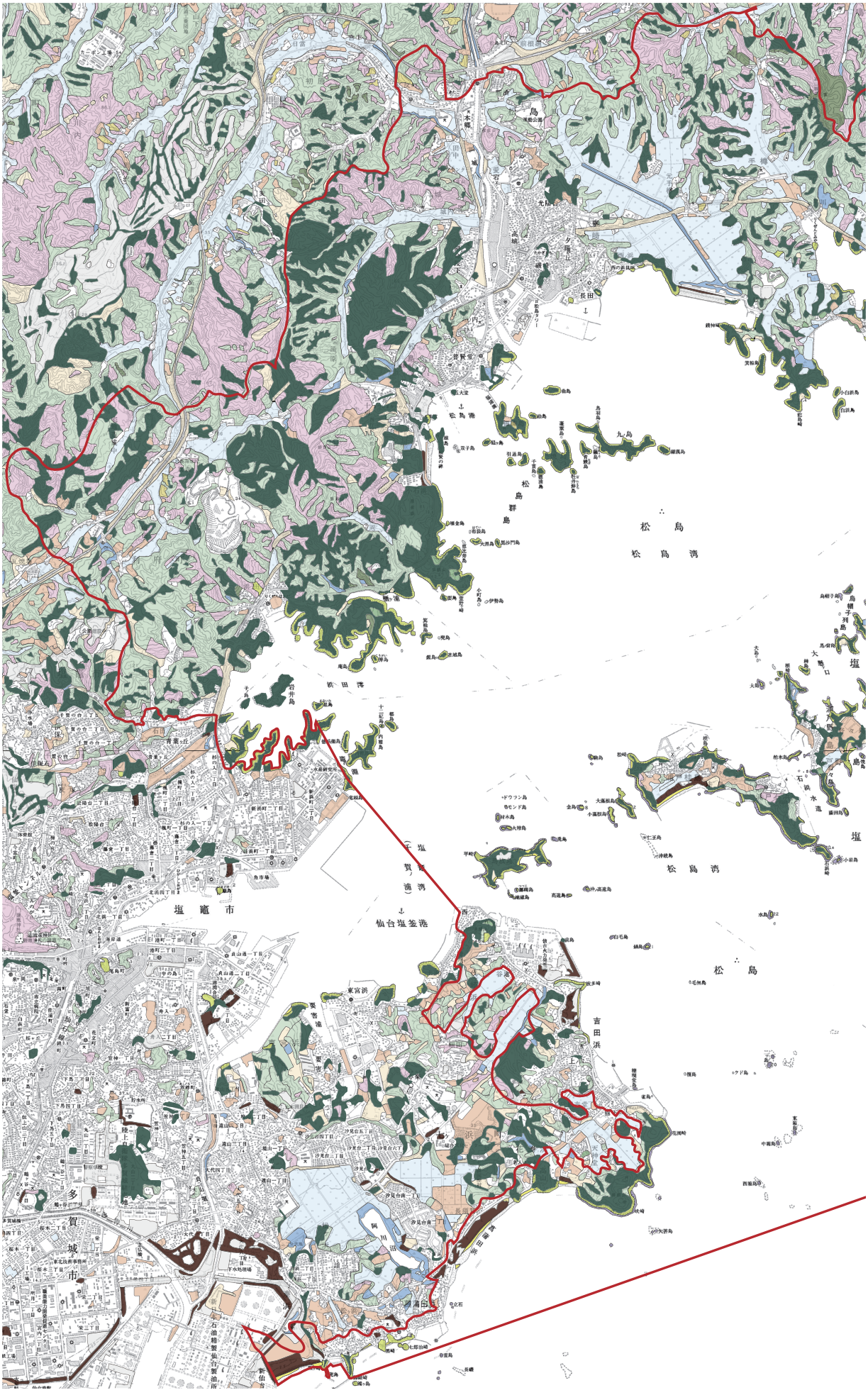
松島
松島湾
松島群島
松島湾
松島
塩竈市
仙台塩釜港
吉田浜
多賀城市

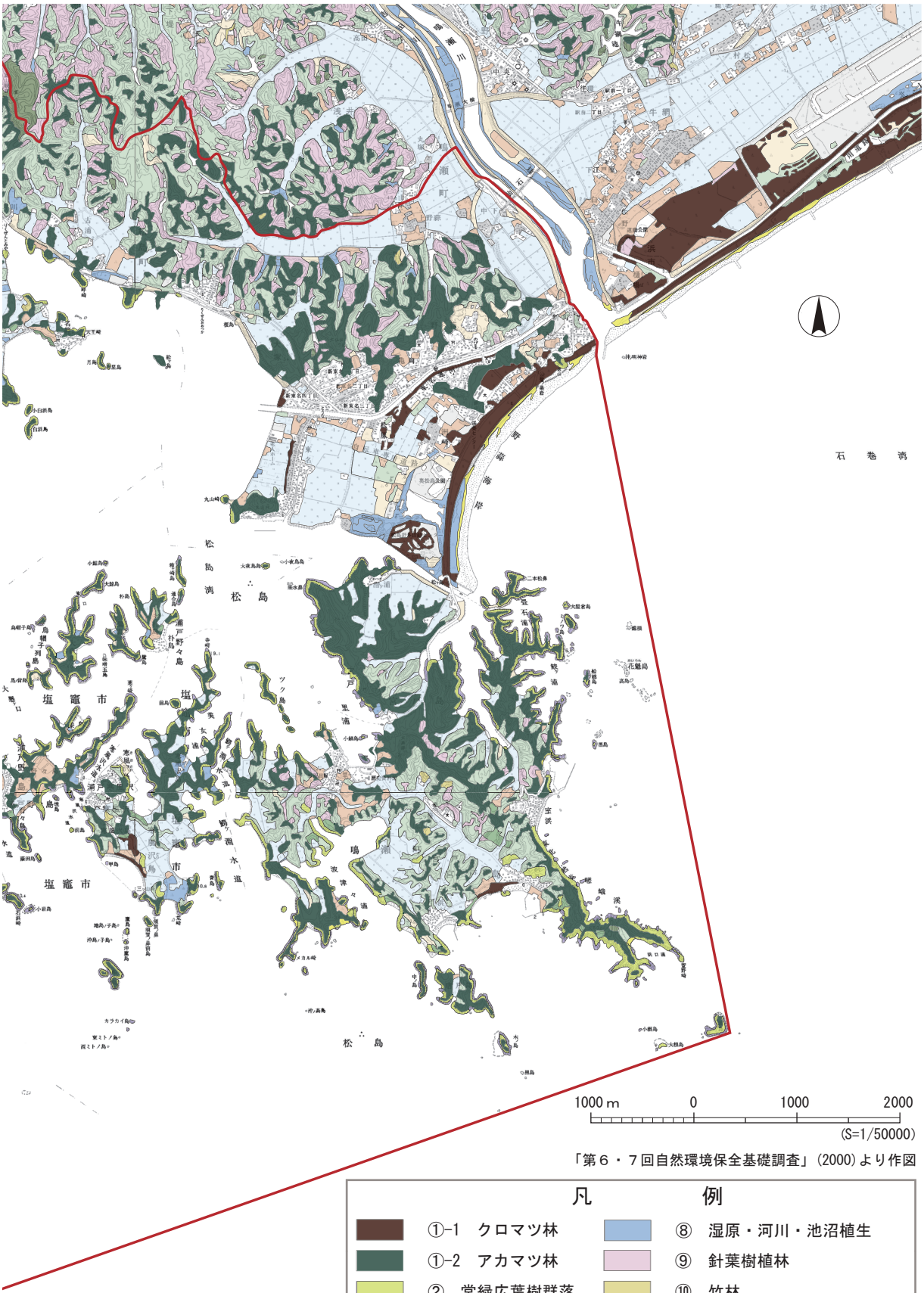

「第６・７回自然環境保全基礎調査」(2000)より作図

凡　例

①-1	クロマツ林	⑧	湿原・河川・池沼植生
①-2	アカマツ林	⑨	針葉樹植林
②	常緑広葉樹群落	⑩	竹林
③	モミ林	⑪	二次草原・低木群落
④	ケヤキ林	⑫-1	水田
⑤	落葉広葉樹二次林	⑫-2	畑・果樹園
⑥	岩壁植生	⑫-3	牧草地・ゴルフ場・芝地
⑦	砂浜植生		

第３－２図　特別名勝松島の植生

第４節　松島の自然とともにある暮らしと歴史

自然や歴史文化を反映した人々の営みは、現在も松島の各地域にのこり、魅力的な “ 松島の風景 ” を育んでいる。また、これらは地域の多様性を示し、“ 松島の風景 ” に奥深さをもたらしている。現在、松島の各地でみられるものについて、松島らしい風景となっているもの、あるいは地域の歴史をものがたるものに分けて例示する。

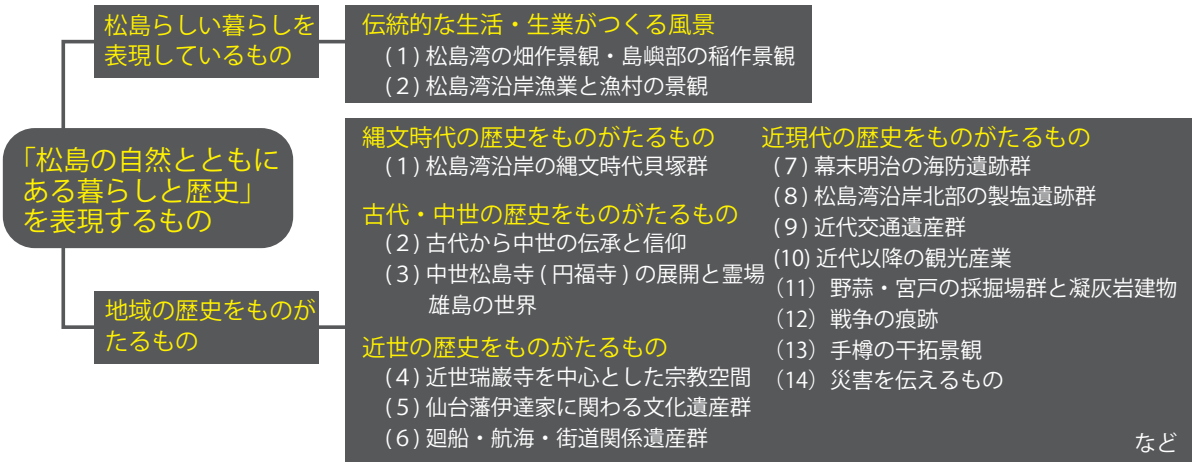

1　松島らしい暮らしを表現しているものと構成

松島の自然のなかで、人々の生活・生業や地域社会に伝わる信仰・風習などがつくる風景について、その特徴と代表的な構成には、例えば以下のようなものがある。

（1）松島湾の畑作景観・島嶼部の稲作景観

松島丘陵に囲まれる松島湾は、里山と里海が接する独特な地形を呈し、平地が少ない。そのため、丘陵や島では傾斜を利用した小規模な畑作が行われている。特に島嶼部は陸域から独立していることから、野菜の種を純粋種で交配できる種苗畑として活用された。仙台白菜は馬放（まはなし）島が採種を初めて行ったとされ、現在でも宮戸島、浦戸諸島を中心に伝統野菜として栽培されている。採種のための菜の花畑は観光資源としての魅力ももつ。

また、島嶼部の稲作は、古くから自給自足生活の一部として営まれ、今も寒風沢島南部でみられる。島では入り江や低湿地に天水を貯めて米作りを行っており、冬でも水が抜けない環境から、クロメダカなど絶滅危惧種が生息する生態系が保たれている。

第３－５表　松島湾の畑作景観・島嶼部の稲作景観の構成

宮戸の菜の花畑	東松島市	宮戸	白菜採種のための菜の花畑が見られる。「菜の花の島」と呼ばれ、宮戸島の見どころとなっている。
浦戸の野菜種苗畑と菜の花畑	塩竈市	浦戸桂島・朴（ほう）島	自然交雑を避け、野菜の種を純粋種で交配できるため浦戸諸島に仙台白菜の種苗畑が開かれた。採種のための菜の花畑は島の見どころである。
手樽の菜の花畑	松島町	松島町手樽	手樽の各地でみられ、特に古浦農村公園周辺の規模が大きい。
寒風沢の稲作	塩竈市	浦戸寒風沢	市内唯一の水田で、天水を貯めて米作りを行う。秋には収穫した稲を天日干しする昔ながらの懐かしい田園風景が見られる。



浦戸の菜の花畑（朴島）



手樽の菜の花畑



浦戸の稲作景観（寒風沢島）

（２）松島湾沿岸漁業と漁村の景観

松島湾では、近世からノリやカキの養殖が盛んに行われている。浅海内湾の特徴を活かしたノリ・カキの養殖棚が海面を覆う様相は近代以降に形成され、松島の代表的な景観をなす。また、湾奥部ではウナギ・アナゴをとるボダ漬漁などの伝統漁が現在も続けられ、地域の食文化を支えている。漁港や浜の背後にはそれを支える集落が点在し、各集落には倉庫や作業場として利用するため、近くの海食崖を掘り込んだ多数の岩窟（ボラ）がみられる。

こうした生業によって、湾内各地域では船だまりや漁師の働く姿など、日常生活で人と海が結びついた特色ある景観がみられるほか、それぞれの浜や集落には鎮守のための神社や寺があり、共同作業や祭祀などの場となっている。また、現在も浜ごとに獅子舞など独自の文化が多く残り、海食崖を利用した岩窟で少年たちが共同生活を営む年中行事、「月浜のえんずのわり」（国指定重要無形民俗文化財）もそのひとつである。

第３－６表　松島湾沿岸漁業と漁村景観の構成

カキ養殖棚	全域	—	松島湾は全国有数のカキの養殖地である。特に明治時代以降は、広島から技術導入された木材の杭を棚状に組み立てて行う景観がみられる。
東名・浦戸の種ガキ施設	東松島市 塩竈市	東名・浦戸	大正時代から養殖が始まり、大量の種ガキがアメリカに輸出された。現在も主産地として、カキの幼生を付着させる原盤や、原盤に使用するホタテの貝殻が積まれた景観がみられる。
ノリ養殖	全域	—	天然の岩海苔採取のほか、明治時代以降にノリの養殖が発展し、湾内漁業の中心となっていった。湾内では、海底に竹や木を使用した「ひび」が立込まれ、浜に養殖に用いる竹材が立てかけられた景観がみられる。また浜の近くに採取のための竹林が点在する。
ボダ漬漁	利府町	櫃ヶ浦	ウナギ楢葉漬、エビ笹漬など、竹竿に楢葉や笹葉が茂った枝の束をまとめて縄で吊り下げた「ボダ」を地先水面内に仕掛けられた景観がみられる。
宮戸の潮干狩場	東松島市	宮戸字波津々浦	東日本大震災以前の３～５月は、アサリ獲りをする大勢の家族連れで賑わった。
宮戸・浦戸諸島の岩窟群（住居・倉庫・作業場・風呂場・馬小屋ほか）	東松島市 塩竈市	宮戸・浦戸野々島・柏木島	宮戸・浦戸の各島で、崖下などの岩を手掘りで切り開いた岩窟（ボラ）がみられる。宮戸月浜ではえんずのわりのお籠もりの場として使用され、浦戸野々島には「内海長者」などの伝説もある。野々島漁港向かいの柏島（無人島）には、大小のボラがあり、造船場として使われたとされる。
宮戸島の岩窟を利用した祠	東松島市	宮戸字大浜	崖中腹の海を望む場所を穿ち、その中に神仏を納めている。
五十鈴神社・月浜のえんずのわり【国無形】・岩窟（籠屋・風呂場跡）		宮戸字月浜	五十鈴神社は月浜の鎮守。昔某皇子がこの地に行在所を定めた時に勧進したと伝えられる。えんずのわりは、月浜地区に伝承される小正月の鳥追いの行事である。子どもたちが岩屋でお籠もりをしてから、集団で家々を回り、害鳥を追い払う唱え言をいって、一年の豊作や無病息災を祈願する。社の近くには、えんずのわりで使用する岩窟があり、寝泊まりや風呂場として使用されていた。

鹿島神社	東松島市	宮戸字鹿島	室浜の鎮守。寛永年間 (1637-1643) に勧進された。本殿は金華山神社建築時の材を使用と伝えられる。
波島のハッテラ様（八大龍王）		宮戸字室浜	大漁をもたらし、漁師を艱難から守る神として祀られた。地元ではハッテラ様と呼ばれている。
熊野神社		宮戸字里浜深海	里浜の鎮守として里浦の小島 (都島) に鎮座する。
観音寺本殿		宮戸字門前	文保 2 年 (1318) 開基、永正 2 年 (1505) 再興。曹洞宗、本殿は慶応元年 (1865) の再建。境内に多十郎の碑がある。
大高森山頂の雷神塔		宮戸字大高森	大高森山頂に所在。明治 29 年 (1896) 建立。旧暦 6 月 1 日に四ヶ浜の区長達が雷神塔に集まり、御神酒を持ち寄って、雨乞いをしたと伝わる。
潜ケ浦聖観音堂		宮戸字川原	宮戸にたどり着き出家した小夜子姫を夫と子が尋ねたところ、困り果てて鰐ヶ浦に身投げし、観音様になったという小夜子姫伝説があり、堂内に観音像を祀る。
鏡の神社		大塚字大塚	大塚の鎮守。某親王が宮戸浜についたときに、親王の携帯していた鏡を神体とした。
玉造神社・大曲浜獅子舞		大曲上台	玉造神社は、東日本大震災で被災後に再建された。正月には大曲浜獅子舞が奉納される。伊達家の家臣茂庭周防の命により大友源内豊国が大曲浜の住民に獅子舞を指導して奉納したのが始まりと伝わる。
白鬚神社本殿		野蒜字亀岡	野蒜村社。寛永年間 (1637-1643) の勧進と伝えられる。東日本大震災で被災し、野蒜亀岡に再建された。
海津見神社		野蒜字亀岡	亀岡の鎮守。地元の浜で引き網に毘沙門天がかかり、その像を祀ったと伝えられる。東日本大震災により被災し、白髭神社境内に再建された。
野々島熊野神社	塩竈市	浦戸野々島平和田	野々島集落の鎮守。昭和 54 年 (1974) 改築。
野々島の六地蔵		浦戸野々島	新墓地入り口に並ぶ六地蔵。
桂島松崎神社		浦戸桂島神手洗	桂島集落の鎮守。島名の由来である桂大納言の説話がある。境内周辺にはタブノキが繁茂する。
石浜神社		浦戸桂島石浜山神	石浜集落の鎮守。
寒風沢島神明神社		浦戸寒風沢	寒風沢集落の鎮守。平成 10 年 (1998) 改築。
寒風沢砲台場跡の小祠群		浦戸寒風沢	船入島弁財天大神、船入島龍神大権現、大根神社の３つの小祠をまつる。鳥居の奉納などがなされ、漁師の信仰を集めている。
寒風沢中月の金上祠		浦戸寒風沢中月	中月の畑地にある。明治 4（1871）・5 年頃に塚を掘ったところ、古鏡が 5 面出土。鏡は彦和田の内海兵助家の神棚に祭る。跡地に金山彦神を勧請。
寒風沢の六地蔵		浦戸寒風沢	一枚の石に地蔵を二体ずつ彫ったものを三枚並べて、その上に長い石で屋根を載せている。
寒風沢の化粧地蔵		浦戸寒風沢湊	古くからこの地蔵の顔に白粉を塗って祈願すると、美しい子宝が授かると言われており、今もなお信仰されている。
青面金剛像を祀る岩窟		浦戸朴島	岩窟に青面金剛像の石像を祀る。
朴島神明社		浦戸朴島宅地	朴島集落の鎮守。
吉田神社 (本殿・拝殿・長床・鳥居)・吉田浜獅子舞	七ヶ浜町	吉田浜字宮前	吉田浜の鎮守。創建年代は不明だが、古くから鹽竈神社の末社であり、鼻節神社の妃神 (天鈿女命) を祀るとされる。吉田浜獅子舞は同社の奉納獅子舞で、明治時代初期に石巻市渡波方面から伝わったとされる。祭礼の日に竜神講を組織し、大漁祈願・家内安全・悪魔払いを祈念して地区の家々を回り歩く。

鼻節神社 (本殿・拝殿・長床・神馬厩屋・鳥居)	七ヶ浜町	花渕浜字誰道	花渕浜の鎮守。当初は保ヶ崎に鎮座し、宝亀元年 (770) に現在の垂水山 (誰道) に移ったとされる。岩礁が続く沖合の安全な航行のために、岬の突端に鎮座する。明治の社殿改修の際、古銅印の「国府厨印」が発見された。鳥居は大正３年 (1914) 建立。
大根明神・大根明神祭 (アワビ祭)		大根	花渕浜東方 8km 沖合の暗礁で、大根明神として古くから信仰の対象となる。里宮は鼻節神社境内にある。大根明神祭 (アワビ祭) は、鼻節神社に大根明神の岩礁付近で採れたアワビを供え、海上安全を祈願するもの。岩礁付近で漁をしていた船の底に穴が開き、沈みそうになった際に船頭が鼻節神社へ一心に拝むと水が引き、後に船底を見ると大きなアワビが穴を塞いでいたという民話が伝わる。
諏訪神社		菖蒲田浜字和田	菖蒲田浜の村鎮守。創祀年代は不明。明治 12 年 (1879)6 月に村社に列せられる。７月の例祭では神輿渡御も行われる。祭神の健御名方富命は相撲の起源にまつわる神でもあり、かつては相撲も奉納されていた。
五社明神		菖蒲田浜字招又	倉稲魂命、大己貴命 (大国主命)、太田命、大宮姫命、保食神の五神を祭神とする神社。
亀神社 (亀霊明神)・浮穴 (富結) の貝		松ヶ浜字浜屋敷	「浮穴の貝」伝承に登場する亀を祀ったとされる祠。かつては養松院境内にあったが、現在は個人の敷地内に小祠がある。浮穴の貝は、浜辺で助けた亀が南海の貝（オウムガイ）をお礼として持ってきたという伝承を裏付ける資料で、個人宅に代々伝わる。
孝子権右衛門の碑・鰐鮫頭骨収納箱及び釣針、頭骨		松ヶ浜	鮫に襲われ死亡した父の敵討ちの漁に出て、その鮫を釣り上げた権右衛門を伝えるために明治 35 年（1902）に建てられた碑と、説話を伝える鮫の頭骨と釣針、収納箱。収納箱の蓋には、藩主伊達重村に命じられた儒学者の田邊親子がこの伝説と収納箱製作の経緯を記す。
磯崎稲荷神社と「塩垢離」神事	松島町	磯崎字磯崎	創祀年代は不詳。往古は石崎明神と称し、社中豊公所贈の国字書を所蔵する。神輿に海水を振りかける「塩垢離」神事が伝わる。



カキ養殖棚



ノリ養殖



ボタ漬漁



浦戸の岩窟群



潜ヶ浦聖観音堂



鼻節神社

２　地域の歴史をものがたるものと構成

“ 松島の風景 ” や各地域の成り立ち・歴史を示す代表的な歴史的建造物や史跡などを時代順にまとめ、地域における景観の歴史的な特徴として 14 項目を例示した。

（1）松島湾沿岸の縄文時代貝塚群

松島湾は国内有数の縄文時代の貝塚集中地帯である。湾内にある多くの貝塚の中でも、里浜貝塚や西の浜貝塚などは、全国的にも重要な貝塚として評価され、海とともにあった縄文時代のくらしぶりを伝える。

第３－７表　松島湾沿岸の縄文時代貝塚群の構成

里浜貝塚【国史跡】	東松島市	宮戸里浜	縄文時代前期から弥生時代中期にかけての集落跡で、国内最大級の規模を持つ。
西の浜貝塚【国史跡】	松島町	磯崎字西の浜ほか	縄文時代前期から晩期、弥生、古墳、古代の遺構・遺物が出土する。長期間にわたる遺跡。
大木囲貝塚【国史跡】	七ヶ浜町	東宮浜字西大木ほか (指定地外)	縄文時代前期から中期にかけての大規模な環状貝塚。東北地方南部の縄文時代の標式遺跡のひとつ。

（2）古代から中世の伝承と信仰

古代陸奥国府の湊（国府津）に至る航路や、中世多賀国府の入口の一つであった松島は、和歌の歌枕の地であるとともに、多島海の美しい「勝地」松島の彼方に、東方浄土が想起された。各地には古代から中世にかけて信仰や伝承が今も残っている。

このひとつには、東北地方各地にのこる円仁（慈覚大師：794 － 864 年）の寺院創建の伝承が挙げられる。円仁伝承の背景には、平安時代における天台宗の教線拡大が想定出来る。

また、松島には諸国を旅した西行（歌人・僧：1118 － 1190）など、都の貴族に係わる伝承も各地にみられる。

第３－８表　古代から中世の伝承と信仰の構成

松島寺跡 (延福寺)	松島町	―	円仁により、天長５年（826）に創建されたという伝承がある。
湯ノ原温泉		松島字湯ノ原	松島寺（延福寺）創建の頃、円仁が水源を発見したともいわれる。小野小町の疱瘡の治療や、瑞巌寺の寺男にかかわる伝説がある。
葉山神社		松島字葉山沢	松島寺創建に関係する社ともいわれ、瑠璃光如来を本尊としている。社殿の後ろに葉山清水という泉があり、水が清くひでりにも枯れることがないという。
西行戻しの松【町史跡】		松島字犬田	松島滞在中の西行が、松島明神の化身である老翁との対話のなかで浅学を恥じて、松島を辞去した伝説を持つ地である。
紫神社		高城字城内二	松島町の総鎮守。平安時代天長年間 (824-833) には松島に鎮座していた。治承４年 (1180) に現在地に遷座し、源義経が武運祈願で訪れた際、村崎を紫雲山に因んで紫にしたと伝わる。
松島明神跡		松島字道珍浜	新富山の中腹にあり、現在の紫神社の前身とされる。
白坂不動・白坂不動の岩窟		高城字居網沢	京都伏見の法印白麟が永禄年間 (1558-1570) に不動明王を安置したと伝わる。白坂不動の小堂の背後に掘った岩屋に３体の仏像が安置されており、白坂不動井戸がある。地元では奥の院と呼ばれている。
医王寺本堂・医王寺薬師堂【市有形】・薬師堂下の岩窟	東松島市	宮戸字里	京医王寺本堂は真言宗。天長元年 (824) の開基で、貞享２年 (1685) に中興された。藩より寺領として田１町４段８畝、畑３反、山林３反が寄進されている。医王寺薬師堂は、真言宗京都智積院の末寺。建築年代は不詳だが、円仁作の本尊が安置されたという伝承があり、石灯籠銘から延宝５年 (1677) 頃まで遡る可能性もある。方二間 (正面のみ三間)、宝形造、桟瓦葺。薬師堂下には、薬師如来像が漂着した際に最初に祀られた岩窟がある。

大浜のお筆室	東松島市	宮戸字大浜	護良親王が宮戸に滞在していたとき、筆に使用していた「むろ（イブキビャクシン）」の枝を地面に挿したところ、根が生えたという伝説をもつムロの大木で、唐船番所の足軽詰所跡の傍らにある。
里浜の沖の井跡		宮戸字里浜	義良親王がこの地に参ったときに飲み水を求めたとの伝承が残る井戸。京都四条の沖の井に似ているところから名付けられた。
湊浜薬師堂	七ヶ浜町	湊浜字砂山	仁寿２年（852）に円仁が勧請したと伝わり、本尊は七薬師如来で円仁作とされる。湊浜の村鎮守。洞窟内に鎌倉初期と伝わる磨崖仏４体が本尊として現存し、宮城郡三薬師に数えられている。
春日神社	利府町	(指定地外)	藤原氏の祖神が祭られている。承和 10 年 (843) に陸奥出羽按察使藤原富士麿が多賀城に赴任した時、大和国の本社から分霊し、塩釜の上野原につくられた後、小野田改め今の春日に移されたと伝わる。
染殿神社と赤沼		春日字寒風沢	染殿神社は、平安時代に起源があるとされるが、詳細は不明。赤沼には平安時代にこの地に滞在した高貴な女性が染め物の技術を伝え、後にこれを称えて 滞在地跡に堂を建てたという貴種流離譚がある。

（３）中世松島寺（円福寺）の展開と霊場雄島の世界

12 世紀に平泉藤原氏の庇護下にあった延福寺は、鎌倉幕府と平泉藤原氏の奥州合戦（1189）で源頼朝に味方した。13 世紀半ばになると、延福寺は鎌倉幕府の執権・北条時頼によって、強制的に禅宗寺院（円福寺）に改められ、関東御祈祷所となる。

13 世紀後半には死者を供養する板碑の造立文化が松島にもたらされ、円福寺背後の崖面や海岸部、雄島で立てられていく。板碑の造立によって、松島は浄土の入口となる霊場の空間がつくられる。

現在の松島には、雄島の頼賢碑をはじめとして、石碑や石窟、石造物群などが数多くのこり、当時の多様な宗教活動や人々の信仰の様子を示している。

第３－９表　中世松島寺（円福寺）の展開と霊場雄島の世界の構成

中世円福寺の遺構	松島町	松島	瑞巌寺の地下に広がる中世円福寺に係わる遺構群。本堂改修時の発掘調査では、鎌倉から室町時代の四半敷をもつ瓦葺き礎石立建物跡が発見されている。
覚満禅師墓碑および防火石		松島字町内	覚満禅師（空厳覚慧）は瑞巌寺の前身である円福寺第６世住職で、鎮火の術を行った伝説があり、防火石はその時に水を注いだ石とされる。
円福寺（現瑞巌寺）周辺と海岸の板碑群		松島	現在の天麟院霊廟背後の岩窟、瑞巌寺から海岸にかけて約 60 点、文永 10 年（1273）から貞和４年頃までの造立が確認できる。
雄島の板碑・岩窟群		松島字町内 (雄島)	13 世紀後半から造立が始まったと考えられ、72 点が確認されている。雄島周辺の海底からも大量の板碑が確認されている。
奥州御島頼賢碑【重文】		松島字町内 (雄島)	頼賢の徳行を後世に伝えるため、弟子 30 余人が徳治２年 (1307) に建てた顕彰碑。
文永紀年の供養塔		松島字町内	中世の板碑で文永 10 年 (1273) の年号を持つ。砂岩。松島町で確認された板碑のうちで最古のもの。
弘安十年銘供養碑	塩竈市	浦戸朴島	中世の板碑で弘安 10 年 (1287) の年号をもつ。内海家によって代々観音様として供養されている。
建治三年銘古碑	七ヶ浜町	代ヶ崎浜字影田	中世の板碑で建治３年 (1277) の年号をもつ。梵字の阿弥陀曼荼羅、銘と願文が彫られている。

（４）伊達政宗による近世瑞巌寺の造営と展開

鎌倉時代に始まる円福寺は、江戸時代に仙台藩初代藩主伊達政宗により、臨済宗妙心寺派の松島青龍山瑞巌円福禅寺（瑞巌寺）として再興される。以後、仙台藩の庇護のもと、それまでは別個に存在した五大堂も管理下に置くなど隆盛を極めていく。

瑞巌寺周辺は、寺町の風情を持った趣のあるまちなみが形成された。現在は歴史的建築物のみでなく、周辺の林、寺町構想の一環として整備された石畳道路と沿道の生垣や黒杉板塀など、落ち着きのある景観をなす。

第３－１０表　伊達政宗による近世瑞巌寺の造営と展開の構成

瑞巌寺【国宝：本堂（元方丈）・庫裏及び廊下、重文：御成門附土塀・中門附土塀、県有形：総門】	松島町	松島字町内	臨済宗妙心寺派の寺院。本堂・庫裏及び廊下は慶長 14 年 (1609) 建築。他も同時代の建築と考えられる。本堂は桃山期大書院造りの方丈で、細部絵様及び欄間、扉の彫刻などに、桃山建築の特色がよく現れている。庫裏及び廊下は、内部に大小無数の貫梁を縦横に架し、両妻には大破風を飾り、平面も完成された禅宗庫裏の手法を有する豪快な遺構である。御成門は入母屋造で本瓦葺の薬医門。中門は切妻造でこけら葺の四脚門。総門は切妻造で本瓦葺の薬医門。
瑞巌寺五大堂【重文】		松島字町内	大同２年 (807)、坂上田村麻呂の創立と伝わる。現在の建物は慶長９年 (1604) に伊達政宗が再興したもので、方３間、向拝を付けて勾欄付縁をめぐらす。
陽徳院【重文：霊屋（宝華殿）、町有形：山門】		松島字町内	霊屋は伊達政宗夫人愛姫のものとして万治３年 (1660) に建築された。方一間、宝形造、銅板葺で、黒漆塗の華麗な装飾が施された繊細優美な建築である。山門は江戸時代のもので、明治以前は瑞巌寺参道両脇にあった塔頭寺院の門であったと伝わる。
圓通院【重文：霊屋（三慧殿）、町有形：本堂大悲亭・山門】		松島字町内	霊屋は二代藩主伊達忠宗の世子光宗のものとして、正保４年 (1647) に建築された。方三間、宝形造で、仙台藩の大工（棟梁：落合助左衛門、内藤五郎兵衛）の手になる江戸時代初期の代表作である。大悲亭は光宗が江戸藩邸にいたときの納涼の亭であったという。正保２年 (1646) 頃の建築とみられ、船で運ばれて移築されたと伝わる。山門は一間一戸の薬医門で、圓通院開山と同時に建てられたと考えられている。
松島の岩窟群（供養地）		松島字浪打浜ほか	中世から近世の岩窟群。雄島の 185 基をはじめ、小松崎、真山地蔵堂、天麟院裏、円通院裏、軒端屋、観瀾亭敷地内、埋木書院脇、参道東側、陽徳院裏、水主町、天童庵跡に所在している。
日吉山王神社【県有形：本殿】		松島字町内	もとは五大堂前に円福寺の鎮守として建てられた。現在の建物は三間社流造、銅板葺、前面三間向拝で、宝永（1704-1711）頃のものと考えられている。簡素ながら端正な建築である。
解脱院（地蔵堂）【町有形】		松島字町内	政宗の五大堂造営のきっかけとなったと伝わる地蔵堂で、医師真山玄川が建てた。昭和 12 年 (1937)、現在地に移築された。
天麟院		松島字町内	政宗夫人愛姫との間に生まれた五郎八姫の菩提を弔った寺。陽徳院、円通院と並んで、松島の三霊廟の一つである。
三聖堂【町有形】		松島字町内	天和２年 (1710) の建築。方二間、宝形造、茅葺。観音信仰者による建立とされ、観音を本尊とし、左に達磨、右に菅原道真を祀る。棟札に匠人として松島の勘兵衛、勘三郎の名が記される。



瑞巌寺五大堂



陽徳院霊屋

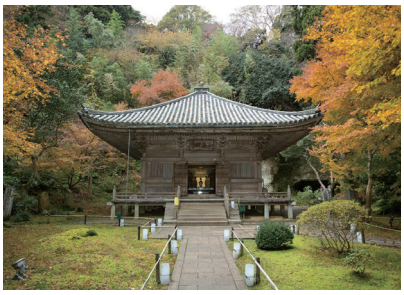

圓通院霊屋

（５）仙台藩伊達家に関わる文化遺産群

伊達家の菩提寺として庇護を受けた瑞巌寺は、数多くの末寺を持ち、その信仰を周辺で展開させていく。特に扇谷の達磨堂、富山の大仰寺、多聞山の毘沙門堂などは、後に四大観と呼ばれる代表的な展望地点となる。

また、松島には藩主や幕府役人の巡見等の宿泊及び接待用の施設としての御仮屋御殿が複数設置され、遊覧の地としても広く知られるようになった。

第３－１１表　仙台藩伊達家に関わる文化遺産群の構成

富山大仰寺本堂・富山観音堂・富山仁王門【町有形】、梵鐘【県有形】	松島町	手樽字三浦	奥州三観音の一つで、伊達政宗の息女五郎八姫が明暦３年 (1657) に早山弥五郎実次につくらせたと伝わる。本堂は 18 世紀後半から 19 世紀初頭頃の建築とみられ、６間取りの方丈。仁王門は正面両脇間に納められた仁王像に享保８年 (1723) の胎内銘があり、元禄から享保ころの建築とみられる。桁行三間、梁間三間、一重、向拝一間、桟瓦葺の宝形造。梵鐘は五郎八姫が寄贈したもの。
帰命院		高城字帰命院下一	浄土宗の寺院。慶長 10 年（1605）開創。寺伝によると伊達政宗の家臣山岡志摩が念仏庵を営んだことに始まる。
扇谷　達磨堂		松島字桜岡入	元禄８年（1695）、瑞巌寺 101 世鵬雲東博禅師により造営され、中央に聖徳太子、左に達磨像、右に鵬雲像を安置した。
水主町の民家【町有形】		松島字町内	もとは瑞巌寺東側に住んでいた水主衆の民家。文化年間 (1804-1818) の建築。水主衆は船舶運用･船手入れのほか、湾内の取締りや藩主・賓客の松島遊覧の際の操船も行った。
観瀾亭【県有形】		松島字町内	正保から慶安年間 (1645-1652) 以降の建築で、伊達家の御仮屋御殿として藩主の松島遊覧や、幕府巡見使等の諸国巡回の際の宿泊・接待に利用され、藩主の納涼、観月の亭として「月見御殿」とも呼ばれた。建物は桁行八間半、梁間五間でこけら葺の寄棟造。内部は 18 畳２室で、四方縁をめぐらす。床の間の張付絵や襖絵は壮麗な極彩色で画かれている。
多聞山　毘沙門堂	七ヶ浜町	代ヶ崎浜字八ヶ森	現建物は江戸期の建造とみられる。33 年に一度、毘沙門天が開帳される。
鴻ヶ崎（御殿崎）		松ヶ浜字浜屋敷	伊達家の遊覧地として仮館があったとされる。突端に荒崎稲荷神社がある。



富山観音堂



観瀾亭



多聞山　毘沙門堂

（６）廻船・航海・街道関係遺産群

江戸時代には、海路を中心に仙台城下と海運の拠点港がある石巻とを繋ぐ石巻街道が発達した。この街道には「松島海道」と呼ばれる塩釜港から石巻港の間をつなぐ航路があり、塩竈から松島に渡った松尾芭蕉も利用したと考えられている。さらに、浦戸諸島寒風沢島や磯崎、宮戸島には、北上川から仙台や江戸への廻米中継地として御米蔵が置かれ、船員・商人が泊まる旅館や休憩所が設けられた。また、外国船警備の唐船番所や、これらを管理する仙台藩役人の詰所も設置され、周辺は賑わいを見せたと伝わる。松島湾には廻漕業を興した白石廣造邸宅跡など航海関係のものが各地に残り、その歴史がうかがえる。

海路以外にも、奥州街道の枝線である浜街道に属する松島は、高城・手樽・涌谷・石巻街道の分岐点となっており、現在の町割りにも名残りがみられる。街道は鹽竈神社や金華山参りなどの多くの人々が往来したとされ、瑞巌寺門前町をはじめとした街道筋では焼きハゼなどの魚介類、印鑑に使用する福浦島の竹、せっこく、こうれんせんべいなどの土産物が売られ、賑わいを見せたと伝えられている。

第３－１２表　廻船・航海・街道関係遺産群の構成

福浦島弁天社	松島町	福浦島	海上安全を願って勧請された。元は磯崎筒場の弁天島に所在していたが、昭和 11 年 (1936) に移された。
庚申塔		高城字迎山	松島高校裏手の石巻街道法華越にある江戸時代の碑群。
大浜唐船番所跡	東松島市	宮戸字大浜	海岸防備のため設置された外国船見張番所で、仙台藩に 5 ヶ所ある番所の 1 つ。監視所は萱野崎の山上に置かれ、その西側中腹に足軽詰所があった。
多十郎の墓碑【市有形】・儀兵衛・多十郎記念碑の丘		宮戸字宮戸	墓碑は観音寺内にある。多十郎は、宮戸島出身の儀兵衛と共に難破漂流し、帰国するまでに日本人で初めて世界一周をした。記念碑の丘は、室浜地区東側の高台にある。日本人最初の周航者としての 2 人の名を刻んだ記念碑が建立されている。
桂島の雨降石	塩竈市	浦戸桂島石浜山神	桂島東端の眺望の地。航海の日和見をした場所で、巨石が 3 個ある。最大で笠型のものを雨降石と称し、この石を叩くと雨が降るとされている。
白石廣造邸宅跡		浦戸石浜	白石廣造の邸宅跡。廣造は明治 4 年 (1871) に北海道や三陸各港を結んで廻漕業を興したのをはじめとし、数々の事業に着手した。開成丸・権現丸・洪栄丸の三帆船で遠洋漁業 (ラッコ・オットセイ漁) を興した企業家である。
寒風沢の日和山		浦戸寒風沢	藩政時代に船頭が日和見をした外洋を望む丘陵。
しばり地蔵		浦戸寒風沢日和山	日和山山頂にある。日和山は航海者が天候を見た山で、地蔵には女性が航海者の出港をとりやめる祈願として荒縄を巻く風習があった。
十二支方角石		浦戸寒風沢	日和山頂上に幕府の木村又衛正信が設置した石造方位標。天保 12 年 (1841) の設置。

延命地蔵菩薩	塩竈市	浦戸寒風沢湊	もとは観音堂参道にあった地蔵像を明治 37 年（1904）に聖観音像とともに遷座したもの。地蔵像は享保年間 (1716-1735) に江戸で作られ、千石船でこの地へ搬送されたが、順風に恵まれて一日一夜で到着したといわれ、一夜地蔵の別名がある。
寒風沢百万遍供養碑		浦戸寒風沢	百万遍の念仏供養を記念した碑。江戸時代、寒澤寺に代々名徳の僧が住み、海上安全などの祈願をしたことを証すもの。百万遍の念仏は、現在も島民によって行われている。
幕府城米蔵跡及び仙台藩米蔵跡		浦戸寒風沢	幕府の廻船方・仙台藩の津方と脱穀改め方の役所・米蔵跡。県北部の大崎五郡の本石米、南部藩の江戸廻米は北上川を下って石巻に運ばれた後、小廻船によって寒風沢に集荷され、江戸に送られた。
鰐ケ淵洞窟		浦戸寒風沢赤藻崎	鰐神を祀った洞窟。鰐ケ淵水道に仮泊する船は洞窟の松樹の枝に鰐神を吊して祀り、赤飯を桟俵に供えて願った。
野々島の旧道		浦戸野々島	山中を通る旧道。基盤をえぐり込むようにして道を造る。
小豆浜	七ヶ浜町	花渕浜	小豆を積んだ船の漂着に由来した名称をもつ浜。県内有数のサーフスポット。
荒崎稲荷社・荒崎稲荷神社の媽祖画像		松ヶ浜字浜屋敷	荒崎稲荷社は江戸時代の肝入であった星家の氏神。承和 4 年 (837) 以前から奉斎されており、茨城県の大洗磯前神社から分霊した天妃神 (媽祖) の画像が祀られている。媽祖は航海安全の守護神とされる女神。画像は一枚板に墨で天妃像と 2 人の女官が描かれている。
比翼塚	松島町	松島字町内	蜂谷掃部の子小太郎と紅蓮尼の板碑と塚。紅蓮尼は、松島名物こうれいせんべいを焼いていたと『松島諸勝記』にみえる。

（7）幕末明治の海防遺跡群

航海の要衝であった松島湾には、幕末の異国船出現に対する海岸警備の強化によって、浦戸諸島や宮戸島を中心に多数の砲台場が設置された。また、西洋式新技術を採用した軍艦開成丸が、寒風沢島で建造されている。これらの地には砲台場跡や石碑がのこり、歴史を今に伝えている。

第３－１３表　幕末明治の海防遺跡群の構成

二本松砲台場跡	東松島市	宮戸字室浜	宮戸島北端、野蒜方面に対する丘の上に位置する。仙台藩が安政 4 年 (1858) に築造した。
鰯山砲台場跡		野蒜字洲崎	野蒜の不老山西方の洲崎浜に孤立する凝灰岩の丘 (鰯山) にある。仙台藩が安政 4 年 (1858) に築造した。
丸山砲台場跡		大塚字長浜	東名の南端に位置する標高 51m の丸山にある。仙台藩が安政 4 年 (1858) に築造した。
石浜崎砲台場跡	塩竈市	浦戸桂島石浜	石浜東南端の岬にあったが、現在は海蝕により島状に分離している。仙台藩が安政 4 年 (1858) に築造した。
仙台藩軍艦開成丸造船場跡・寒風沢造艦の碑		浦戸寒風沢	奥羽諸藩最初の軍艦 (スクーナー型帆走船) を造った造船場跡で、船材・銅鉄・錨・綱具・帆布などには仙台藩の国産品を用いた。安政 4 年 (1858)8 月に仙台藩の軍艦開成丸の造艦を記念して、粘板岩で寒風沢造艦の碑が建立された。
寒風沢砲台場跡		浦戸寒風沢	日和山に続く杉和田崎にあり、大砲 3 門を備え、砲座と弾薬庫跡、土居が残存している。仙台藩が安政 4 年 (1858) に築造した。
船入島砲台場跡		浦戸船入島	大砲 2 門を備える。仙台藩が慶応 3 年 (1867) に築造した。
幕府艦隊投錨地跡		石浜	戊辰戦争時に榎本武揚率いる幕府艦隊が投錨した地。石浜の船大工による修理と補給を受けている。

（8）松島湾沿岸北部の近世以降の製塩遺跡群

江戸時代、仙台藩は領内での塩の自給自足を目指し、赤穂 (兵庫県)、行徳（千葉県）より入浜式製塩の技術を導入した。松島湾でも野蒜塩田などの開発が行われ、東北地方随一の製塩地帯となっていく。現在でも、東名に残る水路網などに当時の塩田の痕跡を見ることができる。

第３－１４表　松島湾沿岸北部の近世以降の製塩遺跡群の構成

高城塩田と磯崎御蔵跡	松島町	高城	高城川河口から磯崎南西部にかけて広がっていた推定 30 町歩 (30 ヘクタール) の塩田。磯崎御蔵は生産された塩を収めた藩の御蔵で、御塩方が置かれた。
亀岡塩田増墾碑	東松島市	野蒜	齋藤廉吾ほか 4 名の功業をたたえた碑。齋藤らは東名運河の開削に伴い農地を失った村民の救済のために、私財を投げ打って十町歩余の塩田を造墾した。
丸山と鹽竈神社跡		東名	かつては製塩に係わる東名集落の神社として丸山にあったが、震災による集落の消失で、東名集落跡へ移転した。
東名塩田跡の田地		東名	東松島市東名の塩田跡。関連として、東齊塩場碑 (東名・如月庵境内) がある。
東齋塩場の碑【市有形】		大塚字東名如月庵境内	東名塩田の開発者である奈和良元直の功業をたたえた碑。

（9）近代交通遺産群

明治維新以降、主要航路や港湾が整備され、岬には灯台が建設される。野蒜築港は、日本最初の洋式港湾として明治政府による東北地方開発の一環で行われた。港湾建設は中止となるが、野蒜に係わる施設として港口の突堤や東名運河が残る。

陸上交通では鉄道敷設が進められ、政府の支援を受けた日本鉄道会社が、東北本線上野－青森駅間を全通させる。この路線の開通により、塩釜－石巻駅間を結ぶ航路「松島海道」に東京や仙台からの鉄道が接続することになった。開業当時の東北本線は、仙台－塩竈駅間は利府町赤沼から松島町初原へ至る内陸ルートで山線と呼ばれ、その中の一駅である松島駅も明治 23 年（1890）に営業を始めた。

昭和２年（1927）には、宮城電気鉄道会社の仙石線が仙台－松島公園駅（現在の松島海岸駅）間で開通する。同社は松島公園駅の開業に合わせて松島遊園を開園させた。同時期には松島水族館も開業し、鉄道開通を契機として松島観光が身近なものとなった。

第３－１５表　近代交通遺産群の構成

野蒜築港関連遺跡 (港口突堤、東名運河)	東松島市	野蒜	明治政府による日本最初の近代的洋式港湾建設事業で、明治 15 年 (1882) に鳴瀬川河口に突堤が完成したが、明治 17 年 9 月の台風により壊れた。第二期工事は未着手のまま廃港となる。
地蔵島灯台	七ヶ浜町	地蔵島	宮城県が大正 9 年 (1920) に設置した。塩釜港に入港する船のためのものである。当初は石造であったが、東日本大震災により建て替えられた。
花渕灯台		花渕浜字保ヶ崎	昭和 39 年 (1964)10 月 27 日から点灯された無人灯台。白色円形のコンクリート造で、高さは 20m、海面からは 62.5m。
仙石線遺構 (松島隧道・高城川橋梁・磯崎架動橋)	松島町	―	松島隧道は松島海岸～高城町間で昭和 3 年 (1928) 竣工。コンクリート造。橋梁と架道橋は鋼桁でコンクリート造の橋台。



東名運河



地蔵島灯台



花渕灯台

（１０）近代以降の観光産業

明治から大正時代にかけて、国民の娯楽を目的として県営松島公園の整備事業が進められた。これにより四大観の整備や船着場の建設などが行われ、ホテルや土産物屋も発達して観光地としての松島がつくられていく。

また、砂浜や干潟では、海水浴場や潮干狩り場が開設されはじめる。菖蒲田海水浴場は東北地方で最初に開設されたものとして知られ、今も夏の特徴的な景観となっている。外国人による観光開発も行われ、七ヶ浜町高山は戦前にアメリカ人宣教師が外国人専用避暑地として開発したものが今に至っている。

第３－１６表　近代以降の観光産業の構成

観月楼【町有形】・瑞巌寺門前の土産物屋街	松島町	松島字町内	瑞巌寺総門の東側にある三階館の建物で、もとは旅籠であった。明治元年 (1868) 竣工の本館と、大正期に増築された新館からなる。竣工当時から残る伝統的な意匠と、戦後に進駐軍宿舎とされた後の修繕による近代的な意匠が混在する。また、周辺は土産物屋街となり、明治時代末の松島海岸の様子を伝えている。
松島湾の遊覧船・船着場		松島	塩釜港と松島海岸を結ぶ遊覧船や、湾内の周遊船がある。
旧松島公園管理事務所		松島字町内	県営松島公園の管理事務所として建てられた。
松島パークホテル跡		松島字町内	東北地方初の外国人向けリゾートホテル。大正２年 (1913) に開業し、昭和 44 年 (1969) に失火により焼失。現在は公園緑地となっている。
旧小料理正宗		松島字小梨屋	総石造２階建。昭和 29 年 (1954) 建築。
福浦橋		松島	本土から福浦島をつなぐ全長 252m の朱塗りの橋。県内初の有料橋として昭和 42 年 (1967) に完成した。
ブランデンの碑		松島字愛宕裏	イギリスの詩人エドマンド・ブランデン氏が昭和 28 年 (1953)、家族とともに松島を訪れた折の感懐をうたった詩を、詩人白鳥省吾が翻訳し、町が新富山の山頂に建てた碑。
野蒜海水浴場	東松島市	野蒜	宮城電鉄初代社長山本豊次による観光開発として、須磨海岸にならい、昭和６年 (1931) に宮城電鉄野蒜駅を東北須磨駅と改称するなどの整備を行った。
大高森薬師堂【国登録有形】		宮戸字大高森	大高森の中腹に位置する。大正４年 (1915) に建設で、堂内には白木作りの薬師如来像が安置されている。
月浜海水浴場		宮戸字月浜	奥松島にある海水浴場。東日本大震災で被災を受けたが、平成 28 年 (2016) に再開した。
高山外国人避暑地別荘群と高山海岸	七ヶ浜町	花渕浜字戸谷場、表浜二、浜沼	七ヶ浜半島南東端の高台にある外国人専用避暑地。第二高等学校英語教師ハーレルが避暑地として土地を借り、明治 22 年 (1889) に東北学院長シュネーダーが別荘を建設したのに始まる。

菖蒲田海水浴場・表浜	七ヶ浜町	菖蒲田浜字長砂 花渕浜字表浜	菖蒲田海水浴場は明治 21 年 (1888) に開場した東北地方で初の海水浴場。当時は近くの眺望崎に保養施設「大東館」があり、多くの著名人が滞在した。表浜は高山外国人避暑地に隣接し、夏には避暑にきた外国人でにぎわう。
桂島海水浴場	塩竈市	浦戸桂島庵寺	桂島随一の風光明媚を誇る。東日本大震災による津波被害を受けたが、平成 27 年 (2015) から再開された。



観月楼



大高森薬師堂



菖蒲田海水浴場

（１１）野蒜・宮戸の採掘場群と凝灰岩建物

松島で産出される凝灰岩は加工が容易で、野蒜石や塩竈石といった産地名が付けられて壁や塀、竈の石材として出荷された。松島には採石場跡が各地に残り、松島では凝灰岩を使った家や倉庫が現在も多数使われている。採石により地形の改変は進んだが、その一方で浦戸諸島寒風沢島の塩竈石を使用した建物は特有の景観も生み出した。

採石場の近辺では、採石時に生じる規格外の石材などを使って入江を干拓した田地を見ることもあり、地域資源を利用した遺産になっている。

第３－１７表　野蒜・宮戸の採掘場群と凝灰岩建物の構成

潜ケ浦石採掘所	東松島市	宮戸字潜ヶ浦	潜ケ浦石の採掘所２か所が確認される。石切りした崖には、当時彫られた女性像もみられる。
野蒜石・松島石採掘所		野蒜字東名	旧野蒜駅の北を中心に８地点、旧東名駅東側に２地点採掘所が確認されている。
野蒜石・潜ヶ浦石の住宅、倉庫、塀		宮戸	地元産出の野蒜石、潜ヶ浦石等を建材にした住宅、倉庫、塀からなる。
採石場跡を利用した住宅		宮戸字里浜	小規模な採石場跡を、住宅用地として利用している。
凝灰岩（塩竈石）製建物の景観	塩竈市	浦戸	凝灰岩切石ブロックの倉庫や一部改造して住宅化した建物からなる景観。浦戸諸島寒風沢島で比較的まとまってみられる。塩竈石は現在の塩竈市藤倉周辺で採石されていた。

（１２）戦争の痕跡

松島周辺には第二次世界大戦に関わるものとして、松島海軍航空隊（東松島市矢本）や、多賀城海軍工廠松島地区（松島町高城）などの戦争遺跡がある。大戦終期には、アメリカ軍の上陸地を東松島市矢本大曲海岸付近と想定し、海軍が基地建設を始めた。また、湾内にある多数のボラは防空壕としても活用された。これらは現在も歴史を伝えている。

第３－１８表　戦争の痕跡の構成

多賀城海軍工廠地下作業室跡の岩窟	松島町	高城字居網沢	多賀城海軍工廠の地下作業室として掘られた大がかりな洞窟がいたるところにある。
野蒜の防空監視哨	東松島市	野蒜	鳴瀬川河口付近に設置されていた。

大高森の松島海軍空港隊無線基地跡	東松島市	宮戸	終戦間際に設営された無線基地。山の中腹に兵舎が建てられたと伝わる。
第１４６震洋隊基地		宮戸字大鮫	鮫ヶ浦は、国内最後となる震洋 146 番部隊の基地が造られた。東北地方太平洋側では、最大の基地になる予定であった。
防空壕として使用されたボラ	東松島市 松島町 塩竈市	各地	海食崖に掘られたボラの一部は、防空壕としても使われた。

（１３）手樽の干拓景観

手樽浦には昭和 30 年代（1955 ～ 1964）の国営干拓事業による埋め立てで広大な田園が形成された。それにより自然の海岸線は失われたが、今は干拓事業で生まれた田園とかつての海岸線の名残りのある地形とが融合し、町の産業を支えてきた特徴的な景観が生み出されている。

第３－１９表　手樽の干拓景観の構成

古浦農村公園	松島町	手樽字七十里	松島湾に面した農村公園。
手樽海浜公園		手樽字銭神	松島湾に面した 485 メートルの海岸線に展開する広大な公園。
手樽干拓農地		手樽	昭和 33 年 (1958) から 10 年間の国営干拓事業によって手樽浦の 120 余ヘクタールが耕地化をされた。現在も田畑が広がる。
佐助堤防		手樽	安部佐助を中心として、塩田を拓くために作られた長さ 210m の堤防。
早川堤防		手樽	仙台藩士早川義泰と名主の卯右衛門により、田を拓くために早川の海に作られた長さ 210m の堤防。
手樽干拓記念碑		手樽字鵜の島	手樽湾内全域が干拓された記念に昭和 55 年 (1980) に造立された碑。
大塚の新田	東松島市	大塚字大東	湾を埋め立てた田地、石積の段が作られている。石積みは周辺砕石場のズリ石等が使用されている。

（１４）災害を伝えるもの

平成 23 年（2011）３月 11 日に起きた東日本大震災は、太平洋沿岸部の一帯に壊滅的な被害をもたらした。松島には津波の被害を示す遺構が残り、今もその記憶を継承している。また、東日本大震災以前の災害を示す資料として、津波地蔵や津波石が各地域に残っている。

第３－２０表　災害を伝えるものの構成

室浜の津波地蔵	東松島市	宮戸字室浜	潜ヶ浦と室浜からの津波により、多くの人々が亡くなったと伝わる地にある地蔵。
里浜の六地蔵		宮戸	現在は中小舟渡にあるが、かつては二ツ橋の近くにあった。津波の犠牲者を供養したものと伝わる。
里浜の津波石		宮戸	二ツ橋にある。風化で文字は読めず、時代も不明。かつて大浜、里浜から来た津波がこの場所に押し寄せたと伝わる。東日本大震災の際に外洋と内湾から押し寄せた津波も、この石碑の手前で止まった。
旧野蒜駅舎		野蒜字北余景	東日本大震災の津波によって被災した建物。現在は震災復興伝承館となっている。
旧野蒜小学校		野蒜字亀岡	東日本大震災の津波によって被災した建物。現在は総合防災宿泊施設 (KIBOCHA) となっている。
みんなの家	東松島市 七ヶ浜町	各地	東日本大震災の被災地で、住民たちの憩いの場等の拠点回復を目的とし、建築家やボランティア団体によって提案・建設された建物群。大浜、月浜、七ヶ浜、新浜みんなの家がある。

第５節　観賞の場

風景を眺め感動体験できる観賞は、“ 松島の風景 ” イメージを共有し、価値観の形成に大きな影響を与えている。松島の観賞では、遠景としての眺めが優れているが、自然や地域社会に入り込む観賞や、遊覧船や鉄道で移動しながらの眺めも松島の奥深さを味わえる。これらを眺める観賞の場は、四大観など歴史的に評価を得てきた場所や、近年ＳＮＳにより認知された場所まで様々であり、これからも新たな発見が見込まれる。ここでは、現在までに評価された観賞の場を、松島の見方ごとに紹介する。

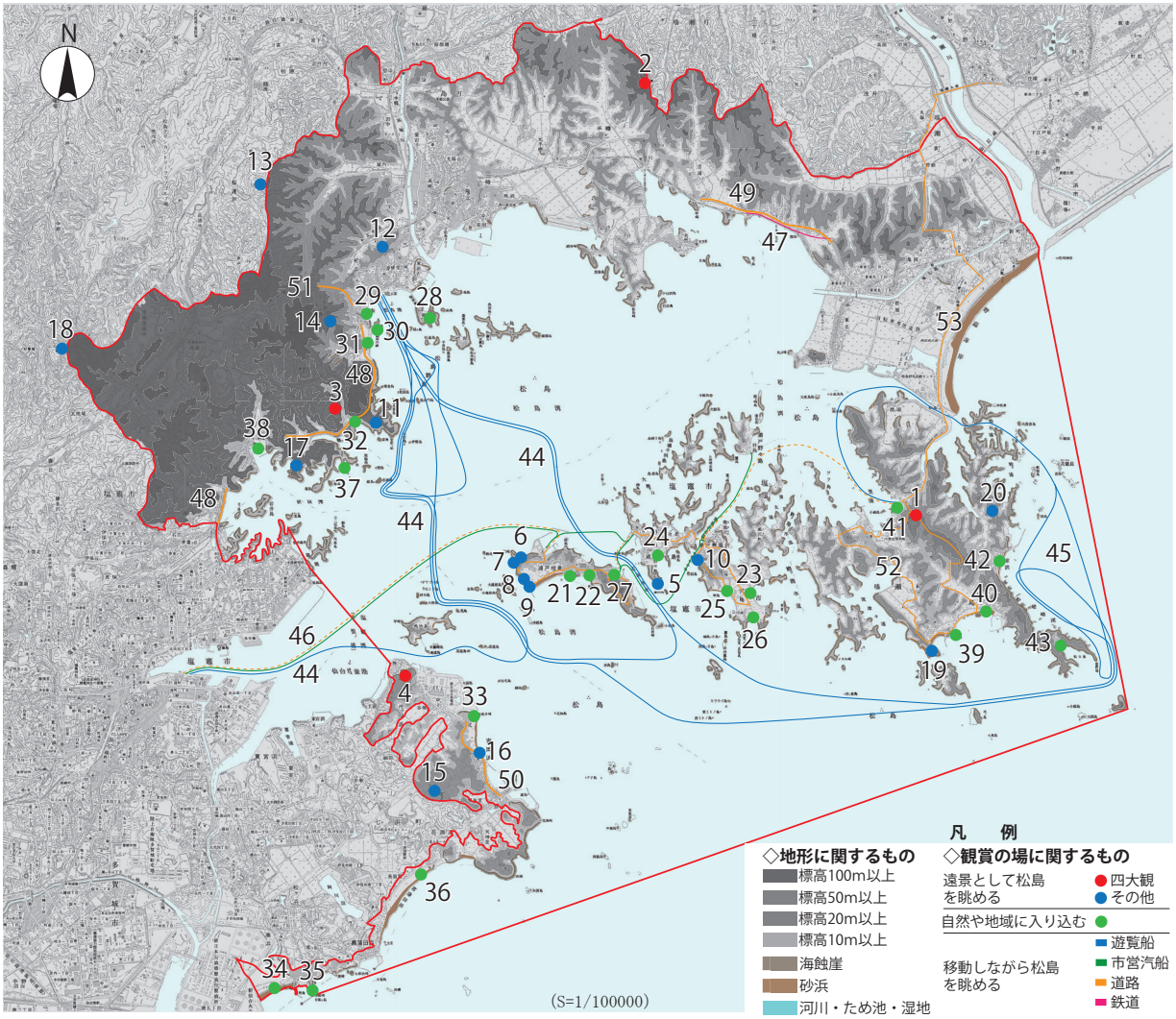

1）大高森
2）富山
3）扇谷
4）多門山
5）千代ヶ崎展望台
6）白崎山展望台
7）二度森展望台
8）西の山展望台
9）観月崎展望台
10）日和山
11）双観山
12）新富山
13）治祐ヶ森公園
14）西行戻しの松公園
15）君が岡公園
16）眺洋台
17）瑞鳳ヶ丘展望台
18）番が森展望台
19）稲ヶ崎公園
20）嵯峨見台
21）駒懸公園
22）鬼ヶ浜ほか
23）要の浜ほか
24）柳浜ほか
25）前浜
26）韮浜
27）桂島・石浜漁港
28）福浦島公園
29）観瀾亭
30）雄島
31）浪打浜公園ほか
32）扇浜
33）波多崎
34）湊浜緑地海岸
35）御殿崎
36）菖蒲田海水浴場
37）馬の背
38）浜田漁港ほか
39）新浜岬
40）大浜
41）里浜
42）室浜
43）乙女が浜
44）松島湾の遊覧船
45）嵯峨渓遊覧船
46）塩竈市営汽船
47）JR仙石線
48）国道45号
49）県道27号
50）県道58号
51）県道144号
52）宮城オルレ（奥松島コース）
53）みちのく潮風トレイル

第３－３図　観賞の場の位置

１　遠景として松島を眺める観賞の場

松島を遠景として眺める観賞は、最も松島らしい眺めを味わうことができ、古くから “ 松島の風景 ” イメージの形成に寄与してきた。遠景としての眺めはある程度の高所を必要とするため、松島を取り巻く丘陵が観賞の場として優れている。このうち、江戸時代後期に仙台藩儒学者・舟山萬年によって「塩松環海四山」とされた湾内四方の地点が「四大観」と総称され、歴史的に最 も高く評価されている。また、近代以降に整備された場所でも、特徴的な景観を観賞できる。

（1）松島四大観

松島四大観とは、壮観（大高森）、麗観（富山（とみやま））、幽観（扇谷）、偉観（多聞山）の総称で、これらの観賞の場は眺望がよいだけでなく、寺院や堂宇があり、信仰の場ともなっている。

第３－２１表　松島四大観

1	大高森 (壮観)	東松島市	宮戸島中央部の独立峰・標高 105.6 mに位置する観賞の場。山頂部から 360 度の展望が広がり、外洋部の野蒜海岸から湾内多島海まで一望できる。『塩松勝譜』によると、古来阿弥陀如来を祀り、薬師如来を祀る瑠璃山、観音菩薩を祀る観音嶺とともに宮戸三嶺の一つとして信仰されていたとされる。 景観工学的に人間が見やすい俯角は 10 度と言われているが（**註１**）、これを大高森の眺めに当てはめると、左から突き出した岬が印象的だが、これは立って前を見たとき視線が落ちる角度と言われる俯角 10 度が岬手前の海水面だからであろう。眼下に見えている海水面が俯角１７度、対岸の松島町の海岸はほぼ０度だから、俯角０～ 17 度という広範囲の海水面が見えている。ツク島などの島々は 12 ～４度のなかに含まれ、岬も島々も樹木の綾が判別できる中景域ある。俯角 10 度内外に、距離もそれほど離れていない中景域の多島海が広がることから、鑑賞者の心に迫る景観となっている。壮観と呼ばれるにふさわしい。
2	富山（とみやま）(麗観)	松島町	町の北部丘陵の峰・標高 116.8 mに位置する観賞の場。山頂部に大仰寺がある。眺めは江戸時代から『奥州名所図絵』などに「松島の景悉く富山に在り」と記され、『塩松勝譜』では「(景）勝に富む」ことから富山の名がついたとされるなど、松島を代表する観賞の場として知られてきた。 富山から海までは 1.5 ｋm以上離れており、他の四大観と大きく異なる。この富山の特徴は水平の広がりにあり、40 度近い角度で多島海が広がるが、これは人間が対象をはっきり捉えることができる視野の限界に近い。 多島海の景観は上下の視野の狭く小さな範囲に限られ、対象までの距離が遠く迫力には欠けるが、水平に大きく広がる景観は優美であり、麗観というに相応しい。
3	扇谷 (幽観)	松島町	町の西端、双観山の裏・標高 55.8 mに位置する観賞の場。谷を通した展望は『塩松勝譜』において「扇面の書」のようと 評される。山麓には瑞巌寺を中興した雲居が営んだ庵に由来し、瑞巌寺の僧鵬雲が創建した海無量寺があった。海水面は広く捉えられるが、多島海の景観として見たとき、間近にあるのは要島１つで、その他の島々は俯角１度に満たない遠方に並ぶ。眼前に迫る景観とは異なり、幽観という呼称が肯かれる。
4	多聞山 (偉観)	七ヶ浜町	代ヶ崎浜の海食崖直上・標高 55.6 mに位置する観賞の場。直下の島々を見下ろすことができる。毘沙門天（多聞天）が祀られている。 自然に視線が落ちる俯角 10 度が地蔵島の手前にあり、海水面は広く、島々も数は多くないが間近にあって、迫力ある景観である。遠くに広がるのは富山や野蒜の丘陵で、俯角 0.4 度、ほとんど山紫の状態にある。偉観という呼称に納得がいく。

註１　俯角とは、視点と対象との上下関係を表す言葉で、対象を見下ろす場合の視線の水平に対する角度のこと。俯角 10 度は Henry Dreyfuss: The Measure of men; Human Factors in Design, Whitney Publications, NewYork 1959、樋口忠彦 1975「景観の構造」による。



第３－４図　松島四大観

（２）松島四大観以外

松島では四大観以外にも丘陵や岬を中心に観賞の場がつくられてきた。ここでは遠景として松島を観賞できる 16 ヶ所を紹介する。

第３－２２表　松島四大観以外の観賞の場

5	千代崎展望台	塩竈市	浦戸野々島	野々島の南西端。石浜を一望できる。
6	白崎山展望台		浦戸桂島	桂島北西端。松島から塩釜まで望むことができる。
7	二度森展望台		浦戸桂島神手洗	桂島北西部。塩釜湾を望むことができる。
8	西の山展望台		浦戸桂島	桂島南西部。大藻根島をはじめ、島々を近くに見ることができる。
9	観月崎展望台		浦戸桂島菖蒲	桂島南西端。仁王島を間近に見る。
１０	日和山		浦戸寒風沢	寒風沢水道に面している。江戸時代にはここから天候などを見ていた。
１１	双観山	松島町	松島字大沢平	松島海岸南端に位置する岬。松島湾と塩釜湾の双方が眺望できる。
１２	新富山		松島字愛宕裏	松島海岸の市街地の背後丘陵に位置する。市街地越しに湾内を一望できる。
１３	治祐ヶ森公園		桜渡戸字芦ケ沢（指定地外）	標高 122m の白坂山に位置する。個人から町に寄付された土地を、永久自然林として町が整備管理している。

１４	西行戻しの松公園	松島町	松島字犬田	西行ゆかりの伝説地であるとともに、松島湾を一望できる展望地として整備され、桜の名所としても有名。
１５	君ヶ岡公園	七ヶ浜町	吉田浜字西君ヶ岡	標高 59m の高台に位置する。七ヶ浜町内の集落越しに浦戸諸島が一望できる。明治 33 年 (1900) に皇太子 (大正天皇) 御成婚祝賀会が開催され、記念の桜が植樹された。
１６	眺洋台		吉田浜字寺山	昭和 62 年 (1987) に地元クラブの奉仕作業で整備された。外洋を望むことができる。
１７	瑞鳳ヶ丘展望台	利府町	赤沼字櫃ヶ沢	浜田澪の北岸に位置し、主に松島湾の西半部の島々を望む。周辺はマツのほか、モミの巨木も自生する。
１８	番ヶ森展望台		赤沼字番ヶ森 (指定地外)	標高 216m の番ヶ森山頂に位置する。東に金華山、北に栗駒山、西に松島湾が望める。
１９	稲ヶ崎公園	東松島市	宮戸字月浜	月浜の西端の岬。標高 37.8m。松島湾を一望し、遠くに蔵王連峰を望むことができる。新宮戸八景のひとつ。
２０	嵯峨見台		宮戸字室浜	観音山遊歩道の途中。近くに黒島、花魁島を、遠くに石巻、牡鹿半島を望むことができる。新宮戸八景のひとつ。

２　松島の自然や地域社会に入り込む観賞の場

浜や入り江など、松島の自然や地域社会の中に入り込む観賞は、松島の特徴や奥深さを理解できる。こうした体験ができる観賞の場を 23 箇所紹介する。

第３－２３表　松島の自然や地域社会に入り込む観賞の場

２１	駒懸公園	塩竈市	浦戸桂島鬼ケ浜	桂島の南側、桂島海水浴場と鬼が浜の間の岬にある。太平洋を望む。
２２	鬼ヶ浜・小沙羅浜		浦戸桂島鬼ケ浜 浦戸石浜本石浜	桂島の太平洋を望む浜である。特に鬼ヶ浜の近くには首浜、頭浜があり、それぞれ鬼退治の民話に因んだ地名が残る。宮城県で 2 番目の海水浴場であった。
２３	要の浜・元屋敷浜		浦戸寒風沢	要の浜は民話伝承古下駄のお化けの地として伝わる浜である。隣の元屋敷浜はかつて集落があったと伝わる青島等を望む。
２４	柳浜・宇内浜		浦戸野々島毛無崎・吹越、馬越	ともに野々島にある。宇内浜は干潮時に島と地続きになる。
２５	前浜		浦戸寒風沢	寒風沢島の最も広い浜で、船入島、鷹島、沖鷹島、岩井島等を望む。
２６	韮浜		浦戸寒風沢	荒崎の隣にある浜。遠くにカラカイ島を望む。
２７	桂島漁港		浦戸桂島庵寺、浦戸石浜	松島湾を望む漁港であり、市営汽船の船着き場でもある。秋はハゼ釣りで賑わう。
２８	福浦島公園	松島町	福浦島	東西 300m、南北 200m の島。福浦橋 (長さ 250m) で本土と結ばれる。島内を一周する遊歩道からは、松島湾を様々な方向から眺望できる。
２９	観瀾亭		松島字町内	伏見城遺構と伝わり仙台藩主の御仮屋として建てられた。松島湾や松島海岸の瑞巌寺門前町を見られる。
３０	雄島		松島字浪打浜	中世に多くの板碑が建てられた。雄島からみえる景色が浄土の入口と見立てられた。
３１	松島グリーン広場・松島海浜公園・浪打浜公園		松島字霞ヶ浦	福浦島、雄島をはじめとした島々を望む。県事業により公園として整備されている。松島湾島めぐり観光船の乗り場でもある。
３２	扇浜		松島字大沢平	扇谷の麓にある。松島湾要島、兜島、鎧島、在域島等を望む。
３３	波多崎	七ヶ浜町	吉田浜字沢尻	前塚浜の北端。外洋を望むことができる。
３４	湊浜緑地海岸		湊浜字砂場	仙台港の新設まで、湊浜を起点とする長浜海岸は、仙台市荒浜までつながる砂浜であった。港の新設によって寸断されたが、隣接する御殿崎に代表され美しいマツ林と砂浜の景観が残る。
３５	御殿崎		松ヶ浜字浜屋敷	かつて仙台藩主の仮小屋がおかれ、仙台湾と外洋が鑑賞された。
３６	菖蒲田海水浴場		菖蒲田浜字長砂	外洋と外国人別荘地のある丘陵を望む。

３７	馬の背	利府町	赤沼字櫃ケ沢	浸食によって天然の桟橋となった地形を中心に松島湾が一望できる。対岸には一回り小さい「子馬」がある。
３８	須賀漁港・浜田漁港		赤沼字須賀、浜田	表松島と呼ばれ、天然の桟橋「馬の背」や、鎧島・兜島など表松島の島々のほか、湾内の伝統漁の景観も見ることができる。
３９	新浜岬	東松島市	宮戸字月浜	月浜から大浜への遊歩道沿いに位置する。外洋を望むことができる。
４０	大浜		宮戸字大浜	宮戸島南東の浜。松島湾の島々と漁村景観を見ることができる。
４１	里浜		宮戸字牛山崎	宮戸島里浦を望む浜。松島湾の島々と漁村景観を見ることができる。
４２	室浜		宮戸字鹿嶌	宮戸島東側の浜。松島湾の島々と漁村景観を見ることができる。
４３	乙女ヶ浜		宮戸字推山	嵯峨渓遊歩道の終点。萱野崎を望むことができる。



第３－５図　遠景として松島を眺める鑑賞の場（１）



第３－６図　遠景として松島を眺める鑑賞の場（２）



第３－７図　松島の自然や地域社会に入り込む鑑賞の場（１）

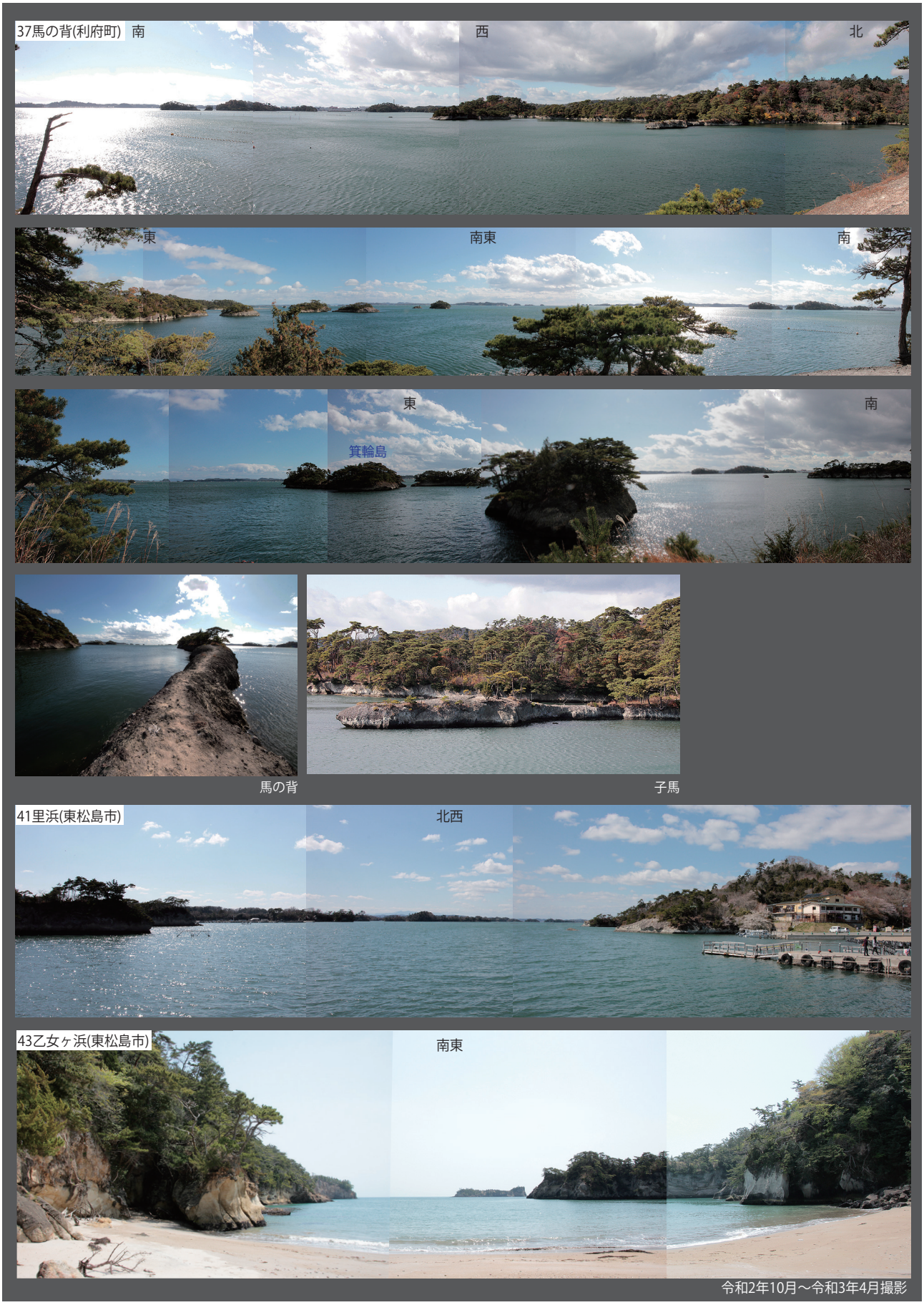

第３－８図　松島の自然や地域社会に入り込む鑑賞の場（２）

３　移動視点

近世から、松島を訪れる主要な手段であった塩竈からの海路や遊覧船の航路、近代以降に整備された鉄道や道路は、移動によって連続的な眺望の変化が得られる景勝路線として、旅に趣を与える貴重な要素である。特に航海路は近世から松島を訪れる文人墨客も作品に記すなど、“ 松島の風景 ” イメージ形成に大きな影響を与えている。また、昔ながらの尾根道などでも、良い眺めを得ることができる。

第３－２４表　移動視点

４４	松島湾の遊覧船	松島町・塩竈市	塩釜港から松島海岸を結ぶ遊覧船と、松島海岸から発着する遊覧船。鉄道開通以前に松島を訪れる際は、塩釜から海路を用いることが一般であった。
４５	嵯峨渓遊覧船	東松島市	東松島市の奥松島遊覧船乗り場 (あおみな) より発着している遊覧船。宮戸島嵯峨渓観光に活用されている。
４６	塩竈市営汽船・渡船	塩竈市	塩釜港と浦戸諸島を結ぶ公営定期航路。浦戸諸島間では公営の渡船が運航している。
４７	JR 仙石線	松島町 東松島市	仙台から石巻を結ぶ路線。陸前富山駅から東名駅の区間で松島湾を一望できる。
４８	国道 45 号	利府町 松島町	仙台市から青森市まで海岸を結ぶ道路。特別名勝松島では、利府町浜田から松島町松島海岸周辺までの区間で海岸線に近く、瑞巌寺の門前や五大堂横も通る。
４９	県道 27 号奥松島・松島公園線	松島町 東松島市	奥松島パークラインと呼ばれ、宮戸島室浜入口から松島町高城の松島町役場前を結ぶ。東松島市大塚や野蒜海岸、宮戸島で特に海岸に近い。
５０	県道 58 号塩釜七ヶ浜多賀城線	七ヶ浜町	七ヶ浜の各浜を回る道路。特に吉田浜、小豆浜付近で海岸に近く景色が良い。
５１	県道 144 号 (長老坂)	松島町 利府町	利府町赤沼から JR 仙石線・松島海岸駅前を結ぶ県道。797 年、征夷大将軍・坂上田村麻呂が眺望を絶賛したため「眺浪坂」と呼ばれるようになり、西行が当地を訪れた頃までには「長老坂」と呼ばれるようになっていた。
５２	宮城オルレ (奥松島コース)	東松島市	韓国済州島発祥の徒歩コース。宮戸島を一周する 10km コースで、島の自然や里浜貝塚など歴史を感じることができる。
５３	みちのく潮風トレイル	塩竈市 東松島市	環境省の設定した福島から青森までのコース。松島では、塩釜港から浦戸諸島経由で宮戸島、野蒜へ抜けるルートが設定されている。湾内の自然や歴史を感じることが出来る。

第６節　松島の価値

第３節から第５節では、“ 松島の風景 ” を構成する自然と、自然とともにある暮らしと歴史、それを眺める観賞の場の具体例を紹介した。“ 松島の風景 ” は、これらの観賞という感動体験を通じて、芸術活動で映され、また浄土への入口として人々に認識されてきた。 こうした風景の意味づけが長い時間の中で全国に蓄積されることで、今では “ 松島の風景 ” イメージが広く国内で共有されている。そして、それは現在でも観賞を通じた追体験で人々を魅了し、あるいは現代的感性でもって新たな感動を生み出している。

したがって、ここで松島の価値を見出すとするならば、それは**「自然の特異な状態とそこで営まれる人々の暮らしのつくりだす風景が、観賞や芸術活動によって魅力あるものとして共有されていること」**といえる。そして、それはまた今日的な諸活動を通じて掘り起こされ、高められていくものである。

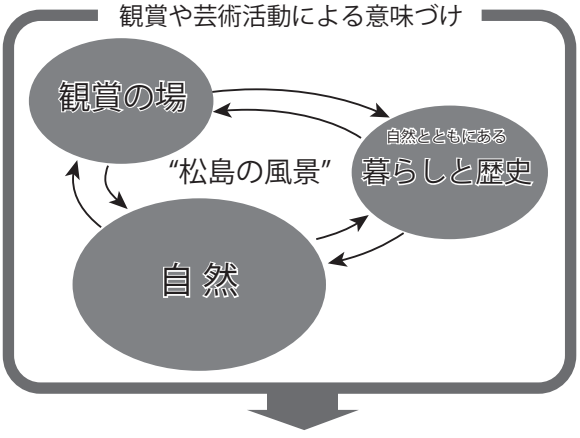

第３－９図　“ 松島の風景 ” の構成と価値

第４章　松島の現状と課題

第１節　東日本大震災と復興事業

平成 22 年の第３回改定から約１年後の平成 23 年３月 11 日午後２時 46 分頃、太平洋三陸沖を震源としたマグニチュード 9.0 の大地震（平成 23 年東北地方太平洋沖地震）が発生し、県内では最大震度７を観測した。この巨大地震は太平洋沿岸部で高さ 10 mを超える大津波を引き起こし、各地に甚大な被害をもたらした。被災後、平成 23 年に県や沿岸市町は震災復興計画をまとめ、令和２年度末を震災復興期間と定めて復興にあたった。

１　東日本大震災の被害と対応

松島において、県教育委員会と市町教育委員会が把握した震災被害は、以下の通りである[17]。

第４－１表　東日本大震災による特別名勝松島の被害

塩竈市	震度	６強	 桂島の津波被害
	津波	本土側 1.5 ～ 4.8 m、浸水範囲は市域全体の 22％ 浦戸地区 8 m、浸水範囲は全島で居住域に達する	
	被災状況	・浦戸全島で防潮堤が損壊、ノリの養殖棚流出 ・島々の崖面崩落、家屋流出、損壊 １）桂島：全壊 38 戸、大規模半壊８戸、半壊 12 戸 ２）野々島：全壊 31 戸、大規模半壊９戸、半壊３戸 ３）寒風沢：全壊 31 戸、大規模半壊 16 戸、半壊 11 戸 ４）朴島：全壊４戸、大規模半壊７戸、半壊２戸	
松島町	震度	６弱	 松島海岸の津波被害
	津波	沿岸部松島・高城・磯崎・手樽地域で 2㎢浸水	
	被災状況	・瑞巌寺参道杉並木の塩害枯死 ・富山観音堂など建造物に被害 ・手樽地区防潮堤の決壊 ・パノラマライン道路の崩落 ・沿岸部の地盤沈下 ・渡月橋の流出	
七ヶ浜町	震度	５強	 菖蒲田浜の津波被害
	津波	津波最大高 :12.1 m、海岸線からの浸水距離：約２ｋｍ 浸水範囲：4.8㎢（町域の 36.4％）	
	被災状況	・松ヶ浜地区飛ヶ崎・御殿崎、花渕浜地区表浜・小豆浜の丘陵崖崩落 ・湊浜緑地公園、菖蒲田海水浴場周辺のマツ林の流出・枯死 ・代ヶ崎浜・菖蒲田浜・松ヶ浜・湊浜の防潮堤損壊 ・松ヶ浜～代ヶ崎浜漁港・港湾施設の損壊・沈下・液状化 ・地蔵島灯台が大破。倒壊寸前 ・馬放島など島嶼のマツの流出・枯死	
利府町	震度	６弱	 浜田漁港の津波被害
	津波	津波最大高：４ m 浸水範囲：浜田地区 9.9 ha、須賀地区 7.4 ha	
	被災状況	・浜田漁港で 50 ～ 93cm 地盤沈下、防潮堤損壊 ・須賀漁港で地盤沈下	

17　宮城県教育委員会 2017『東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録』を参照した。

東松島市	震度	6 強
	津波	野蒜地区：10.35 m、大曲浜地区：5.77 m 市域全体の約 36％が浸水（住宅用地約 65％浸水）
	被災状況	・野蒜地区では防潮堤及び海岸沿いの市道が損壊、クロマツ防潮林に大きな被害 ・月浜のえんずのわり（国無形民俗）の岩屋・鳥居損壊 ・宮戸島月浜・大浜・室浜では防潮堤と住宅地破壊


宮戸島の津波被害

被災後は、迅速に災害復旧・復興事業に対応しつつ「保存管理計画」に基づいた保護方針を決めることが急務で、特に非常災害時の「応急措置」の枠組みを早急に示す必要があった。そのため県教育委員会は、震災直後から被災状況の把握に努めるとともに、文化庁との協議・調整を進めた。

３月 25 日には、文化庁から災害復旧事業のうち、①崩落した土砂、落石等の撤去及び除去、②崩落した法面等の応急的な崩落防止対策、③毀損又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地、④津波等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地、⑤緊急車両のための仮設道の設置、⑥撤去物の仮置き、⑦その他緊急を要するもの、の７項目のいずれかに該当し、なおかつ、平成 23 年６月 30 日までに着手するものは「非常災害のために必要な応急措置」として取扱うことが示された[18]。

また、県教育委員会は松島（保存管理計画における１Ｂ及び１Ｃ地区、２Ｂ地区、第３種及び海面保護地区）で行われる災害復旧事業の３項目（１．ライフライン（電気、上下水道、ガス、電話（携帯電話を含む）、道路、橋梁、河川施設、鉄道）の復旧（原状回復）、２．仮設建築物その他の工作物（プレハブ仮設住宅、仮設トイレ等）の設置、３．遺体の仮土葬）が、「非常災害のために必要な応急措置」に該当するか照会し[19]、文化庁から該当すると回答を得た[20]。県教育委員会はこれを受け、関係機関にこの旨を周知した[21]。

３月 29 日には、県知事が松島の被災状況を調査した。その際、県民から住宅の高台移転の要望があったことから、県教育委員会は３月 30 日、国に住宅高台移転等の事業に関して現状変更許可基準の弾力的な運用を要望した。４月８日には、知事から内閣総理大臣に対して「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を提出した。

次いで、４月 12 ～ 14 日に文化庁調査官、４月 28 ～ 29 日に文化庁長官の現地調査が行われた。同 29 日には県庁で知事と文化庁長官の懇談が行われ、県の要望に対する文化庁の考えが示された。

文化庁の考えは、特別名勝松島の保護と被災者生活再建の両立を検討するための有識者会議の設置を求めるものであり、これを受けて、県教育委員会は関係市町の長、学識経験者等を構成員とした「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会（以下、検討会という。）」を設置し、検討会は平成２４年１月２５日に「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方　最終報告」をとり

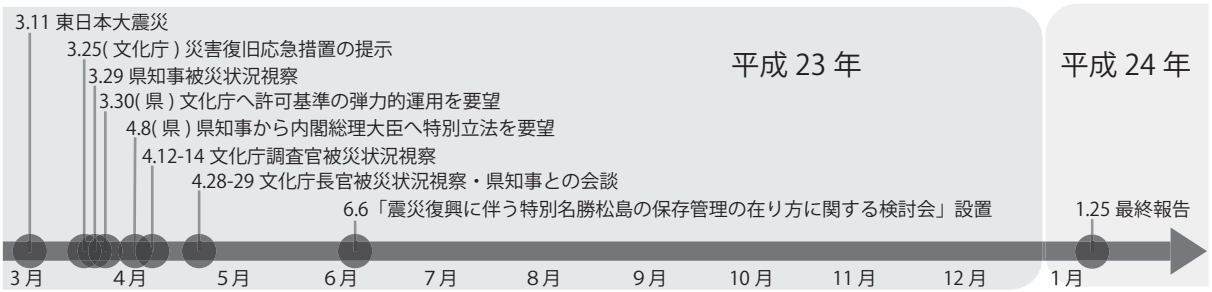

第４－１図　東日本大震災の発生から特別名勝松島の保存管理の在り方の決定まで

18　文化庁　平成 23 年３月 25 日付　22 庁財第 1214 号「東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第 125 条及び第 168 条の規定の適用について（通知）」
19　宮城県教育委員会　平成 23 年３月 25 日付　文第 2247 号「文化財保護法第 125 条第１項ただし書きの取扱いについて（照会）」
20　文化庁　平成 23 年３月 28 日付　22 財記第 262 号「文化財保護法第 125 条第１項ただし書の取扱いについて（回答）」
21　宮城県教育委員会　平成 23 年３月 31 日付　文第 2264 号「文化財保護法第 125 条第１項ただし書の取扱いについて（通知）」

まとめた。

この最終報告では、別紙「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方」及び「震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針」（以下、両立のための基本方針という）によって、復興事業で想定される現状変更の取扱い基準が示され、県教育委員会は復興事業に伴う現状変更等の当面の運用方針とした。また、この最終報告で対応が困難となった防潮堤[22]





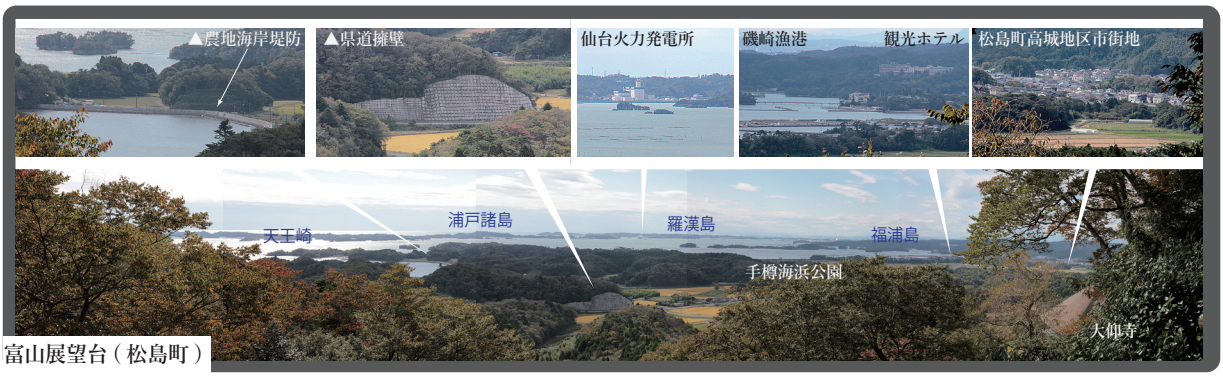



▲は東日本大震災後に建設されたもの / 写真は令和２年（2020）９月～10月撮影

第４－２図　東日本大震災後の松島四大観眺望の変化

22　「特別名勝松島　防潮堤の表面処理の考え方」（平成24年４月27日）

や住宅屋根の形状[23]、太陽光発電施設[24]は、それぞれ考え方や指針を示し、復興事業との両立を図った。

２　県・関係市町復興事業との調整

平成 23 年 10 月に策定した県の震災復興計画をはじめ、関係市町では順次震災復興計画が策定され、震災１年後には域内全ての市町で復興の方向性が示された。これら県・各市町の計画に基づいて、防潮堤の建設、集落の高台移転（防災集団移転）や土地区画整理、避難道・避難施設等整備、農林水産施設復旧（漁業集落機能強化、農地整備）などの復興事業が特別名勝松島で進められることになった。

県及び関係市町教育委員会は、「両立のための基本方針」や「防潮堤表面処理の考え方」に基づいて、景観保護との調整を図った。その結果、東松島市大浜や室浜などで、自然林・造成林に囲まれ、周囲の景観に配慮した高台移転がなされたほか、自然地形に即した線形を採用して樹林を残した道路、表面に自然石を用いた防潮堤などがつくられた。

３　現状変更申請件数の推移

震災前、文化財保護法第 125 条に基づく現状変更申請は年間 150 件を超えることは少なく、100 件を下回る年もあった。震災後は復興事業に伴って申請件数が急増し、平成 28 年度に 737 件でピークを迎え、平成 22 年度の 4.8 倍まで増加した。その後、平成 29 年度から減少に転じている（第４－３図－左グラフ）。

申請件数の増加と各年度の推移は、震災復興事業の進捗に対応している。平成 23 年度末から平成

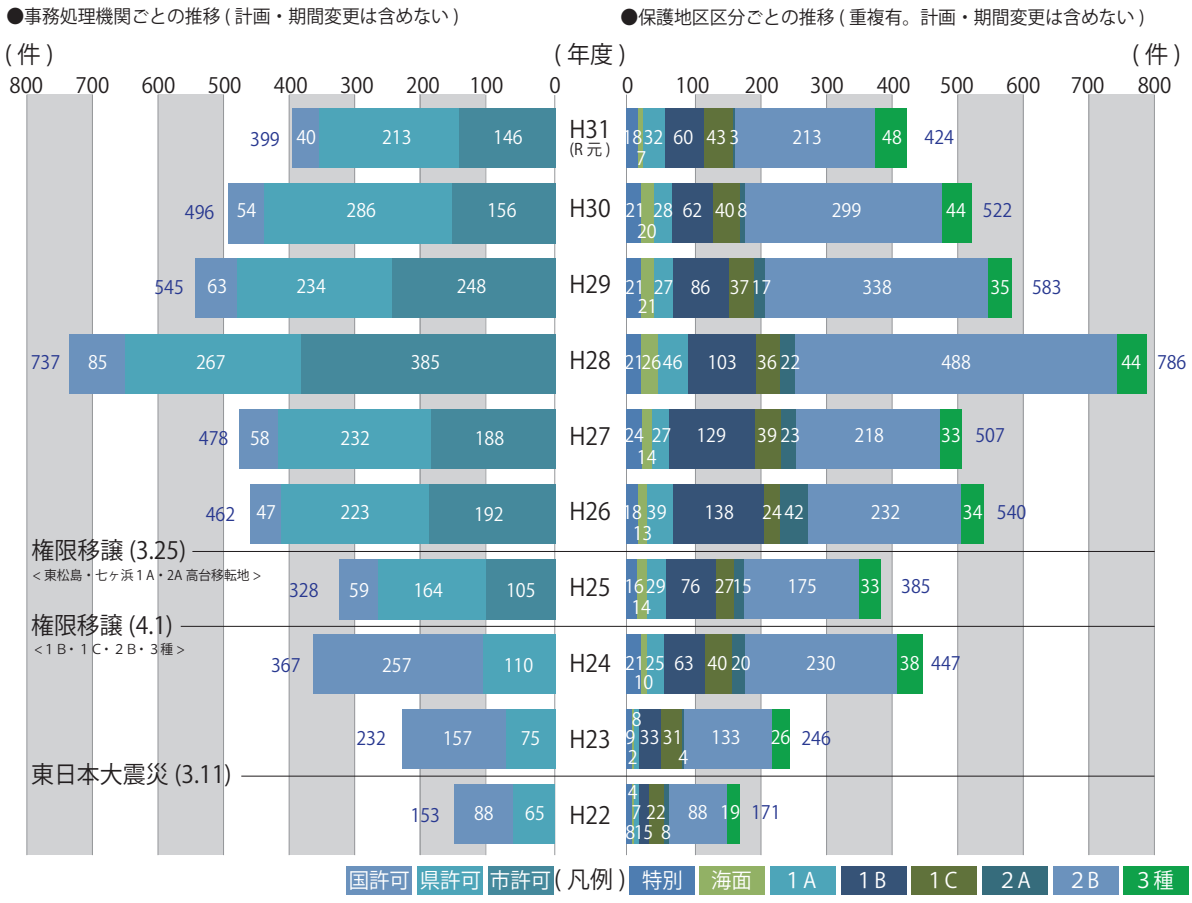

参考：H22 年度以前の現状変更件数（H17 年度 /88 件、H18 年度 /86 件、H19 年度 /140 件、H20 年度 /135 件、H21 年度 /198 件）

第４－３図　現状変更申請件数の年度推移

23 「特別名勝松島　防潮堤の表面処理の考え方」（平成 24 年４月 27 日）
24 「太陽光発電施設設置に係る現状変更等に対する取り扱い指針について」（平成 27 年５月 21 日）

24 年度は、各自治体の震災復興計画に基づく農林水産施設復旧、防潮堤や港湾整備等に関する申請が目立ったが、平成 25 年度以降は防災計画による避難道路、避難施設整備に係る申請が増加した。平成 26 年度以降は、完成した高台移転地や区画整理内での住宅や災害公営住宅、付帯する電柱の現状変更申請が急増した結果、平成 28 年度までの申請件数を上回ることとなった。平成 29 年度以降は、これら新規計画が一段落したことから減少に転じたと考えられる。

また、各保護地区の申請件数の推移をみると、震災前と比較して平成 23 年度以降は全ての保護地区で件数が増加しているが、とりわけ１Ｂ・２Ｂ地区内での増加が著しい（第４－３図－右グラフ）。これは、前項の両立のための基本方針に基づいて可能な限り特別保護地区や１Ａ地区を避けるよう調整を図ってきたこと、塩竈市浦戸地区や東松島市野蒜地区の高台移転地での住宅等建築が増加したことによる。

ところで、平成 22 年度から令和元年度までの現状変更の内容をみると、工作物 38％、建造物 36％、土木関連 10％、交通関連９％、除却等４％、調査や環境保全関連が３％となった（第４－４図）。

より詳細にみると、住宅を筆頭に、電柱、道路、事務所等、堤防等の順で申請件数が多いことがわかる。また、土木や交通関連の現状変更は全体の割合こそ少ないものの、大規模な農地整備や宅地造成、治山工事、港湾整備など、震災前にはあまりなかったものが目立つ。

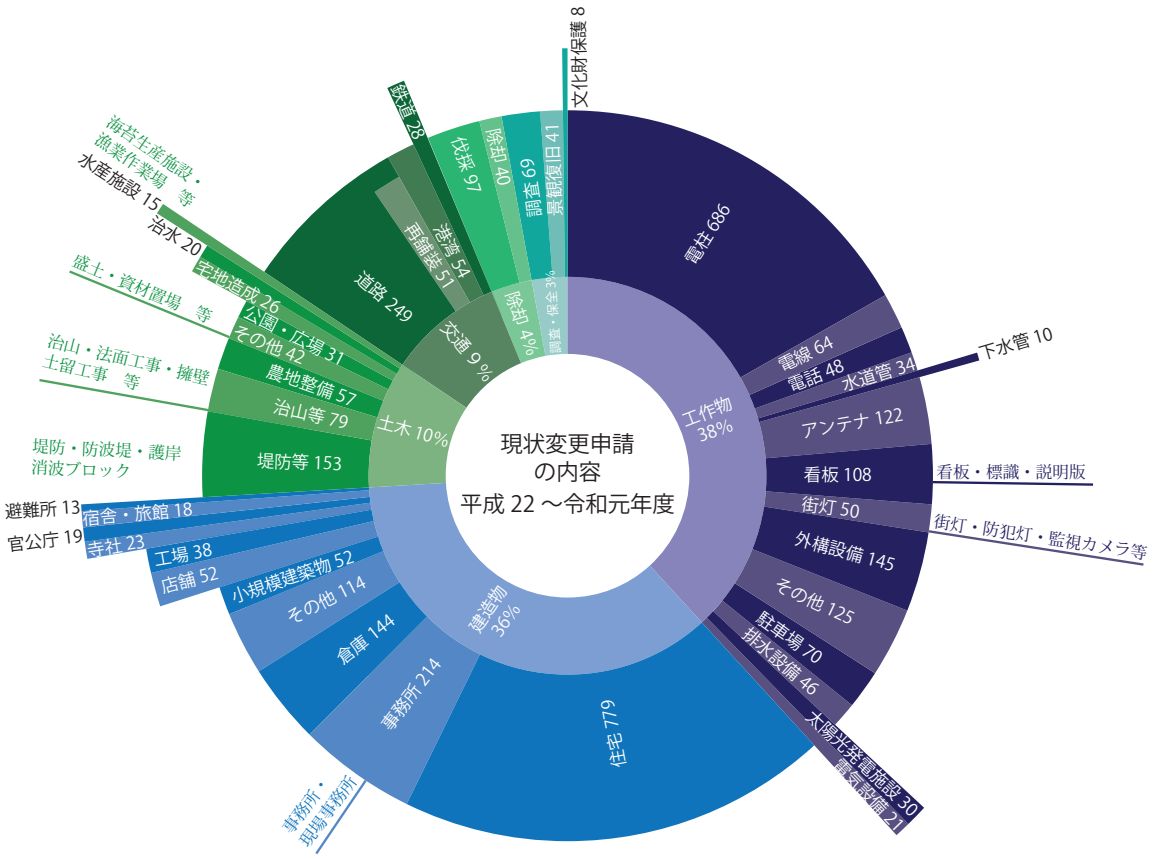

第４－４図　現状変更申請の内容

４　地域住民の意識

本計画の策定にあたっては計画案の作成前に地域住民と意見交換を行い、地元の要望や合意のとれた地域ではアンケート調査を実施した[25]。意見交換では、東日本大震災後の生活・生業の変化や、地元の考える松島の価値と将来像などを伺った。アンケート調査の結果は以下の通りである。

25　調査は令和３年６月～令和４年２月の間に、県教育委員会及び塩竈市・利府町・東松島市教育委員会が共同で実施した。

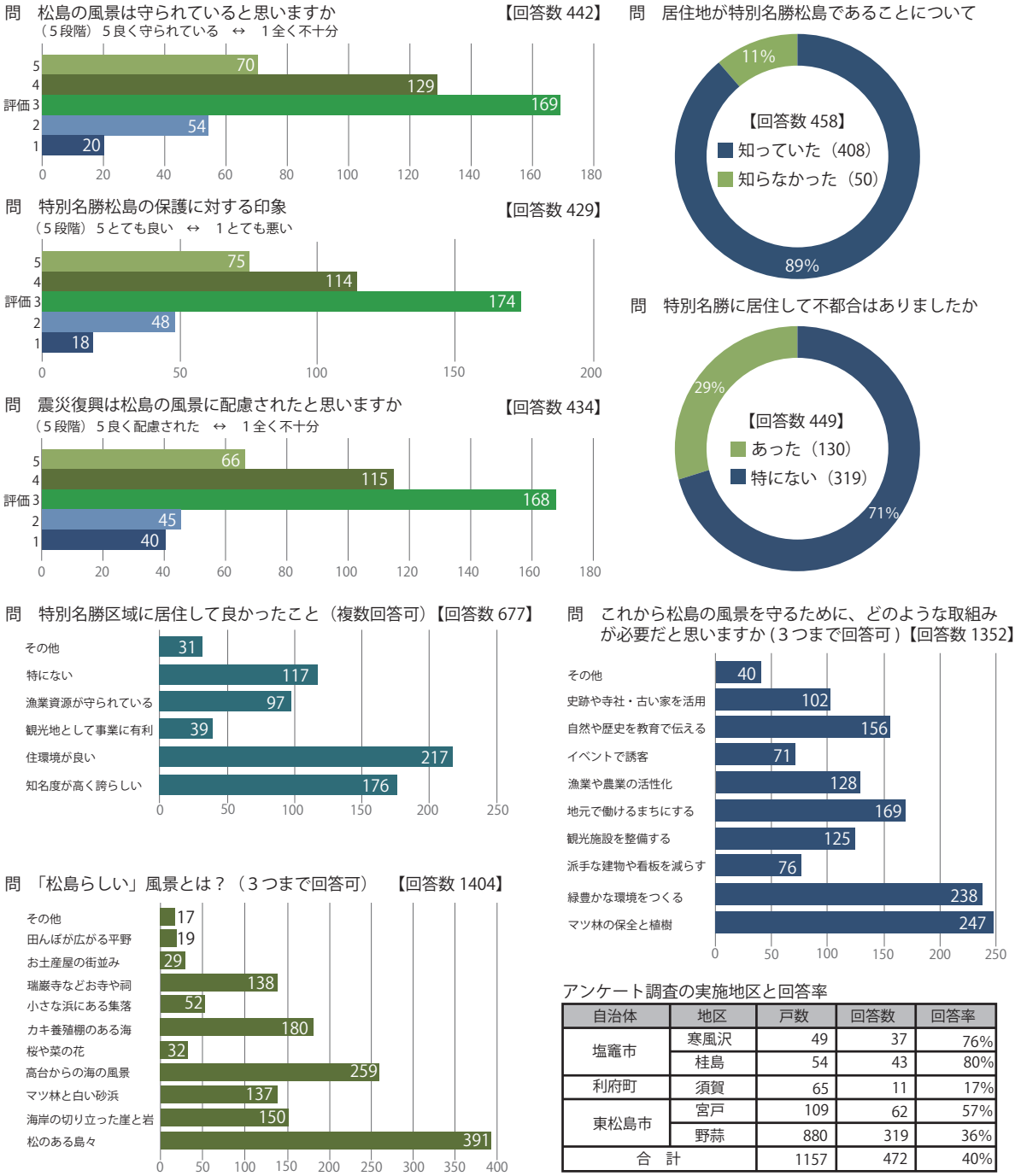

アンケート調査の実施地区と回答率

自治体	地区	戸数	回答数	回答率
塩竈市	寒風沢	49	37	76%
	桂島	54	43	80%
利府町	須賀	65	11	17%
東松島市	宮戸	109	62	57%
	野蒜	880	319	36%
合　計		1157	472	40%

第４－５図　住民アンケート調査の結果

第２節　東日本大震災後の１０年

震災後の 10 年間は、地域社会の復興と松島の景観保護の両立を図ってきた。しかし、この間にも台風や地震による被害があったほか、地域社会では震災の犠牲者に加えて人口流出もあり、特にアクセス条件の悪い地域での過疎化がいっそう深刻になっている。この結果、松島の景観を支えてきた地域コミュニティの不安定化が心配される。そして、これを反映するように土地利用にも変化が生じ、再生可能エネルギー施設など大規模開発も震災以前より活発化している。

１　気象及び災害

松島は震災後も大雨や台風、地震などで被害を受けている。近年では令和元年 10 月 11 ～ 13 日に通過した令和元年東日本台風（台風 19 号）や令和３年２月 13 日の福島県沖を震源とする地震（指定

地内最大震度５強）、同年３月 20 日の宮城県沖を震源とする地震（同最大震度５弱）、令和４年３月 16 日福島県沖を震源とする地震（同最大深度６弱）によって、海食崖の崩落や観賞の場などに被害が認められた。また、こうした大規模災害以外でも、気候変動等の影響によって地形や植生に変化が生じている。

２　今後想定される社会経済的変化

松島に係わる人口推計によれば、2035 年には塩竈市 45,460 人、松島町 11,494 人、七ヶ浜町 16,130 人、利府町 35,367 人、東松島市 36,046 人と見積もられており、合計すると 2020 年人口比で 8.5％減少と予測されている[26]。島嶼部は減少速度が特に顕著で（第４－６図）、各島の人口は 10 年間で６割から半数近くまで減少し、今後集落の消失が危惧されている。

各自治体では、地域の防災力強化や企業の生産力強化などを震災復興計画等で掲げ、併せて復興期間の中頃から地方創生に関わる「まち・ひと・しごと総合戦略」や観光振興ビジョンを策定し、農漁業などの産業強化や観光による産業の創出と人口増加にむけて取組んでいる[27]。

少子高齢化や人口減少、それに伴う地域の過疎化は、松島の景観の支え手を失うことにもつながるため、景観保護に向けても、松島の魅力の掘り起こしから、交流人口・関係人口の増加による、地域の活性化が求められる。

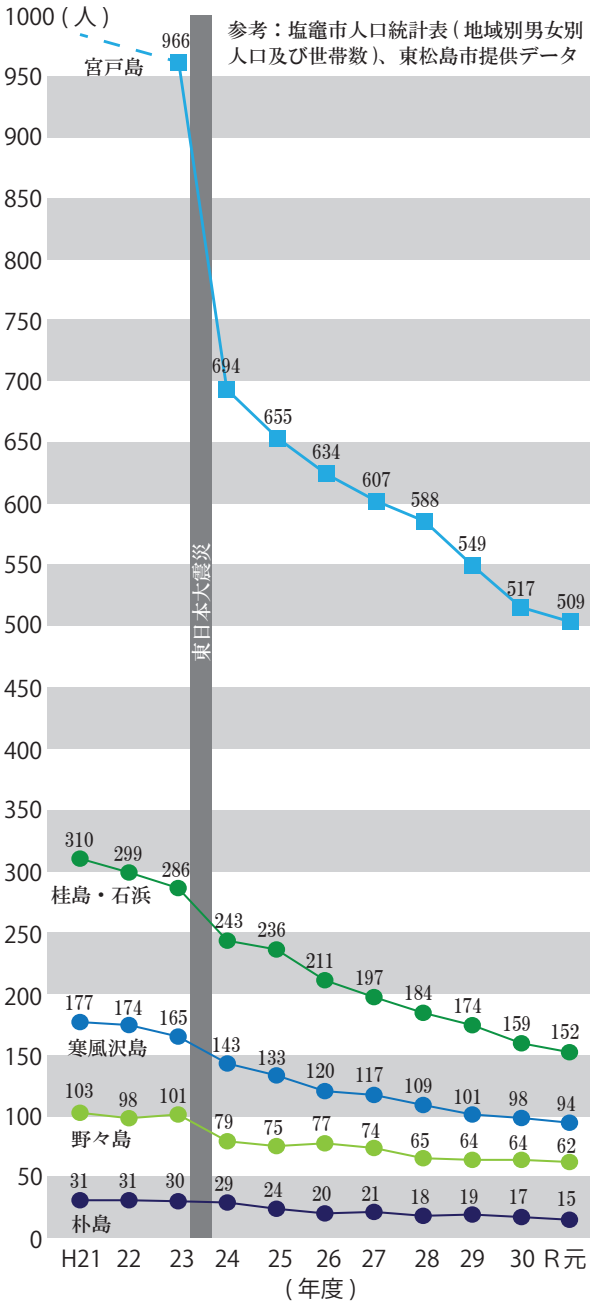

第４－６図　島嶼部の人口

第３節　“松島の風景”と景観保護の現状

“松島の風景”は、自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場で構成されており、それらは前節で示した気象及び災害や社会経済変化と密接に関係している。したがって、こうした状況を“松島の風景”の問題として、風景を構成するものの現状と景観保護、そして活用の面から捉えると、それらの現状は以下１～５のとおりである。

１　松島の自然の現状

松島の自然を構成する地形・地質、植生の現状は、以下にまとめられる。

26　国立社会保障・人口問題研究所の推計による。

27　まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の第２条（理念）では、「一　国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の　整備を図ること。」「五　地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。」が掲げられている。

第４－２表　松島の自然の現状

項目	現状	
ⅰ地形・地質	干潟・砂浜・湿地・池沼の変容・消失	土地利用の変化や震災により、変容・減退している。
	海食崖の崩落	地震、台風や大雨、風や波浪によって、崖の崩落が進行している。
ⅱ植生	マツ類の枯損消失	震災により海岸沿いのクロマツ林が消失したほか、松枯れ病被害（註）や海鳥繁殖による枯損が進行している。
	干潟・砂浜・湿地・池沼植生の減少	土地利用の変化や震災により干潟等が減退・消失し、その結果、植生の減少を招いている。
	竹林・スギ林の放置	産業利用を目的に形成された人工林が放置され、景観悪化や本来の植生・生態系に影響を与えている。
	藻場（アマモ・アカモク）の消失	震災の津波により湾内藻場の 99％が消失し、生態系に影響を与えている。
	暖地系植物・外来植物の隆盛	気候変動、または園芸活動により、暖地系植物や外来植物の増殖がみられる。

註:「マツ材線虫病被害」もしくは「マツ材線虫病による松枯れ被害」のことを指す。一般的にはマツクイムシ被害ともいわれている。



海食崖の崩落



松枯れ病被害



竹林の拡大

２　松島の自然とともにある暮らしと歴史の現状

松島の自然とともにある暮らしと歴史の現状は、生活・生業の面からみて、以下の通りである。

第４－３表　松島の自然とともにある暮らしと歴史の現状

項目		現状	景観への影響
ⅰ生活	地域人口	・島嶼部や市街地以外の人口減少が進み、急速に過疎化している。 ・高齢化によって、地域保全の活力が低下している。	・空き家の増加、維持されなくなった竹やマツ類のある里山など景観の悪化。 ・地域固有の有形・無形歴史文化遺産の消失。
	インフラ	・震災復興事業でインフラ及び防災機能は向上したが、人口の減少により集落維持に必要な基盤施設や公共施設、交通機関の維持管理が困難になっている。	
ⅱ生業	農業	・農業経営体・従事者が減少し、域内の産業競争力が低下してきている。 ・畑作が農業生産による主要な位置ではなくなっている。	・耕作放棄地での太陽光発電施設等建設などによる景観の変化。 ・伝統的な畑地の消失。
	漁業	・震災後の復興事業により漁業施設の設備向上や集約化されたが、漁業経営体・従事者が減少し、産業競争力が低下している。	・景観を構成するカキ・ノリ養殖施設の減少。 ・養殖施設の資材調達減少による竹林の放棄。
	林業	・従事者は各市町 10 人未満となり、産業の持続が困難になっている。	・放置林拡大による景観の悪化。水源涵養機能・地表面浸食防止機能の低下による地形の変化。

３　観賞の場の現状

観賞の場の現状は、眺望、観賞の場の整備の２つの面から、以下の通りである。

第４－４表　観賞の現状

項目	現状
ⅰ眺望	・植生の繁茂等により本来の眺望が得られなくなってきている。 ・主要な観賞の場からの眺望の中に、目立つ建物や工作物がある。
ⅱ観賞の場の整備	・既存の観賞の場は利便性が悪いところ、バリアフリー化されていないところも多い。 ・維持管理が行き届かず、視界喪失やアクセスできなくなった場所もある。 ・一部の観賞の場を除き、認知と評価が進んでいない。

４　景観保護の現状

松島における景観保護では、行政・有識者と地域住民・開発事業者といった関係者それぞれが役割を担っている。その現状は、行政の保護制度、地域社会における認識、民間団体・地域社会との連携という３つの観点から、以下のことが考えられる。

第４－５表　景観保護の現状

項目	現状
ⅰ行政の保護制度	・保護地区（国許可 / 県市許可）、計画・期間変更、事前協議の必要性の判断など処分体系が複雑で、地域住民や事業者にとって分かりづらい。 ・担当職員には経験と高度な判断力が要求される。 ・指定地内に市街地を含む自治体は保護対策の業務負担が増大している。
ⅱ地域社会の認識	・手続きの煩雑さ、分かりづらさに対する不満などがある。また、「住宅等で支障木を伐採するだけで一苦労」「規制があるから何もできない」という認識がある。 ・観光振興や第一次産業の六次産業化、再生可能エネルギー導入など、土地の有効利用に特別名勝指定は弊害という考えがある。 ・新規転入者の住宅建築に関する“規制緩和”の要望がある。 ・新規転入者や指定地外事業者の認知度が低い。
ⅲ地域との連携	・植生や海岸の保全といった、地域に根差した保護活動を行う民間団体や地域の把握・顕彰と普及が不十分。適切な支援補充がないまま、各体制の弱体化やメンバーの高齢化による縮小や休止が起きている。

５　活用の現状

“松島の風景”は江戸時代から観光活用・整備されてきた歴史があり、今後もまちづくりの根幹となると思われる。また、指定地内では学校教育で自然を題材にした環境・歴史・防災教育も行われている。こうした教育における活用は松島の理解を促進し、地域の持続的発展にも貢献する。これら観光と教育における活用の現状は、以下のことが考えられる。

第４－６表　活用の現状

項目	現状
ⅰ観光	・観光需要やインバウンドにより入込数は増加したが、各地域の知名度や入込数に大きな差があり、活用による恩恵が全域に行き届いていない。 ・松島の風景を構成するものの多くで説明板等が設置され、多言語標記も進んでいる。 ・多種多様な説明板が各地にあり、松島湾全体でのまとまりがない。 ・松島の価値を伝える説明が足りていない。 ・宮城オルレやみちのく潮風トレイルなど、指定地内各地を巡るコースの整備が始まっている。 ・ガイドブック等に掲載される場所でも遊歩道や便益施設が未整備の箇所も多い。
ⅱ教育	・学校教育で松島を題材にした環境教育や歴史教育、防災教育が行われている。 ・松島を訪れる教育旅行の誘致も積極的である。 ・自然や歴史文化、観賞の場の知識や魅力について地元への普及を望む声が多い。 （第１節４　第４－５図参照）

第４節　松島の課題

前節までの東日本大震災後の歩みと“松島の風景”の現状を踏まえて、本計画で取扱う課題を整理すると、以下のようになる。これらの課題を関係者が認識し、方向性を共有することが求められる。

震災後の１０年【第２節】		・気象の変化や災害の激甚化 ・人口減少と過疎化、それに伴う土地利用の変化	想定される今後【第２節】
	“松島の風景”を構成するものの現状【第３節】	自然の現状（第３節１） 自然とともにある暮らしと歴史の現状（第３節２） 観賞の場の現状（第３節３） 景観保護の現状（第３節４） 活用の現状（第３節５）	・特徴的な地形や植生の変容、減退 ・地域コミュニティの不安定化 ・里山里海環境の消失 →“松島の風景”の価値減退

計画の目的【第１章第１節】	“松島の風景”を構成するものの課題	
・観賞上優れた景観を将来へ継承する ・松島が教育や文化観光資源として活用され、恩恵が地域に還元される →“松島の風景”の保存と活用	ⅰ自然保護の課題	・特徴的な地形や植生が良好にのこる区域の開発を抑えることが求められる。 ・松枯れ病対策など特徴的な植生の維持が必要である。 ・自然災害、開発行為により滅失した自然を必要に応じて回復させる必要がある。 ・森林整備や自然保護に係わる機関・団体と調整・連携を図る必要がある。
	ⅱ自然とともにある暮らしと歴史の課題	・地域の特色を引き出す方策が求められる。 ・地域に根差した保護活動を支援する必要がある。 ・画一的な開発を抑え、歴史文化に根差した魅力ある地域づくりを支援する必要がある。 ・農漁業や林業、観光業との緊密な調整・連携を図る必要がある。
	ⅲ観賞の場の課題	・観賞の場の維持と整備の拡充が求められる。 ・観賞の場からの眺望に影響を与える開発を抑制する必要がある。
	ⅳ景観保護の課題	・分かりやすい保護が求められる。 ・地域住民や開発事業者と松島の価値を共有し、保護の目的やしくみを伝える必要がある。
	ⅴ活用の課題	・各地の自然・歴史文化、観賞の魅力を掘り起こし、積極的に松島の価値を伝えることが求められる。 ・各地の評価を高めて、恩恵が全域に行き届くようにする必要がある。 ・遊歩道や案内板など、安全に活用できる整備を検討する必要がある。

計画の理念と基本方針【第５章】

第５章　計画の理念と基本方針

第１節　本計画の理念

本計画は、“松島の風景”を将来に継承するだけでなく、教育や文化観光資源として活用され、その恩恵が地域に還元されることを企図している。そこで、これまでに示した価値や現状と課題を踏まえ、本計画の理念を以下とする。



この理念は、“松島の風景”を唯一無二の地域資源と位置づけ、地域全体での松島の価値に根差した景観保護の取組みと、そこから地域の活性化・発展に繋げるという好循環を目指したものである。

そのため、“松島の風景”を構成する自然と暮らしと歴史、観賞の融合による豊かな地域社会の実現を理念として掲げ、計画の実施期間において諸課題の克服に取組む。

第２節　本計画の基本方針

上記の理念を実現するため、本計画は保存管理、整備、活用の３つを柱とし、それぞれに基本方針を定める。基本方針に基づく措置は以下に記載の各章で述べる。

方法	基本方針	措置
保存管理	1　自然の特徴を活かした保存管理を図る 2　松島らしい暮らしと歴史がつくる風景を育む	第６章
整備	1　基盤となる自然の維持と環境に応じた整備を促進する 2　住むひと、働くひとが誇りをもてる景観を形成する 3　感動体験につながる観賞の場の充実を図る	第７章 第２節
活用	1　“松島の風景”の価値を広め、景観保護の理解を深める 2　松島らしい暮らしや産業との連携を図る 3　グローバル化社会に適応した情報発信とアーカイブ化を行う	第７章 第４節

第６章　保存管理の方向性と方法

第１節　保存管理の基本方針

前章の理念を踏まえて、以下２点を保存管理の基本方針とする。

１　自然の特徴を活かした保存管理を図る

自然は“松島の風景”の基盤であることから、地形や植生などの変容・消失を抑制する。

２　松島らしい暮らしと歴史がつくる風景を育む

松島らしい暮らしと歴史を活かした景観をつくる。

第２節　保存管理の方法

１　保護地区の統合と変更

松島では、自然の特性、土地利用及び景観への影響を考慮して、指定範囲内に特別・第１～３種及び海面という５つの保護地区を設定している。その上で、前計画では人の手の加わり方から第１種保護地区を３地区に、第２種保護地区を２地区に細分し、合計８つの保護地区により保存管理を行ってきた。この細分化による管理は地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能としたが、一方で各地区の特徴と意味が分かりづらくなり、煩雑さも招いた。このため、本計画では前計画の保護地区を踏まえて、“松島の風景”を構成する自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場のある範囲を捉えなおした。その上で、保護を分かりやすくするため、保護地区を５つに統合した（第６－１表）。統合にあたっては、東日本大震災後の土地利用の実情を踏まえて、一部地域の保護地区も変更した。

５つの保護地区では、自然と、観賞の場のうち四大観周辺、そして瑞巌寺など、“松島の風景”の基盤となる範囲を特別保護地区と第１種保護地区、自然とともにある暮らしと歴史が多くある範囲を第２種保護地区と第３種保護地区、両方の要素がある海を海面保護地区と設定している。

第６－１表　保護地区の新旧対比表

<table>
<tr><th colspan="2">平成２２年度設定の保護地区</th><th>今回の計画における保護地区</th></tr>
<tr><td colspan="2">特別保護地区</td><td>特別保護地区</td></tr>
<tr><td>第１種保護地区</td><td>１Ａ地区</td><td rowspan="2">第１種保護地区</td></tr>
<tr><td>第２種保護地区</td><td>２Ａ地区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１種保護地区</td><td>１Ｂ地区</td><td rowspan="3">第２種保護地区</td></tr>
<tr><td>１Ｃ地区</td></tr>
<tr><td>第２種保護地区</td><td>２Ｂ地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３種保護地区</td><td>第３種保護地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">海面保護地区</td><td>海面保護地区</td></tr>
</table>

２　保護地区の定義

各保護地区の定義と概要は以下の通りで、その範囲は第６－３～１０図に示す。

第６－２表　保護地区の定義

保護地区の種類	代表的な景観	定義
特別保護地区	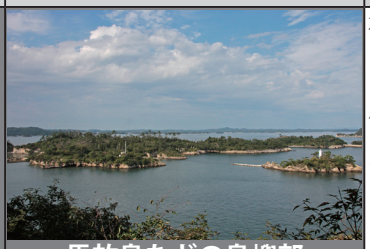 馬放島などの島嶼部	松島の自然が特に良好に残る区域と、観賞の場のうち四大観周辺、瑞巌寺周辺や雄島など、松島を代表する歴史的景観が良好に残り、“松島の風景”の基盤として核心的で最も重要な地区。
第１種保護地区	 松島町富山の周辺	特別保護地区に準ずる区域で、丘崚など里山的環境も含めて自然が良好に残り、近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第２種保護地区	 東松島市宮戸月浜	「松島湾の畑作景観・島嶼部の稲作景観」や「松島湾沿岸漁業と漁村景観」として宅地、農地等の土地利用がされており、自然とともにある暮らしや歴史のある近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第３種保護地区	 利府町葉山地区の住宅団地	第２種保護地区に準ずる区域で、宅地、商業地、農地等の土地利用がなされ、松島への導入部分として、来訪者の印象や観賞の場からの眺望に影響を与えている地区。
海面保護地区	 松島湾	海上からの近景はもとより、陸上にある観賞の場からの遠景としても重要な役割を果たしている海域。

第３節　現状変更の取扱い

１　日常的な生活の営みと現状変更等のちがい

現状変更とは文化財に物理的作為的行為を加え、風景の一部を変更することを指す。“松島の風景”は自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場によって構成され（第３章第２節）、このうち自然とともにある暮らしと歴史は、日常的な生活生業によって育まれている。したがって、指定地内での日常的な生活の営みは、工事などによって風景の一部を変更することがない限り、以下で示す現状変更等の制限に該当しない。

２　文化財保護法による現状変更等の制限

松島の指定地内では、土地形質の改変、建築物・工作物の新築・設置、木竹の伐採等、一定の要件下での現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）を行う際、文化財保護法第 125 条の規定にしたがい文化庁長官の許可を得なければならない。ただし、維持の措置と非常災害の応急措置、保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微である場合は許可不要とされている（84 ページ参照）。

なお、許可後に計画内容や期間に変更が生じた際は、事前に届出を提出し、承認を受ける必要がある。現状変更行為が終了した時点で、速やかに終了届を提出しなければならない。

３　現状変更等の取扱い

松島を適切に保存管理するため、現状変更等の取扱いについて共通事項と取扱方針を定める。

（１）共通事項

以下ⅰ～ⅳの４項目を、現状変更等の取扱いにおける共通事項とし、各保護地区の取扱い方針を第６－３表の通りとする。

ⅰ　現状変更等は、景観に配慮され、松島の保存に著しく支障をきたすものでなければ認める。
ⅱ　関係法令・各種計画との調整を図る。
ⅲ　関係者の財産権、地域の安全を尊重し、調整を図る。
ⅳ　本計画に定めのない事項については、関係者との協議のうえ個別に判断する。

第６－３表　各保護地区における現状変更の取扱い方針

保護地区	現状変更の取扱い方針
特別保護地区	核心的な松島の自然や歴史的景観の保全を優先した取扱いとする。
第１種保護地区	人手が加えられながら維持されてきた里山的環境（自然）の保全を優先した取扱いとする。安全対策や生業・生活にも配慮する。
第２種保護地区	安全対策や生業・生活に配慮した取扱いとする。開発行為に対して、周囲と調和した色彩の採用、緑地保全や緑化など、良好な景観形成を促す。
第３種保護地区	安全対策や生業・生活に配慮した取扱いとする。開発行為に対して、松島の景観に影響を及ぼさないよう促す。
海面保護地区	住民生活・生業や航行の安全に配慮しつつ、海域縮小の抑制をする。

（２）現状変更内容ごとの取扱い基準

各保護地区の取扱い方針に基づいて、一般的な現状変更内容（建築物の建築、工作物の設置、土地造成・埋立て等、木竹伐採）の取扱い基準を以下の通り定める。

ⅰ　建築物

建築物の新築等[28]は、第６－４表で各保護地区の取扱い基準を定める。意匠等における「周囲の景観との調和」の考え方は、第６－５表「建築物における景観配慮の例」のほか、景観計画やまちづくりルール、ガイドライン等が策定されている地域では、それらも参照すること。

28　建築物の「新築・増築・改築・移転」の定義は以下の通りとし、個別に取扱い基準を示していない場合は、一括して「新築等」と示している。**新築**：建築物が無かった土地での建築／**増築**：既存建築物がある土地での棟続きの建築／**改築**：既存建築物の全部又は一部を除却したのち、同用途・規模での建築／**移転**：同一敷地内で建築物を移転する行為

第６－４表　建築物の現状変更取扱い基準

保護地区	取扱い基準		新築	増築	改築	建替
特別	新築・増築は、松島の保存活用上必要なもの以外、原則認めない。既存建築物の改築及び同一地区内の移転は、周囲の景観に影響を与えないものは認める。		×	×	△	△
	意匠	外観等は目立つ色彩は避け、特に周囲の景観と調和させること。				
	高さ	改築・移転前の建物高を超えないこと。かつ、四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。				
	建築面積	改築・移転前の建物規模を超えないこと。				
第１種	新築は、松島の保存活用上必要なものか、生業・生活上必要で、且つ当該地でしか用をなさないものを除き、原則認めない。既存建築物の改築・増築・同一地区内の移転は周囲の景観に影響を与えないものは認める。		△	△	△	△
	意匠	外観等は目立つ色彩は避け、特に周囲の景観と調和させること。				
	高さ	改築・移転前の建物高を超えないこと。かつ四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。				
	建築面積	改築・増築・移転前の建物規模を超えないように努めること。				
第２種	景観への影響が軽微なものは認める。		○	○	○	○
	意匠	外観等は周囲の景観と調和させ、景観の向上に努めること。				
	高さ	既存の高さもしくは 10 m（場所によっては 13 m又は 15 m；第６－11 図）を原則超えないこと。かつ四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。				
	建築面積	四大観及び周辺にある観賞の場の眺望に影響を与えないこと。				
第３種	景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。		○	○	○	○
	意匠	外観等は周囲の景観と調和させ、景観の向上に努めること。				
	高さ	周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。				
	建築面積	周辺にある観賞の場の眺望に影響を与えないこと。				

第６－５表　建築物における景観配慮の例（註１）

建築物の意匠は、以下を参考にして周囲の景観と調和するものを選択することが望ましい。

<table>
<tr><td rowspan="3">住宅</td><td>屋根等</td><td>・勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）で、適当な軒の出を有する。
・屋根勾配を４～５寸程度とする。
・和瓦葺もしくは金属板等の一文字葺とする。
・彩度・明度の低い黒、灰色、濃茶系色等の色彩とする。（註２）</td><td rowspan="3"> 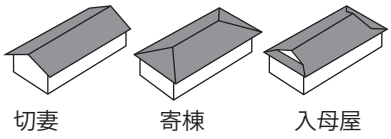
切妻　寄棟　入母屋
屋根型式
 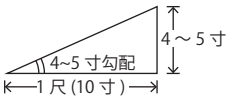
4～5寸
4~5寸勾配
1尺(10寸)
屋根勾配
 
景観に配慮されたまちなみ
（東松島市）</td></tr>
<tr><td>外壁等</td><td>・和風建築の様式を継承した構造、形態、意匠とする。
・外壁、建具等は木材等の自然素材か、それに近いものを用いる。
・各層ごとに軒、庇を付ける。
・広大な単一面とならないよう壁面を分節する。
・彩度・明度の低い灰色、明度の低い白色、濃茶系色､暗い黄土色等の色彩とする｡（自然素材を用いたものはこの限りではない）（註２）</td></tr>
<tr><td>敷地</td><td>・敷地内に郷土種で植栽を施す。
・敷地外周に生垣（郷土種）や木塀を設置する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住宅以外</td><td>屋根等</td><td colspan="2">・勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）で、適当な軒の出を有する。
・屋根勾配を４～５寸程度とする。
・和瓦葺もしくは金属板等の一文字葺とする。
・広大な単一面とならないように分節とする。
・彩度・明度の低い黒、灰色、濃茶系色等の色彩とする。（註２）</td></tr>
<tr><td>外壁等</td><td colspan="2">・壁面を広大な単一面とならないように分節する。
・各層ごとに軒、庇を付ける。
・外壁・建具等は木材等の自然素材か、それに近いものを用いる。
・屋外設備の位置は、主要な観賞の場から見えないよう配置を工夫する。
・彩度・明度の低い灰色、明度の低い白色、濃茶系色、暗い黄土色等の色彩とする。（自然素材を用いたものはこの限りではない）（註２）</td></tr>
<tr><td>敷地</td><td colspan="2">・主要な観賞の場から建物の規模が小さく見えるよう配置や向きを工夫する。
・敷地内に郷土種で植栽を施す。
・敷地外周に生垣（郷土種）や木塀を設置する。</td></tr>
</table>

註１：歴史的又は文化的事由によって社会通念上認められているもの、その他やむを得ず上記によらないものは個別に協議する。

註２：色彩は参考資料３「色彩についての考え方」で提示している。

第６－６表　植栽で用いる郷土種の例

植栽は、以下の表を参考にして、低湿地・砂地・浅土地・岩石地といった立地に応じて適切な植物種の組合わせを検討することが望ましい（**註３**）。

区分			草木・樹木名
中高木	常緑	針葉樹	アカマツ、クロマツ、モミ、カヤ、イヌガヤ、スギ　等
		広葉樹	タブノキ、ヤブツバキ、シロダモ　等
	落葉		ケヤキ、シデ類（イヌシデ・アカシデ）、カエデ類（イタヤカエデ・イロハモミジ・ハウチワカエデ）、サクラ類（ヤマザクラ・カスミザクラ）、クリ、コナラ、エノキ、オニグルミ、ハンノキ、シロヤナギ　等
低木	常緑	広葉樹	マサキ、ヒサカキ、アオキ、オオバイボタ、イヌツゲ、ヤブコウジ　等
	落葉	広葉樹	ウメモドキ、ガマズミ、ナツハゼ、ヤマツツジ、コマユミ、ズミ　等
草木・下草		－	ヒメヤブラン、オオバジャノヒゲ、ジャノヒゲ、コハマギク、ハマギク、ハマニンニク、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ヨシ、シオクグ、ススキ、チガヤ、ツクシハギ　等

註３　暖地系植物の常緑広葉樹は、向陽の南・東向き斜面や上層が常緑針葉樹や落葉広葉樹でゆるやかに覆われた環境 が適している。

ⅱ　工作物

＜１＞工作物全般

工作物の新設等は、第６－７表で各保護地区の取扱い基準を定める。工作物の設置は位置、形態、意匠と観賞の場からの見え方について検討をおこない、景観に配慮されたものに限り認める。景観配慮の方法は、第６－９表「工作物における景観配慮の例」のほか、景観計画やまちづくりルール、ガイドライン等が策定されている地域では、それらも参照すること。また、太陽光発電施設については＜２＞で取扱いを示している。

第６－７表　工作物の現状変更取扱い基準

保護地区	取扱い基準
特別	新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策上必要なもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、その位置が当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なもののみ認める。
第１種	新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策や生活・生業上必要なもの、公園など公益に資するもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なものは認める。
第２種	第一種特定工作物、墓園やスポーツ施設を除く第二種特定工作物（**註４**）及び風力発電施設の新設は原則認めない。太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が 50㎡以上のものは、四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。それ以外のものについては景観に与える影響を考慮して慎重に判断する。
第３種	景観に大きく影響を与えるものは認めない。また、太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が 50㎡以上のものは、四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。
海面	養殖棚等の生業に係る施設の新設・改修等及び人命・船舶の航行安全を確保するための必要最小限の工作物以外は原則認めない。

註４:第一・二種特定工作物とは、都市計画法第４条第 11 項及び都市計画法施行令第１条に掲げるものを指す。

＜２＞太陽光発電施設

太陽光発電施設は景観に大きな影響を与えるため、第２種・第３種保護地区内で、四大観や主要な観賞の場からの眺望に影響が少ない場所以外では原則認めない。設置が認められる場所であっても、各地域の景観的特徴を踏まえた土地の選定を行い、第６－８表の取扱いを満たすこととする。

第６－８表　太陽光発電施設設置の取扱い

<table>
<tr><th colspan="2">設置場所</th><th>屋上等</th><th>地上</th></tr>
<tr><td colspan="2">事業規模</td><td>50㎡以上</td><td>50㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置可能地区</td><td>第２種及び第３種</td><td>第２種及び第３種（※四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所以外）</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地全体の景観配慮</td><td>周囲の景観と調和を図ること。屋根勾配に合わせて設置すること。
 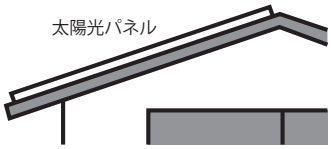
</td><td>各設備の景観配慮を行ったうえで、敷地全体は周囲の景観との調和を図り、四大観及び周辺の観賞の場から目立たないようにすること。
郷土種を用いた生け垣などによって、周囲から見た際に人工物の存在感を軽減させる工夫をすること。大規模な場合は植樹帯等で分節化すること。敷地の 25％以上緑地（**註 5**）を確保することが望ましい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">各設備等の景観配慮</td><td>パネル高・角度</td><td>パネルを含めて各保護地区で示す建物高以内とすること。</td><td>原則として地上高１．５m以下とすること。
傾斜角度を抑えること。</td></tr>
<tr><td>パネル等色彩</td><td colspan="2">パネル・架台の色は光沢を抑えた黒色又は濃紺色、濃灰色など低明度・低彩度のものを使用すること。架台は仮設的なものを避け、周辺と調和したものとすること。
 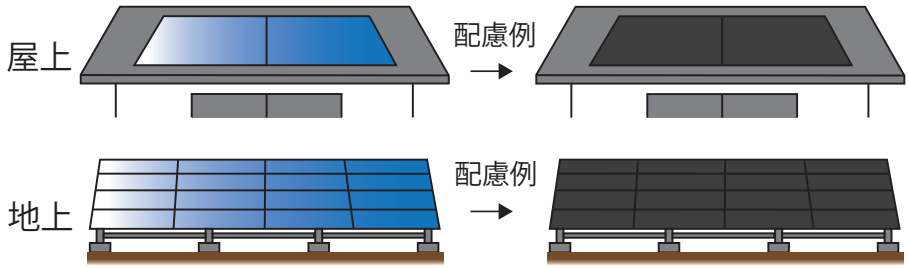
</td></tr>
<tr><td>付帯施設等</td><td>―</td><td>電柱・フェンス等は必要最低限の高さ・数量とし、色彩は黒色系か濃茶系にすること。
建築物 (管理棟等) 及び設備（器盤・照明灯等）は、規模を抑え、黒色系か濃茶系の色彩とすること。また、郷土種による植栽や自然物で遮蔽すること。
 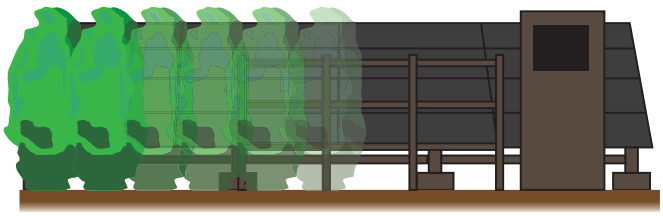
植栽等による遮蔽／付帯施設・架台は濃茶系</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設管理</td><td>施設の管理を適切に行うこと。</td><td>稼働が停止し、再開の見込みが立たないときは、速やかに施設の撤去を行い、景観に配慮した跡地の整備を行うこと。</td></tr>
</table>

註 5：緑地面積率は、事業敷地面積からパネル設置区域（パネル占有＋パネル列間の空地）及び管理用通路・フェンス等の管理施設区域を除いた区域の面積を事業敷地面積で除したもの。

第６－９表　工作物における景観配慮の例（註６）

工作物は、以下を参考にして周囲の景観と調和するものを選択することが望ましい。

<table>
<tr><td rowspan="3">電柱、鉄塔等</td><td>電柱</td><td>・色彩は濃茶系色等とする。</td></tr>
<tr><td>地上機器</td><td>・色彩は濃茶系色等とする。
・植栽などで目隠しを施す。</td></tr>
<tr><td>鉄塔</td><td>・ポール型鉄塔等を採用とする。
・色彩は濃茶系色等とするか、光沢を抑える。
・基部周辺に郷土種で植栽を施す。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">擁壁等</td><td>擁壁</td><td>・高さを抑える。
・線形を自然な曲線とする。
・自然素材を使用するか表面処理を施す。
・郷土種で表面を緑化する。
・擁壁の前面に郷土種で植栽を施す。
【表面処理した擁壁】
 
利府町浜田地区避難施設
 
塩竈市桂島災害公営住宅</td></tr>
<tr><td>法面保護</td><td>・ラウンディング等により周辺の地形と連続性を持たせる。
・郷土種により表面を緑化処理する。
・工事前に除去した表土壁面を覆う。
・コンクリート材料を使用する場合、深緑色や濃茶系色等、周辺環境にあわせた着色を施す。
【緑化処理した法面】
 
七ヶ浜町代ヶ崎浜
 
松島町西行戻しの松公園</td></tr>
<tr><td>護岸、岸壁、突堤、消波堤等</td><td>護岸、岸壁</td><td>・内陸側に設置する。
・線形を自然な曲線とする。
・構造材、化粧材に自然石等を使用し、下部に捨て石を施す。
・周辺を郷土種によって植栽する。
【化粧材や自然石による表面処理】
 
塩竈市浦戸寒風沢島
 
東松島市宮戸字里浜</td></tr>
</table>

註６：他の法令の規定により、特定の色の使用が義務付けられているものや、歴史的又は文化的事由によって社会通念上認められているもの、その他やむを得ず上記によらないものは個別に協議する。

<table>
<tr><td rowspan="2">護岸、岸壁、突堤、
消波堤等</td><td>堤防、突堤</td><td>・緩傾斜護岸や潜堤、人工リーフなど形態を工夫する。
・線形を自然な曲線とする。
・工事前に除去した表土壁面を覆う。
・自然素材を使用するか、表面処理を施す。
【自然石による表面処理】
 
七ヶ浜町花渕浜
 
塩竈市浦戸野々島</td></tr>
<tr><td>消波ブロック等</td><td>・自然石もしくは自然石を利用した製品を使用する。
・コンクリート２次製品を使用する場合、単調な形態とならないよう製品選択や工法を工夫する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標識・サイン、
屋外看板、
碑、像等</td><td>標識・サイン、
屋外看板等</td><td>・自然素材や暖簾など伝統的なものを使用する。
・形態、意匠、素材及び色彩等に指定地内で統一性をもたせる。
・アクセントカラーとして彩度や明度の高い色を使用する場合、サイン全体に占める割合を小さく抑える。
【無彩色化やアクセントカラーを抑えた屋外看板】
 
松島町松島
 
松島町高城</td></tr>
<tr><td>碑、像、
アート作品</td><td>・計画地の歴史文化を尊重し、過度に目立つ色彩・大きさを避ける。
・観賞の場からの眺望を考慮して設置場所を選定する。
・周囲を郷土種の植栽等で目隠しする。</td></tr>
<tr><td>道路付帯施設</td><td>標識、照明、
ガードレール、
転落防止柵等</td><td>・濃茶系色等に色彩を統一する。
・照明、標識等を既設の施設に共架する。
・街路樹を植栽（郷土種）する。
【濃茶系色で周辺と調和した信号機・標識】
 
国道 45 号線
 
国道 45 号線</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>道路付帯施設</td><td>歩道、遊歩道</td><td>・舗装は自然素材（石敷き、ウッドチップ等）を活用する。
・手すり等の付帯施設は自然素材を活用する。金属製の場合は光沢のないもので、濃茶系色等自然と調和させる。
【擬木柵の手すり・自然素材による舗装】
 
東松島市宮戸里浜の避難道
 
菖蒲田海水浴場</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外構施設、
その他</td><td>フェンス、
門柱等</td><td>・自然素材を用いるか、明度・彩度の低い色彩とする。
・郷土種による植栽の生け垣にする。
【自然素材による校門・自然素材を模したフェンス】
 
東松島市立宮野森小学校
 
県立都市公園松島</td></tr>
<tr><td>駐車場</td><td>・周囲を郷土種の植栽等で目隠しする。
・舗装や設備機器は自然素材や落ち着いた色彩を採用する。
【クロマツ植栽で目隠し・濃茶系の落ち着いた色彩にした看板】
 
県立都市公園松島第５駐車場
 
松島海岸の時間貸駐車場</td></tr>
<tr><td>自動販売機・
設備機器等</td><td>・落ち着いた色彩にするなどし、指定地内で統一性を持たせる。
・木製格子などで修景措置をする。
【落ち着いた色彩の自販機採用・格子壁等による室外機の目隠し】
 
あおみな
 
あおみな</td></tr>
</table>

ⅲ　土地造成（採掘・埋立て・浚渫・建物等除却を含む）

地形の改変を伴う造成に係る現状変更は、変更後の状態が周囲の景観と調和するように、場所に応じた景観配慮に努めること。各保護地区における取扱い基準は以下の通りである。

第６－１０表　土地造成・埋立て・浚渫の現状変更取扱い基準

保護地区	取扱い基準
特別	地形の改変を伴う造成は原則認めない。但し、松島の保存活用上必要なものか、既存建築物・工作物等除却や、安全対策上やむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で認める。
第１種	地形の改変を伴う造成は原則認めない。但し、松島の保存活用上必要なものか、既存建築物・工作物等除却や、安全対策上やむを得ない場合に限り認める。
第２種	自然地形の改変や、景観に影響を与えるもの以外は認める。
第３種	景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。
海面	海面の埋立て及び岩盤の掘削を伴う浚渫は原則認めない。但し、人命・船舶の航行の安全を確保する上で、やむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で認める。

ⅳ　木竹の伐採

自然木の伐採は以下に該当するもの以外、原則認めない。人工林の伐採は、郷土種の植栽で景観への影響を軽減するか、天然生林として中長期的な景観向上を図ること。

自然木の伐採で認められるもの	・松島の保存活用上必要なもの（一部許可申請不要【Ｐ８４参照】） ・安全対策上必要なもの ・生活正業に支障をきたしているもの

（３）公共事業等の取扱い

ⅰ　基本計画の必要性

公共事業等は、大規模で広範囲のものが多く、整備される施設・設備が多岐にわたる場合が多い。そのような事業が松島の指定地内で適正かつ円滑に実施されるためには、都市計画などまちづくりのプラン策定段階で景観に配慮し、事業の基本計画策定段階では、景観に及ぼす影響を軽微にすることが必要である。

ⅱ　基本計画作成のプロセス

基本計画の作成にあたっては、市町・県教育委員会及び文化庁と調整を図るものとする。さらに、基本計画作成の際は以下の「ⅲ　計画作成における留意事項」に基づき、立案段階で教育委員会と事業の担当部局で協議を行うことが望ましい。

基本計画には、事業の必要性、位置、規模、形態等の基本的事項のほか、将来も含めた景観への影響について検討結果を示すものとする。なお、計画を変更する必要が生じた場合には、再度同様の手順で作成するものとする。

ⅲ　計画作成における留意事項

計画作成にあたっては、松島らしい景観形成に寄与することが望ましい。その際、事業ごとに示した以下の留意事項を考慮し、個別の現状変更は、本節「２　現状変更行為等の取扱い方針」に従うことが必要である。

＜１＞道路

観賞の場からの眺望に配慮し、地形や植生の改変は極力避けること。また、道路整備により沿道の開発等が誘発されることも踏まえ、将来景観へ与える影響についても検討すること。

＜２＞鉄塔・電柱、携帯電話基地局・各種アンテナ

設置場所、ルートは観賞の場からの眺望に配慮し、高さや設置数を最小限とすること。なお、電柱等は、色彩の配慮とともに地中化や既存施設の統廃合など、景観に配慮した形態・意匠とすること。

＜３＞港湾・漁港・水産施設

港湾・漁港および水産施設は、多様な施設の集合体としてひとつの景観を形成するため、諸施設の配置や、個々の施設の形態、意匠で景観に配慮すること。



磯崎漁港の自然石護岸



浜田漁港堤防の表面処理



花渕浜の水産施設

第６－１図　港湾・漁港・水産施設の事例

＜４＞河川・海岸保全

砂浜や海食崖など自然の海岸線の改変は避けること。また、沿岸施設は長大で直線的な施設を避け、可能な限り海岸線に合わせた曲線的な整備に努めること。護岸、消波堤などは、自然素材等で表面処理し、植栽等で背後の景観と調和を図ること。

＜５＞法面保護・擁壁

地形に合わせた勾配を原則とし、切土は最小限にすること。法面自体は長大な単一勾配とならないよう工夫して、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、法面処理は緑化を原則とし、周囲の景観と調和を図ること。

＜６＞公園緑地

遊具等や駐車場の見え方について、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観との調和に努めること。また、地域の自然環境保全の観点から周囲の植生との調和を図ること。

＜７＞公共建築物

地域を代表するものとして、形態、意匠等で景観保護の先導的な役割を果たすよう努めること。

建築物の計画は、外構部と一体的に行い、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観と調和を図ること。


塩竈警察署松島交番


宮城県松島公園管理事務所



東松島市野蒜ヶ丘西部集会所


塩竈市朴島集会所


松島町石田沢防災センター


あおみな


東松島市野蒜市民センター


東松島市立宮野森小学校


月浜公衆トイレ


仙石線松島海岸駅


仙石線東名駅


東松島消防署鳴瀬出張所

第６－２図　周囲の景観と調和した公共建築物の事例

＜８＞区画整理

区画整理を行う際は、土地造成が認められている保護地区であっても、原地形や旧道の線形を活かし、緑化を施すことで観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観との調和を図ること。

＜９＞農地・森林整備

農地整備では、地形や植生の改変は原則として避け、森林整備は、対象となる森林の形成過程を踏まえ、植生の急激な改変を避けるなど、周囲の景観との調和を図ること。

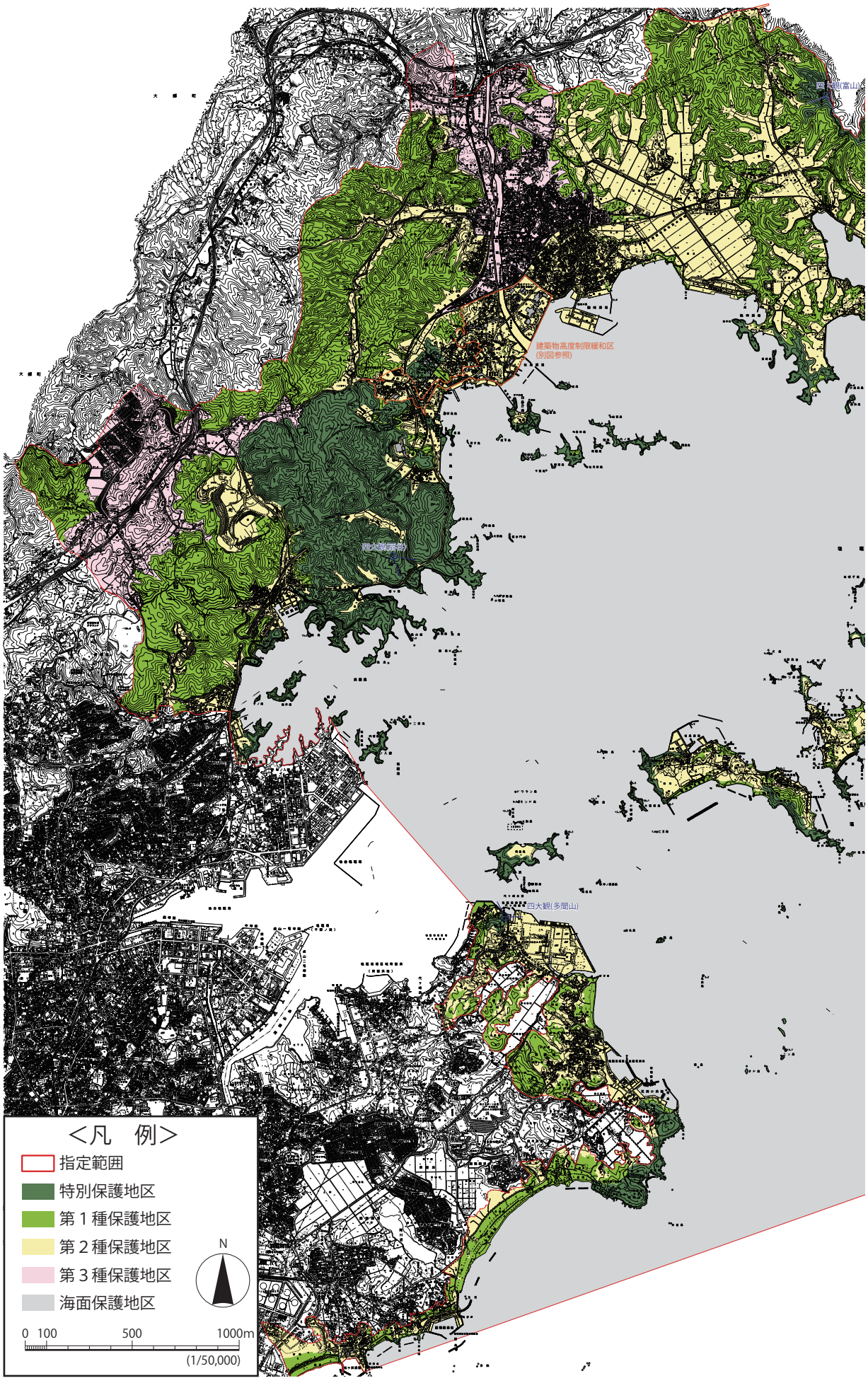
＜凡　例＞
指定範囲
特別保護地区
第１種保護地区
第２種保護地区
第３種保護地区
海面保護地区
N
0 100 500 1000m
(1/50,000)
建築物高度制限緩和区
(別図参照)
四大観(多聞山)

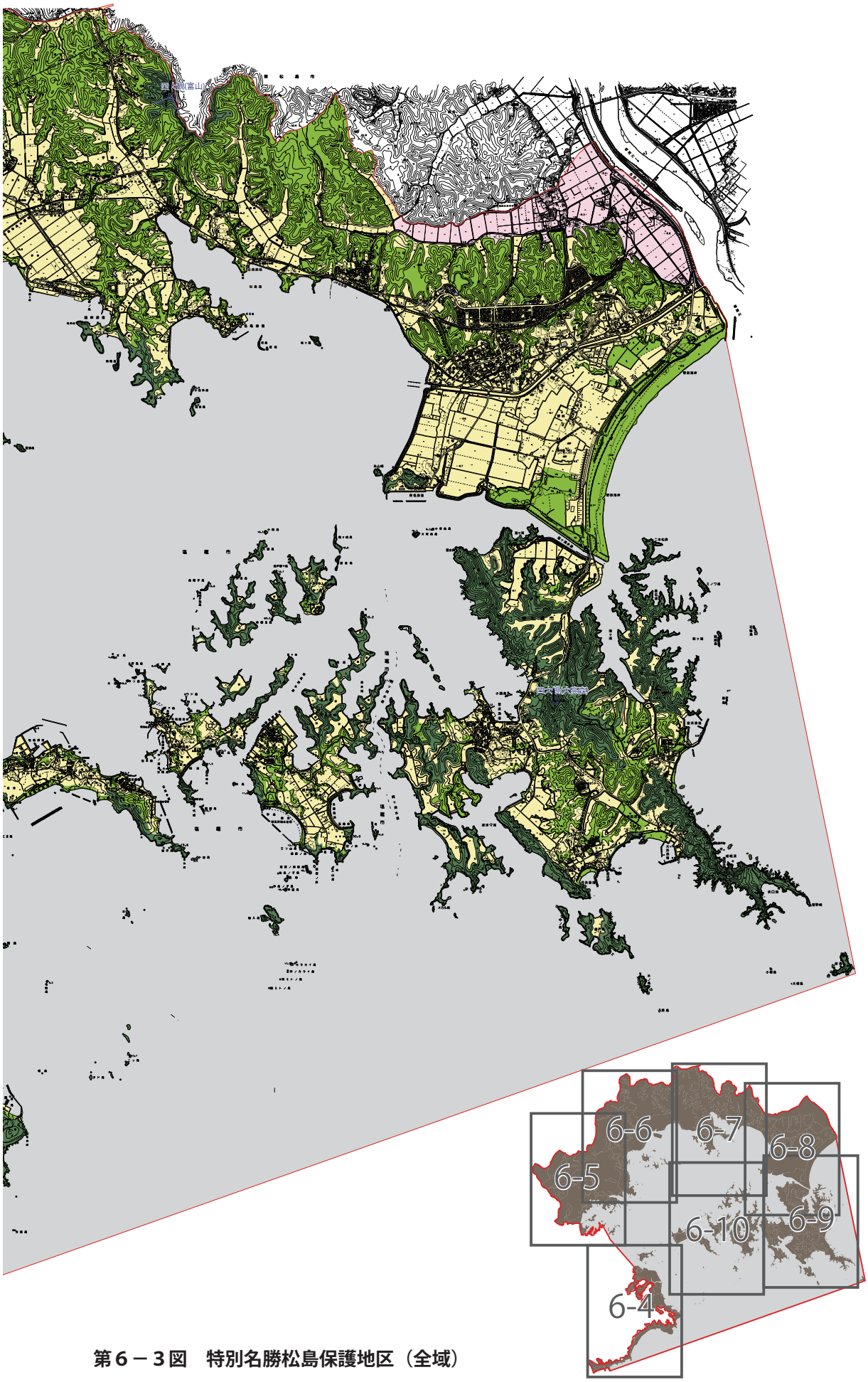

第６－３図　特別名勝松島保護地区（全域）

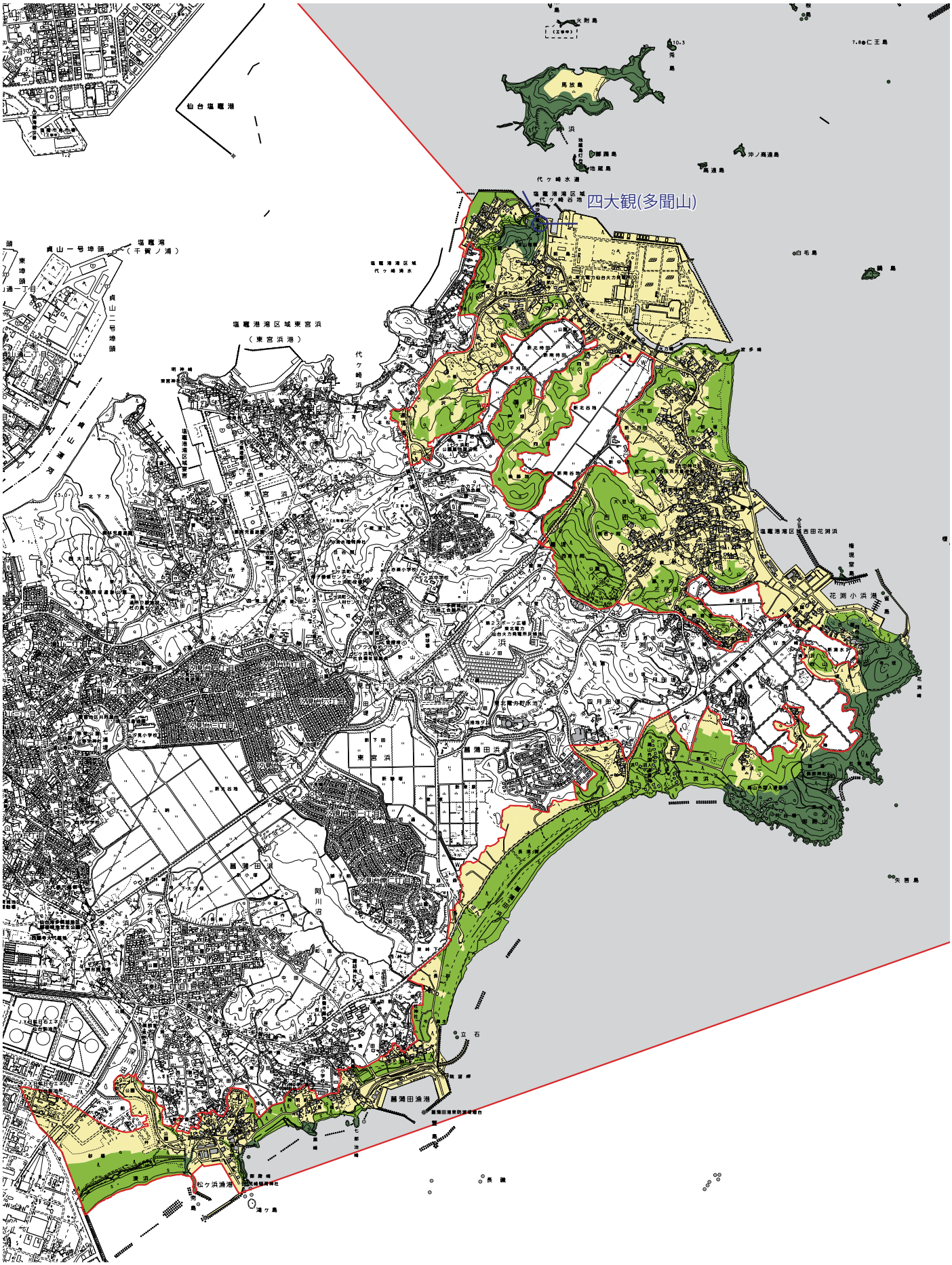

第６－４図　特別名勝松島保護地区（七ヶ浜町）

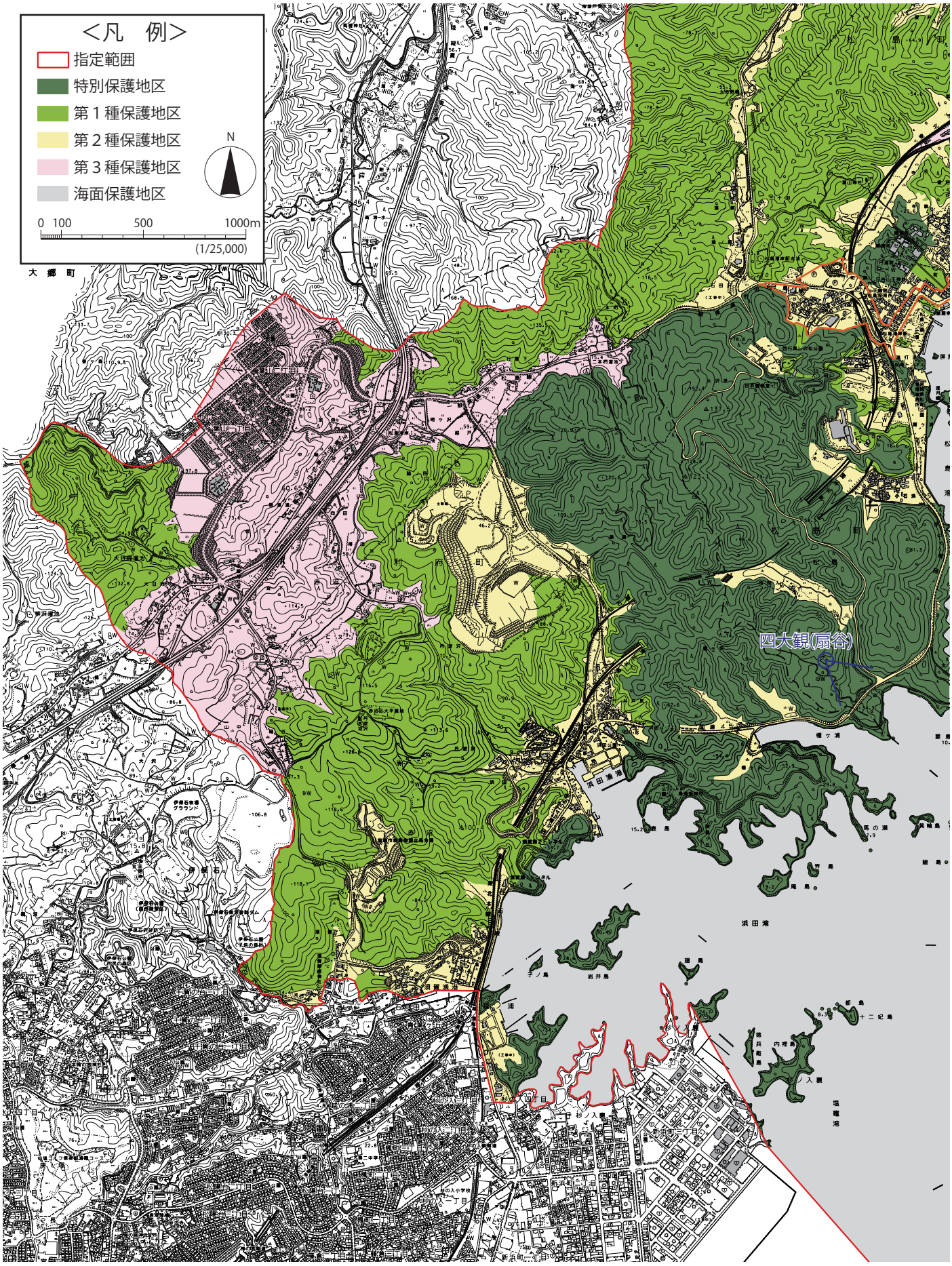

第６－５図　特別名勝松島保護地区（利府町）

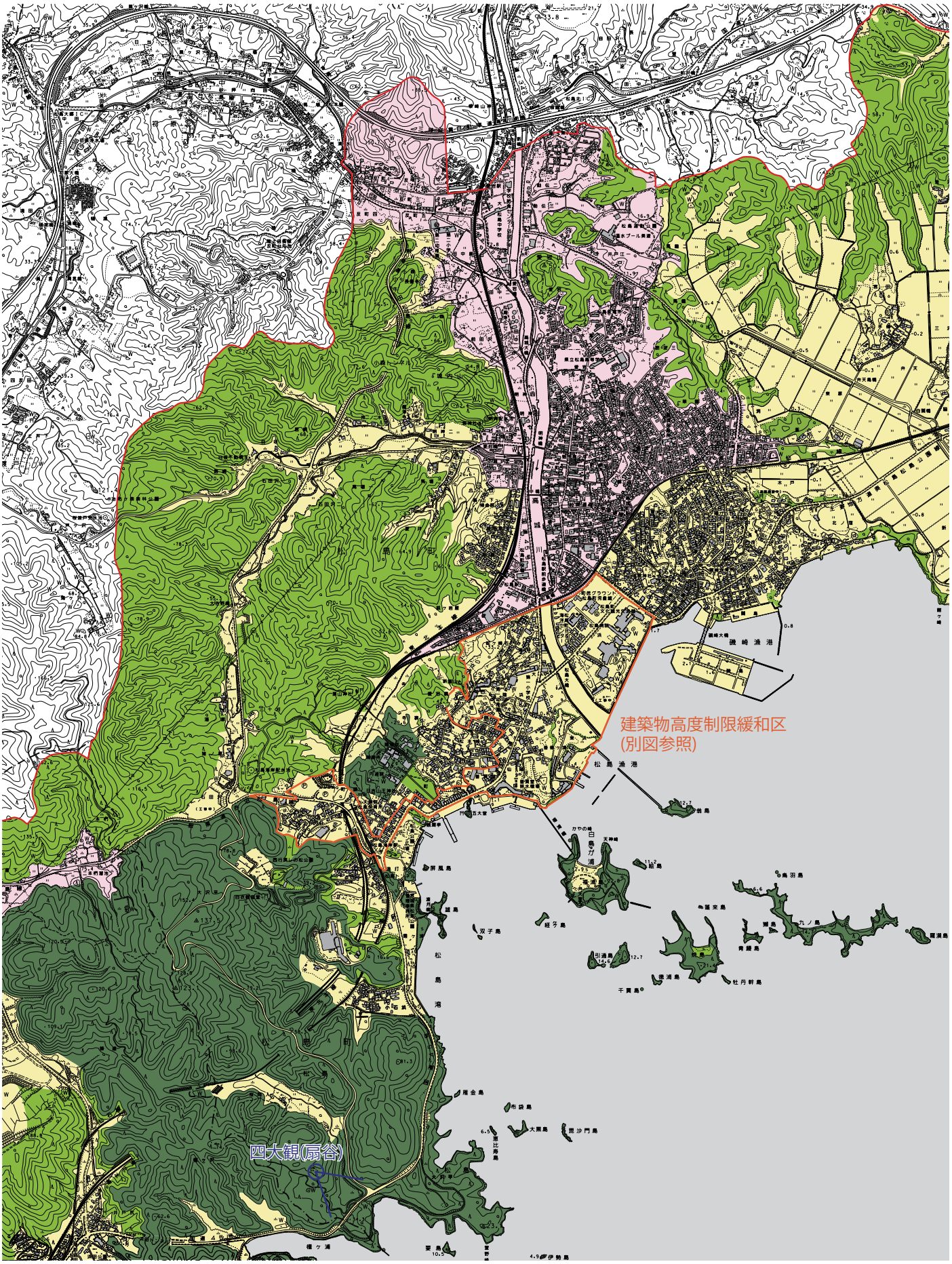

第６－６図　特別名勝松島保護地区（松島町）

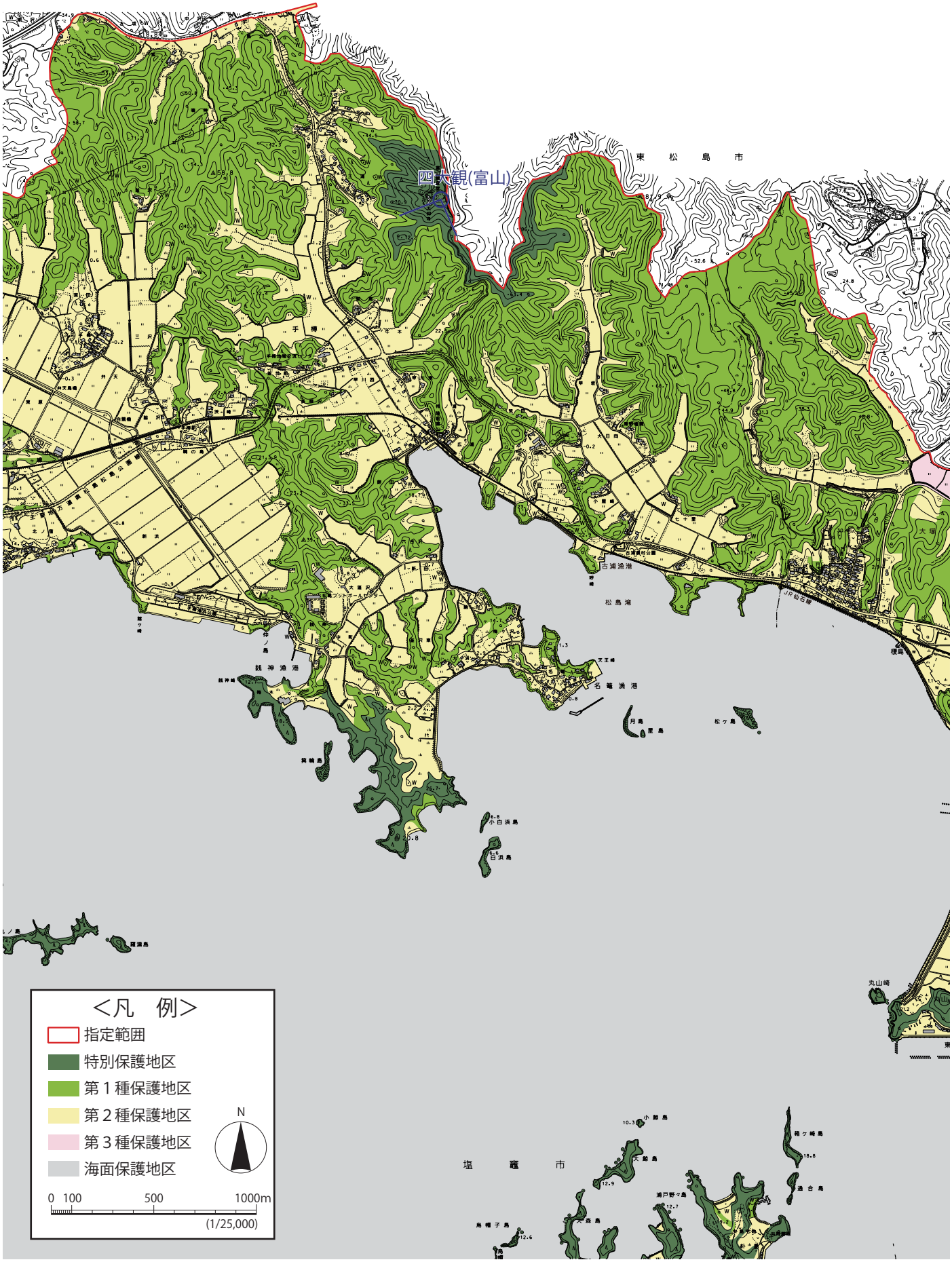

第６－７図　特別名勝松島保護地区（松島町・東松島市）

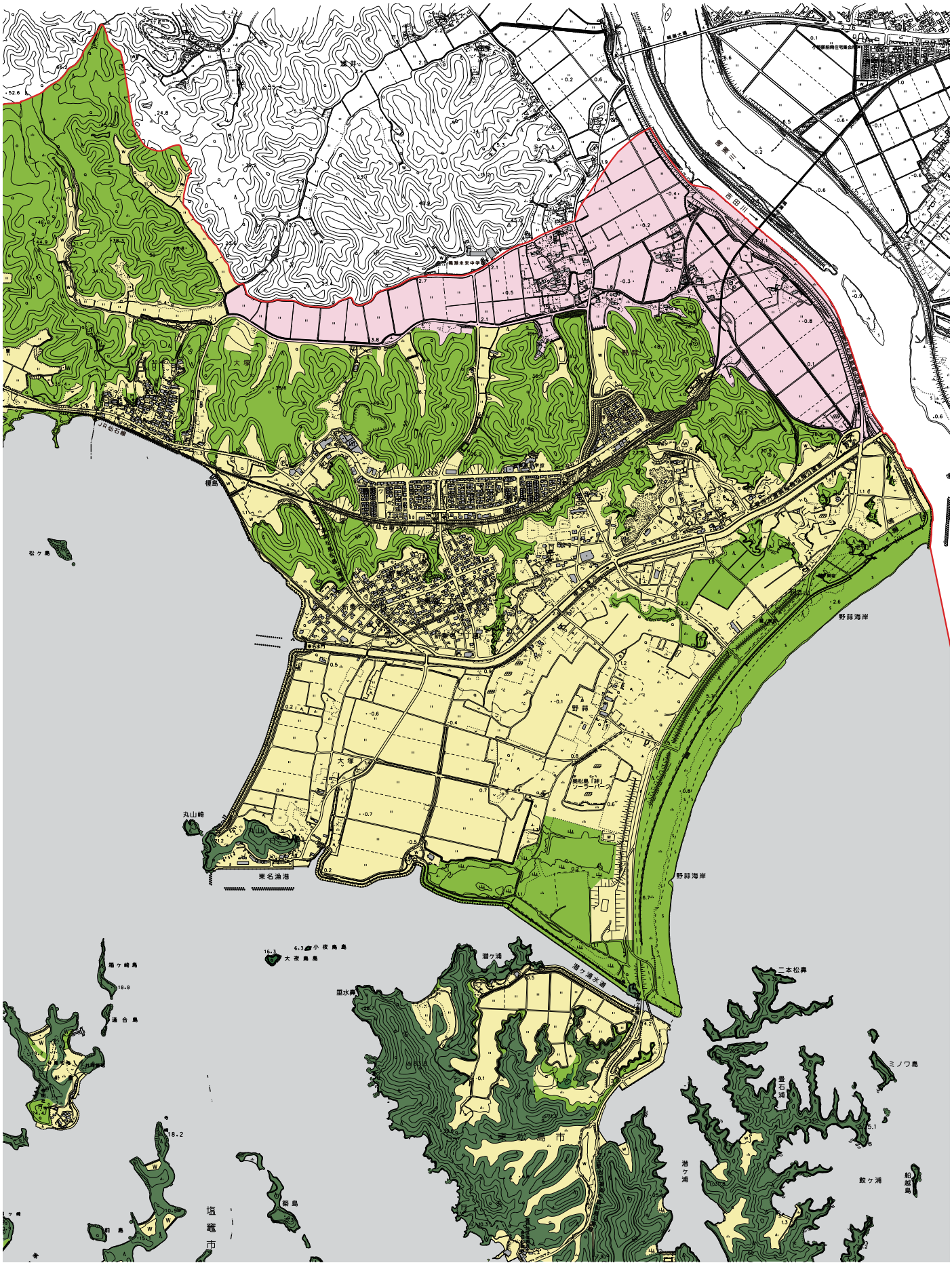

第６－８図　特別名勝松島保護地区（東松島市）

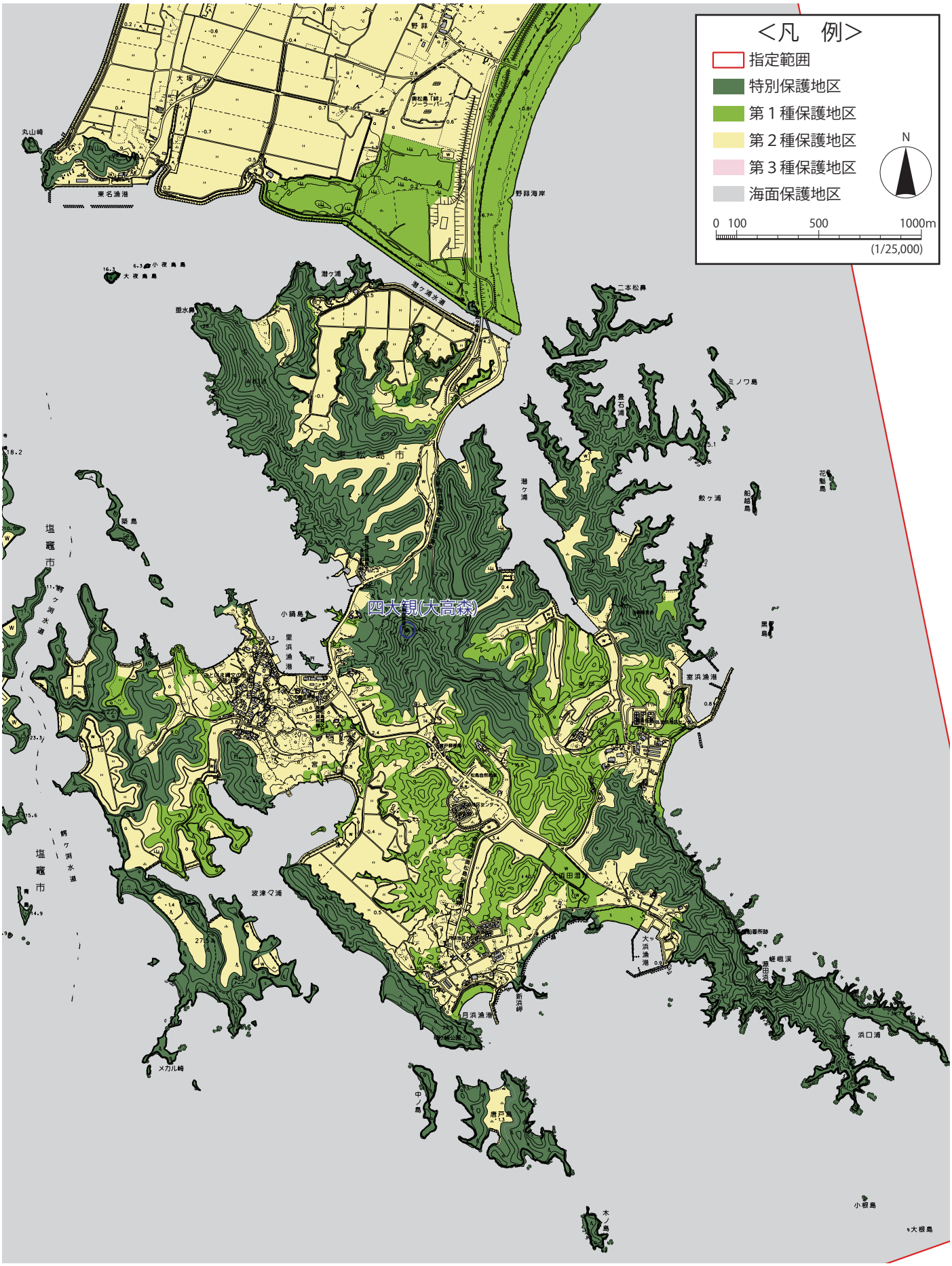

第６－９図　特別名勝松島保護地区（東松島市）

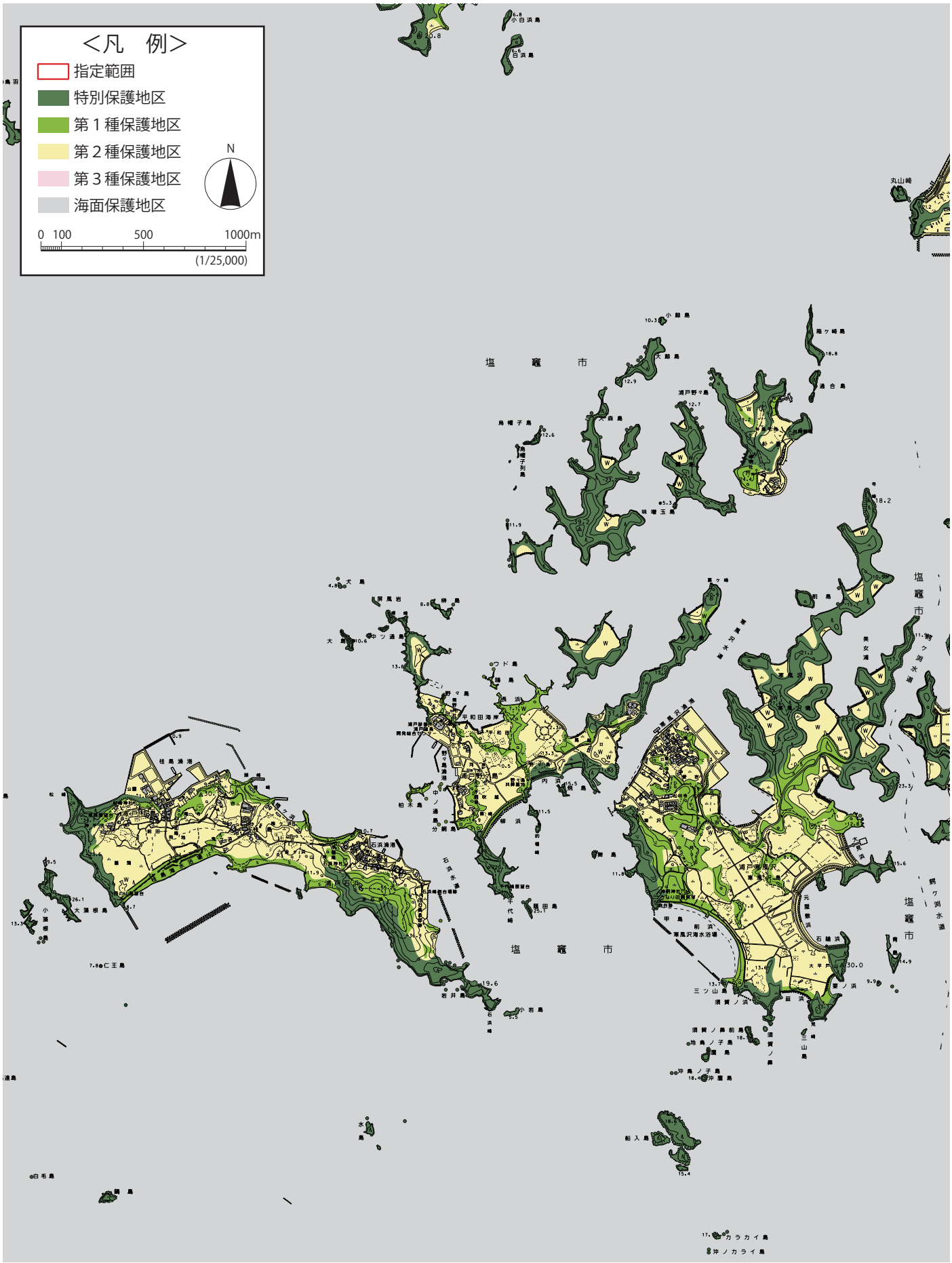

第６－１０図　特別名勝松島保護地区（塩竈市）

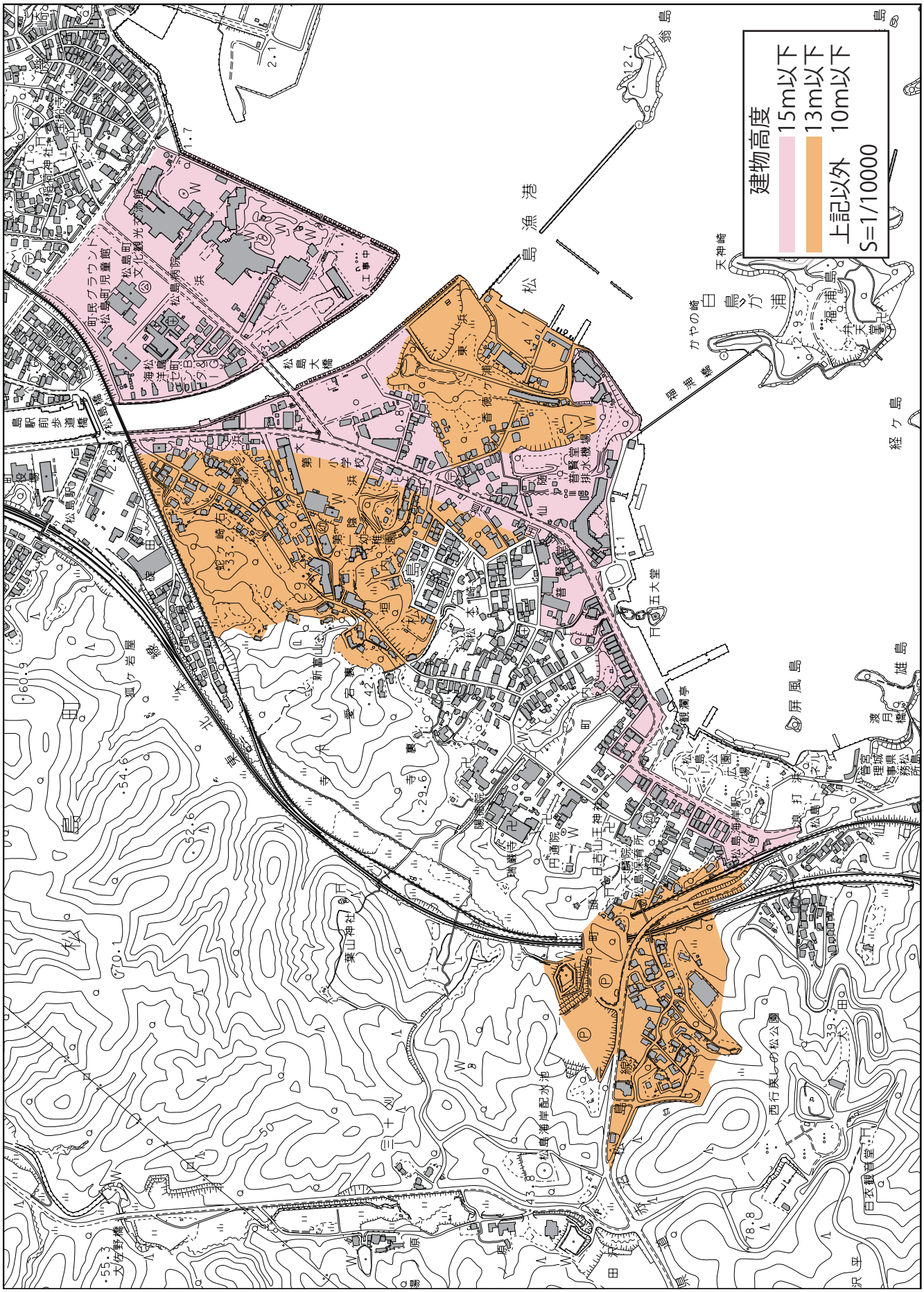

第６－１１図　松島海岸建築物高さ制限緩和区

４　現状変更等の許可を要しない場合

文化財保護法第 125 条のただし書きでは「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要さないとされている。

また、本章第３節の１で示した日常的な生活の営みの範疇に含まれるものも含まれる。

以下で具体例の一部を示すが、事業が該当するかについては、事業計画地を所管する市・町の担当窓口に照会すること。

（１）現状変更

ⅰ　維持の措置の具体例

維持の措置とは、松島がき損又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく原状に復すること、被害の拡大を防止すること、また当該部分の復旧が明かに不可能な場合に除去することをいう。具体的には、以下の項目が挙げられる。

具体例	・松枯れ病被害木の伐倒駆除・対策 ・松枯れ病被害木除去跡地へのマツの補植 ・枯損又は病虫害を受けた木竹の伐採

ⅱ　非常災害の応急措置

管理者や土地所有者、公益施設管理者等による、災害時の緊急性の高いき損等の未然防止や拡大防止のための応急的措置のことをいう。具体的には、東日本大震災を踏まえて以下の項目が挙げられる。

具体例	・崩落土砂、落石等の撤去及び除去 ・崩落した法面等の応急的防止対策 ・き損又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地 ・津波等による堆積土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地 ・緊急車両のための仮設道設置 ・被害箇所のシート・土嚢設置 ・撤去物の仮置き　※主要な鑑賞の場から見えない場所に限る ・ライフラインの原状復旧　※第２・３種及び海面保護地区に限る ・プレハブ仮設住宅・トイレ等の設置　※主要な観賞の場から見えない場所に限る

（２）日常的な生活の営みの範疇に含まれるもの

地域住民や土地所有者等による日常的な生活の営みや、土地等を一定の状況に維持する上で必要な行為が該当する。具体例は以下の項目が挙げられる。

具体例	・森林や竹林を維持するための間伐・下草刈・枝払い等 ※事業範囲内全てを伐採せず、作業道新設を伴わない場合に限る ・水田、畑等の経営・耕作に係わるごく簡易な工作物の設置及び客土 ・カキ、ノリ養殖や沿岸漁業等に係わる簡易な工作物の設置・改修 ・建築物等の軽微な修繕・補修 ※同系色かつ同じ明るさで規模が拡大しないものに限る ・建築物・工作物の撤去　※土地の形質変更を伴わないものに限る ・面積が５㎡以下で高さ３ｍ以下のごく簡易な建築物・工作物の建築・設置 ・第３種保護地区内で、建築面積が 120㎡以下で高さ 10 ｍ以下の専用住宅及び付帯する外構等　※周辺の景観と調和するものに限る

第７章　整備と活用

第１節　整備と活用の考え方と位置づけ

本章は、“ 松島の風景 ” の継承と、魅力を活かした地域の活性化のため、必要となる取組みの方向性を、整備と活用の２つにより示している。“ 松島の風景 ” の継承と地域の活性化には、地域や関係する行政、事業者、団体等が価値を認識し、方向性を共有した上で、それぞれが相互に連携・協力しつつ、主体となって整備と活用に取組む必要がある。

したがって、本章では地域や関係する行政、事業者、団体等による “ 松島の風景 ” の保護と地域活性化のための整備・活用の考え方、そして取り組むこと、検討すべきことを述べる。

第２節　整備の基本方針

整備とは、“ 松島の風景 ” を保護し、適切に活用するために必要な手法のことである。景観の保護は、現状変更の取扱い（第６章）で影響の大きな開発行為を抑制するだけでなく、植生の維持や眺望の確保、地域の特色を活かすといった能動的な措置も必要とする。また、松島の価値を周知するための、鑑賞の場の整備や普及活動なども求められる。第５章第１節で述べた本計画の理念に基づいて、以下を整備の基本方針とする。

１　基盤となる自然の維持と環境に応じた整備を促進する

自然は “ 松島の風景 ” の基盤として、地域の観光や教育、農林水産資源としても不可欠である。

したがって、自然環境の推移の見守りつつも、“ 松島の風景 ” の価値を損なう影響が想定される場合には、将来に向けた自然の維持と、実態に合わせた措置を促進する。

２　住むひと、働くひとが誇りをもてる景観を形成する

松島らしさを活かした景観形成を通じて交流人口・関係人口の増加につなげ、住むひと、働くひとが誇りをもてる地域とすることを目標とする。

３　感動体験につながる観賞の場の充実を図る

誰もが “ 松島の風景 ” を観賞し感動体験できることを目指す。

第３節　整備の対象と内容

前節の基本方針に基づいて行う松島の整備は、風景を構成する自然、自然とともにある暮らしと歴史、鑑賞の場を対象として、以下の方法と内容が考えられる。

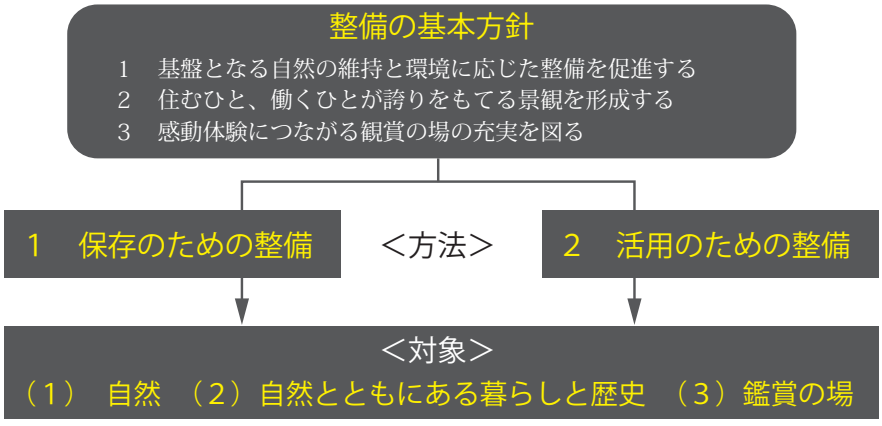

第７－１図　整備の考え方

１　保存のための整備

（１）自然

自然環境の推移の見守りつつも、“ 松島の風景 ” の価値を損なう影響が想定される場合には、将来に向けた自然の維持と、実態に合わせた整備を促進する。

例えば、地形では海食崖や丘陵は大規模な崩落等で景観が損なわれることを防ぐため、今後必要となる対策を検討する。湿地では、原風景ともいうべき砂丘植物や湿生・水生植物が生育する景観の再現を図る。また、干潟、砂浜、池沼などの保全を検討する。

植生に関しては、関係機関・団体や地域住民の活動と連携して、特徴的な植生の保存及び修景を図るほか、指定地内の天然記念物[29]の保護も推進する。また、海鳥の植生に与える影響にも留意する。

第７－１表　自然を保存するための整備の例

<table>
<tr><td rowspan="2">地形</td><td>海食崖や丘陵</td><td>・崖面の景観保全
 
県内参考事例 (ノンフレーム工法)</td></tr>
<tr><td>湿地</td><td>・湿地植生の保全と景観の整備
 
大浜田湿地 (東松島市)
 
洲崎浜湿地 (東松島市)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">植生</td><td>マツ林</td><td>・マツ林が優占する領域での立地と生態系に配慮した松枯れ病対策や植樹
松枯れ病対策
 
マツの植樹
 
薬剤の樹幹注入
写真左：桂島区住民による植樹　写真右：宮城県の松枯れ病対策</td></tr>
<tr><td>常緑広葉樹群落・モミ林・ケヤキ林・落葉広葉樹二次林</td><td>・常緑広葉樹や落葉広葉樹、モミが優占する領域における、森林諸機能 (文化機能、保健・レクリエーション機能、生物多様性保全機能) に留意した保全
・島嶼部のタブノキ群落など、特徴的な植生の保全</td></tr>
<tr><td>スギ林・竹林</td><td>・放置されたスギ人工単層林や竹林などの間伐
・下層に定着した常緑広葉樹・落葉広葉樹や草本植物を活用した林相転換と修景</td></tr>
</table>

29　松島にある天然記念物（植物）は、第３章２節　第３－３表を参照。

（２） 自然とともにある暮らしと歴史

地域に暮らす人々の松島らしく質の高い生活の持続的な実現と、地域の歴史文化が将来世代にも継承されるよう、景観保護の観点から地域活性化に向けた連携を図る。例えば、第７－２表の例などにより、今後、地域が主体となって伝統的な生活文化や、歴史的な場所などに焦点をあて、“松島の風景”を活かしたまちづくりを進めるため、行政や有識者等によるサポートをしていく。

第７－２表　“松島の風景”を活かした特色あるまちづくりのサポートの例

ⅰ各種計画策定の促進・参画	・本計画を踏まえて関係自治体が作成する特別名勝松島整備基本計画の策定支援 ・関係自治体の文化財保存活用地域計画や、指定地内文化財の保存活用計画の策定など、歴史文化を軸とした特色ある地域づくりを行うための計画策定支援 ・歴史的風致維持向上計画や景観計画、都市計画法地区計画など、地域の景観向上に係わる計画策定への参画
ⅱ文化財の特性を活かした地域住民支援	・各種国庫補助金、民間助成金等の活用 ・地域に残る民俗芸能や伝統行事の支援 ・「松島」ブランドや知名度を活かしたシビックプライド形成への協力
ⅲ自治体の風致景観を活かしたまちづくり施策との連携	・美観向上や安全対策などのまちづくり施策との連携 ・地域の文化遺産認定制度や景観顕彰制度の創設への協力 ・風致景観や環境配慮を前提とした農林水産業との連携
ⅳ地域住民・民間団体・企業との連携	・地域の保護活動との連携 ・松島を題材とした情報発信への協力 ・松島の価値と魅力を普及する地域イベントの協力

（３） 観賞の場

四大観をはじめとする既存の観賞の場は、関係機関と協力して繁茂した植物の剪定を行うなど、眺望の確保を図る。

２　活用のための整備

活用のための整備では、以下（１）～（３）を対象とした整備のほか、これらの総体である“松島の風景”の価値と魅力を伝えるためのガイダンス機能についてもあり方を検討する。

（１）自然

自然を活用するための整備は、地域の取組みと連携して、景観と調和した説明板、安全に周遊するための遊歩道やサイン等の便益施設など、鑑賞に必要な設備等の充実を図る。

また、学習副読本やパンフレットなど各種出版物や広報等よる調査成果の公開に努める。

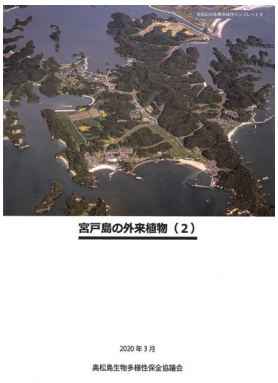

宮戸島の外来生物（２）
（奥松島生物多様性保全協議会 2020 年 3 月）



特別名勝松島　大浜田湿地
（奥松島縄文村歴史資料館 2020 年）

第７－２図　パンフレット等による調査成果公開の例

（２）　自然とともにある暮らしと歴史

第３章第３節で示した松島らしい風景の代表例を参考にして、地域の中にある有形・無形の文化財の価値を高め、教育や文化観光資源として地域の活性化につながる整備を検討する。

（３）　観賞の場

四大観をはじめとする主な観賞の場は、景観との調和を前提として、来訪者の利便性を向上させるための便益施設、説明板の多言語化・遊歩道など設備の高機能化や安全対策など、その「場」の特性に応じて必要となる整備を検討する。



福浦島の展望台（松島町）



眺望の多言語説明板（東松島市）



特別名勝松島の説明板（松島町）

第７－３図　観賞の場の整備の例

第４節　活用の基本方針

ここでの活用とは、体験を通じて多くの人に“松島の風景”の価値と魅力に触れてもらい、文化的・精神的のみならず、幅広く社会・経済的にも影響を与える手立てのことをいう。

特別名勝松島の活用では、“松島の風景”を継承するために、地域の教育や文化観光資源として位置づけ、活用を通じて景観保護の理解を広めることが求められる。本計画での活用の基本方針は、第５章第１節の１で示した理念に基づいて、以下の通りとする。

１　“松島の風景”の価値を広め、景観保護の理解を深める

観光や教育による松島の自然や歴史文化の体験を通じて、来訪者や地域住民と価値の共有を図る。将来的には地域主体の取組みにつなげ、質の高い景観形成を目指す。

２　松島らしい暮らしや産業との連携を図る

農漁業など地域社会に根差した産業との連携を図ることで、交流人口・関係人口の増加に寄与し、地域の活性化を通じて松島らしい暮らしを担う地域の将来世代育成を図る。

３　グローバル化社会に適応した情報発信とアーカイブ化を行う

世界に向けて松島の価値と魅力を情報発信するとともに、情報のアーカイブ化を推進することで、進展するグローバル化社会に適応した松島の価値の継承と魅力発信を図る。

第５節　活用の方法

活用の方法では、深い理解や感動体験を実現するための仕組みを創造的につくり、理解や感動体験を通じた関わりを景観形成と地域づくりにつなげることが肝要である。そのために、教育や産業など諸領域と連携し、総合的な調整により高次に活用を推進する。

活用に当たって連携する諸領域は多いが、主には観光と教育が考えられる。ここでは、観光・教育を軸とした活用の方向性と方法を示す。

１　観光

（１）　観光活用の方向性

“ 松島の風景 ” がもつ価値に基づいて、特別名勝松島全体を魅力ある観光地域とし、観光産業全体の質的向上につなげる。これにより、観光満足度やリピート率の上昇につなげ、地域における交流人口・関係人口の創出に寄与する。

（２）　方法

松島の価値に基づいた活用では、自然を楽しむ、地域の暮らしや歴史を体験する、風景を観賞するといったことが挙げられる。このために、地域間の連携・協力、情報コミュニケーション手段の活用と幅広い情報発信、諸専門知識や技術の活用、民間投資の誘導などを総合的に進める。具体的には、第７－３表の内容等が考えられる。

第７－３表　観光活用の方法の例

項目	方法の例	期待される効果
ⅰ自然を知り・楽しむ	・宮城オルレ奥松島コースや、みちのく潮風トレイルといったコースの活用 ・各種アウトドアや、松島の景観・自然を活かせるスポーツとの連携 ・海水浴場や潮干狩り場の活用	・地域の新たな価値の発見 ・保護への理解向上 ・松島全体の回遊性向上 ・交流人口、関係人口拡大による地域の活性化
ⅱ地域の暮らしや歴史を知り・体験する	・地域と来訪者の交流の場をつくり、来訪者が地域に思いを馳せ、農漁業や環境維持などの作業を通じて地域づくりに参画するしくみの創造 ・松島らしい暮らしや歴史を軸とした着地型観光の推進 ・地域の豊かな自然の中で育まれた一次産品のブランド化の支援 ・日本遺産などブランド化された歴史文化ストーリーを活用した文化ツーリズムの推進	
ⅲ風景の鑑賞	・各地の観賞の場や多様な観賞の在り方の周知。 ・歴史的経緯の紹介。 ・四季による植生の特徴や、観察・観賞ポイントの紹介（例:ヤマザクラ（宮戸島）、菜の花畑（浦戸諸島）、紅葉（圓通院）など）。 ・時間による景観の見え方の紹介（例:朝日や夕日など）。	

（３）　観光活用における留意点

特別名勝松島の各地域には多くの魅力があり、その掘り起こしと発信が必要である。あわせて、観光活用では松島らしさを失わないよう、各地域の特色を活かした整備が求められる。したがって、過度の開発投資や、誤解を招く情報発信には注意が必要である。

また、地域住民の生活を害する観光公害にも注意が必要であり、観光客などのマナー意識喚起を図る取組みや、必要な情報が伝わるサイン等の整備も求められる。

そして、将来的には来訪者の増加が “ 松島の風景 ” 保護に還元できる財源確保の仕組みについても検討する必要がある。

２　教育

（１）教育活用の方向性

教育資源として松島が提供するものは多岐にわたっており、例えば地学、歴史・民俗、芸術・文学、地域開発史、生活史、災害史など様々な分野が期待できる。

実地体験と資料研究を組み合わせ、それぞれの角度から探究することで、松島の理解につながり、ひいては地域の誇りや景観保全意識につながるものと考えられる。

こうしたことから、教育活用の方向性では、松島を探究型学習の場として活かし、地域の活性化や“松島の風景”保護に結びつけることを目指す。

（２）方法

調査研究の成果を基盤として、学校教育・生涯学習によって自然や歴史文化の普及啓発を行う。

松島の調査研究では、自治体間の連携によって継続的に行う仕組みを検討する。また、その成果をアウトプットするため、松島全体のフィールド・ミュージアムとしての活用についても模索していく。

教育活用における普及啓発や環境形成の方法としては、以下の内容が挙げられる。

第７－４表　教育活用の方法の例

項目	方法	期待される効果
ⅰ調査研究	・調査研究の実施及び支援。 ・講演会、シンポジウムの開催による研究成果の公開。 ・報告書やパンフレットによる研究成果の公開。 ・大学等研究機関との連携。	・新たな価値の創出（魅力の再発見）
ⅱ学校教育	・出前講座や親子見学プログラムの開催。 ・体験学習プログラムの実施。 ・国内外からの教育旅行誘致。 ・副読本等による学校教育での紹介。 ・教職員研修会への参加と講演。	・地元理解と郷土愛の醸成 ・国内外への価値と魅力の発信 ・将来世代育成
ⅲ生涯学習	・講座や見学会の開催。 ・博物館・資料館等での企画展の開催。	・特別名勝松島の理解の深化 ・地元理解と郷土愛の醸成
ⅳ地域連携	・地元ガイドの養成。 ・民俗芸能保存会やまちづくり団体との連携。 ・意見交換会やワークショップの開催。	・国内外への価値と魅力の発信 ・自立的な地域づくりの環境形成

（３）教育活用の留意点

将来世代への継承に向けて、地域全体でその在り方を考えるとともに、地域の取組みに対しては、専門的知識の提供など支援が求められる。また、関係自治体をはじめ、県内や遠隔地とも教育的交流が進められる仕組みや体制づくりを検討する必要がある。

第８章　運営体制

第１節　方向性

宮城県は、特別名勝松島の管理団体として適切な保護を図る責務があり、県内部はもとより、地域住民、国や構成自治体など行政機関、有識者、開発事業者といった関係者との連携・協働によって、その責務を果たすものとする。

その上で、本計画の実施期間においては、管理団体として計画運営の主体となり、関係者との連携・協働のもと計画内容を実施する。

第２節　管理団体と関係者の役割

１　管理団体

管理団体は、第１節の方向性に基づいて、特別名勝松島の保護で必要となる総合的な調整を行い、関係者との連携と協働を図る。とりわけ、保存管理は主体となって有識者と協力し、現状変更行為の景観へ与える影響が最小限度となるよう努める。また、整備活用では、地域が主体的に考え、実施する整備と活用を、適切で効果的なものにするためのサポートを行う。

２　関係者

管理団体と連携・協働する関係者には、主に（１）行政機関、（２）有識者、（３）開発事業者、（４）教育機関・観光関係団体が挙げられる。それぞれは特別名勝松島の適切な保存管理と整備活用のため、管理団体とともに以下の役割を担う。

第８－１表　関係者の役割

（１）行政機関	計画策定	・各種計画策定など地域の特色を活かすまちづくりを進める。
	体制整備	・保存管理と整備活用を継続的に行う体制を整える。 ・景観の維持及び形成、並びに活用のため、庁内各部署をはじめとした関係各署との連携を図る。 ・保存管理や活用において地域住民や関係団体との協働を図る。
	財源確保	・保存管理及び整備活用のための財源確保に努める。
	保存管理	・特に一部権限が委譲されている自治体では、有識者との連携により、適切な保存管理を行う。
	普及啓発	・普及啓発に努めるとともに、地域住民や団体の普及活動を支援する。
（２）有識者	指導助言	・宮城県文化財保護審議会松島部会、塩竈市文化財保護審議会、東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会において、現状変更許可案件の適切な審議と指導助言を行う。
	調査研究	・保存管理や整備活用の質向上に向けて、特別名勝松島に関係する調査研究を進める。
	普及啓発	・研究成果の公開等により、地域住民や観光者への普及啓発に努める。
（３）開発事業者	保護協力	・本計画の主旨と理念に基づいて、松島の保護と景観形成に協力する。
（４）教育機関・観光関係団体	普及啓発	・学校教育や生涯学習において教育普及活動を行う。 ・本計画の主旨と文化財保護の理念に基づいて、松島の魅力を広める。
	保護協力	・景観の保護と地域の持続的な発展を前提とした観光活用を行う。 ・観光地の景観向上にむけた取り組みを推進する。

第３節　運営の方法

計画の運営にあたっては、既存の特別名勝松島連絡協議会を活用し、毎年の定期開催により、保存管理の課題の検討、景観に影響を及ぼす可能性がある開発行為計画等の事前共有、計画実施のモニタリングとレビューを行うことで、総合的なマネジメントを図る。

また、連絡協議会体制の拡充により、活用面で観光事業者やまちづくり団体等との連携を図るほか、文化庁をはじめとした関係省庁、県庁内各課室との連絡調整、地域住民との継続的な対話を進める。

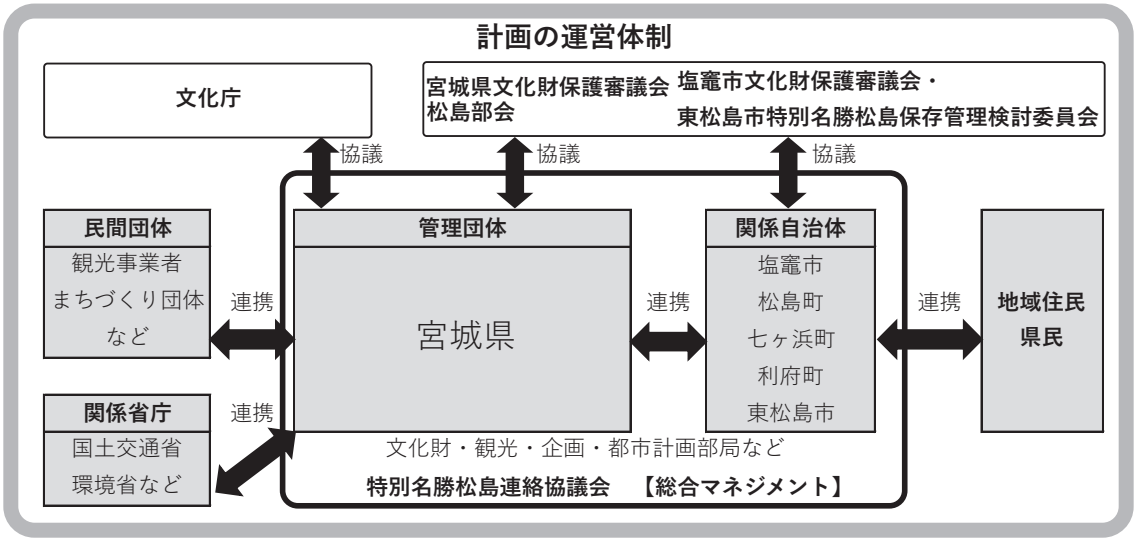

第８－１図　計画の運営体制関係図

第９章　今後に向けて

第１節　経過観察

本計画の策定後、松島を適切に保護していくためには、松島のおかれている状況を正確に把握するとともに、計画に基づく施策を点検・評価する必要がある。

したがって、保存管理や整備活用の取組み、運営体制について主に以下の項目で点検・評価を行い、実施状況や効果、景観への影響を明らかにしていく。

自己点検による評価は、計画期間中の景観保護に活かしつつ、次の保存活用計画見直しで反映させることで、常に適切な形で特別名勝松島の保護が図れるよう努めることとする。

第９－１表　主な点検項目と内容

項目	主な点検内容
保存に関すること	現状変更取扱いの適切な運用
	良好な景観配慮事例の把握
	大規模開発行為や公共事業における景観配慮の実施内容
	地域住民・事業者への周知と認識
整備に関すること	自然環境の保全状況と内容
	まちづくりにおける景観活用の取組み状況と内容
	四大観など鑑賞の場の整備状況と内容
活用に関すること	調査研究の実施状況と内容
	学校教育・生涯学習との連携状況と内容
	情報発信とアーカイブ化の取組み内容
運営体制に関すること	定期的な連絡協議会の開催
	現状変更申請の件数と傾向
	保存活用に関する課題の共有

第２節　今後に向けての検討課題

本計画を通じて特別名勝松島の保存と活用に取組むこととなるが、これからのよりよい保存と活用を目指し、10 年後に向けて以下の取組みを検討していく。

１　新たな魅力の発見

現代的感性でもって感動体験ができる観賞の場の開拓と、日常の暮らしの中でみられる眺めの評価を進めていくことで、松島の新たな魅力を発見していくこと。

２　自然と地域の歴史文化の掘り起こし

地域が主体となって、身近な自然や自らの歴史文化の掘り起こし取り組む際に、適切なサポートをすること。それにより、生活の豊かさを育む特色ある地域づくりを支援すること。

３　景観意識の向上

“ 松島の風景 ” は「地域のたから」であり公共財でもあることから、将来的には景観形成に係わる一人一人の景観意識を高めるために、これまで蓄積してきた体験や知識を社会で共有化するためのコミュニケーションを図ること。そこから景観と調和するための計画や設計技量の向上に繋げること。

参考資料１　策定会議、作業部会、住民説明会等開催の経過

１　開催・実施状況

（１）特別名勝松島保存活用計画策定会議

開催日		開催次数	出席者と議題
令和３年（2021）	10 月 22 日	第１回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、温井亨、松本秀明、七海雅人 【議題】計画案第１章から第３章について
	12 月 24 日	第２回	○構成員：小林敬一、温井亨、松本秀明、七海雅人 ○オブザーバー：平澤毅 【議題】計画案第１章から第３章の修正内容について
令和４年（2022）	２月 25 日	第３回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、温井亨、松本秀明、七海雅人 ○オブザーバー：平澤毅 【議題】計画案第３章の修正内容と第４章から第６章について
	６月 17 日	第４回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、温井亨、松本秀明、七海雅人 【議題】計画案第４章から第６章の修正内容について
令和４年（2022）	７月 25 日	第５回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、松本秀明、七海雅人、西舘保宗、津川登昭、佐藤靖塩竈市副市長、内海俊行松島町教育委員会教育長、平山良一七ヶ浜町副町長、熊谷大利府町長、小山修東松島市副市長 ○オブザーバー：平澤毅 【議題】「〝松島の風景〟を活かした１０年間のまちづくり・観光振興について」
	11 月 22 日	第６回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、松本秀明、津川登昭 【議題】計画案第７章から第９章について
令和５年（2023）	１月 30 日	第７回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、温井亨、松本秀明、西舘保宗、津川登昭 ○オブザーバー：平澤毅 【議題】計画案の全体について、パブリックコメント結果報告

（２）特別名勝松島保存活用計画策定のための作業部会

開催日		会議名（開催地）
令和３年（2021）	２月９日	第１回準備会（松島町文化観光交流館）
	４月 27 日	第２回準備会（松島町文化観光交流館）
	６月 28 日	第３回準備会（東松島市野蒜市民センター）
	10 月７日	第１回作業部会（東北歴史博物館）
令和４年（2022）	１月 20 日	第２回作業部会（東北歴史博物館）
	３月 10 日	文化財担当者会議（宮城県自治会館）
	６月 30 日	文化財担当者会議（宮城県庁）
	８月 26 日	第３回作業部会 (東北歴史博物館)

（3）地域住民意見交換会

開催日		対象（参加者）	主催・同席自治体
令和３年（2021）	３月４日	東松島市野蒜地区（区長以下５名）	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課 同席：塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町
	３月５日	東松島市宮戸地区（区長以下 14 名）	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課 同席：松島町
	３月９日	塩竈市寒風沢・朴島地区（区長以下８名）	主催：県教育庁文化財課・塩竈市生涯学習課
	３月 12 日	塩竈市野々島・石浜地区（区長以下７名）	主催：県教育庁文化財課・塩竈市生涯学習課
	５月 31 日	松島町高城・本郷地区（班長以下 20 名）	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課 同席：利府町
	６月４日	松島町磯崎・手樽地区（区長以下 15 名）	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課 同席：利府町
	６月 10 日	松島町海岸地区（区長・企業等 20 名）	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課 同席：東松島市
	６月 23 日	塩竈市桂島区（区長以下３名）	主催：県教育庁文化財課・塩竈市生涯学習課 同席：塩竈市政策課
	８月 10 日	利府町浜田地区（区長以下５名）	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	11 月９日	七ヶ浜町該当地区（区長以下８名）	主催：県教育庁文化財課・七ヶ浜町生涯学習課
	11 月 15 日	利府町須賀地区（区長以下 10 名）	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	11 月 17 日	利府町赤沼地区（区長以下 19 名）	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課

（4）地域住民説明会

開催日		対象（参加者）	主催・同席自治体
令和４年（2022）	10 月７日	塩竈市朴島地区（区長以下５名）	主催：県教育庁文化財課・塩竈市生涯学習課 同席：塩竈市政策課
	10 月 20 日	東松島市宮戸地区（区長以下 20 名）	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課
	11 月 15 日	七ヶ浜町該当地区（区長以下９名）	主催：県教育庁文化財課・七ヶ浜町生涯学習課
	11 月 21 日	利府町須賀地区（区長以下 13 名）	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	11 月 29 日	利府町赤沼地区（区長以下 18 名）	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	11 月 30 日	利府町浜田地区（区長以下９名）	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	12 月 11 日	松島町本郷地区	主催：松島町教育課　　※町単独での開催
	12 月 18 日	松島町手樽地区	主催：松島町教育課　　※町単独での開催
	12 月 20 日	松島町松島地区	主催：松島町教育課　　※町単独での開催

開催日		対象（参加者）	主催・同席自治体
令和５年（2023）	１月 19 日	東松島野蒜地区（区長以下 14 名）	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課
	１月 20 日	松島町高城地区（区長以下 12 名）	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課
	１月 24 日	東松島市宮戸地区（区長以下 16 名）	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課
	１月 25 日	松島町磯崎地区（区長以下 25 名）	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課

（５）パブリックコメント（「県民の意見提出手続きに関する要綱」平成 23 年４月１日施行に基づき実施）

実施期間　令和４年（2022）12 月 19 日～令和５年（2023）１月 20 日

意見の数　０件

２　要綱等

（１）特別名勝松島保存活用計画策定会議

特別名勝松島保存活用計画策定会議開催要綱

令和３年５月１４日　宮城県教育委員会教育長決裁

（目的）
第１　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）の趣旨に基づく特別名勝松島の適正な保存，管理及び活用を目的とした計画（以下「特別名勝松島保存活用計画」という。）の策定に係る検討のため，特別名勝松島保存活用計画策定会議（以下「会議」という。）を開催する。

（所掌事務）
第２　会議は，特別名勝松島保存活用計画の策定のために必要な特別名勝松島の保存，管理及び活用について，意見聴取を行うものとする。

（構成）
第３　会議は，別表に定める分野から宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める者の出席によって開催する。

（座長）
第４　会議には，座長を置く。
２　座長は会議の進行を行う。

（会議）
第５　会議は，教育長が招集する。
第６　教育長は，必要に応じて，構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）
第７　会議の庶務は，宮城県教育庁文化財課において処理する。

（その他）
第８　この要綱に定めるもののほか，会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附　則
１　この要綱は，令和３年１０月１日から施行する。
２　この要綱は，令和５年９月３０日限り，その効力を失う。

別表

分野	構成員
（１）特別名勝松島の保存及び管理に関して専門的知識を有する者	合わせて１２名以内
（２）特別名勝松島の保存，管理及び活用に関係する機関又は団体の代表者	
（３）特別名勝松島の指定範囲に所在する地方公共団体の長又は地域住民の代表者	

（２）特別名勝松島保存活用計画策定のための作業部会

特別名勝松島保存活用計画策定のための作業部会開催要項

令和３年５月１４日　宮城県教育委員会教育長決裁

（目的）
第１　特別名勝松島保存活用計画策定のための作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。

（所掌事務）
第２　作業部会は，特別名勝松島保存活用計画の策定に係わる内容の協議及び特別名勝松島保存活用計画策定会議で聴取した意見等についての検討を行うものとする。

（構成）
第３　作業部会は，宮城県並びに別表に掲げる特別名勝松島の指定範囲に所在する塩竈市，東松島市，松島町，七ヶ浜町及び利府町の関係部局及び教育委員会の職員をもって構成する。

（座長）
第４　作業部会には座長を置き，宮城県教育庁文化財課長（以下「文化財課長」という。）をこれに充てる。
（会議）
第５　作業部会は，文化財課長が必要に応じて招集する。
２　構成員は，その指定する者を作業部会に代理で出席させることができる。
３　文化財課長が必要と認めた場合，作業部会に構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）
第６　作業部会の事務局は，宮城県教育庁文化財課に置く。

（その他）
第７　この要項に定めるもののほか，作業部会の運営に関し必要な事項は，文化財課長が別に定める。

附　則
この要項は，令和３年８月１日から施行する。
附　則
この要項は，令和４年８月５日から施行する。

別表

機関名	役職
塩竈市市民総務部政策課	課長
塩竈市産業建設部商工観光課	課長
塩竈市教育委員会文化スポーツ課	課長
松島町企画調整課	課長
松島町産業観光課	課長
松島町教育委員会教育課	課長
七ヶ浜町政策課	課長
七ヶ浜町建設課	課長
七ヶ浜町産業課	課長
七ヶ浜町教育委員会生涯学習課	課長
利府町企画部秘書政策課	課長
利府町都市開発部都市整備課	課長
利府町経済産業部商工観光課	課長
利府町教育委員会教育部生涯学習課	課長
東松島市復興政策部都市計画課	課長
東松島市産業部商工観光課	課長
東松島市教育委員会生涯学習課 奥松島縄文村歴史資料館	館長
宮城県教育庁文化財課	課長

（３）特別名勝松島地域住民説明会

特別名勝松島地域住民意見交換会実施要項

令和２年１０月１５日　宮城県教育庁文化財課長決裁

（目的）

１　特別名勝松島の保存活用計画策定にあたって，各市町住民の保存管理に関する意見の聴取を行うとともに，それらを適切に計画策定案に反映させるための意見交換を目的として，特別名勝松島地域住民意見交換会（以下「意見交換会」という）を開催する。

（参加者）

２　意見交換会には，特別名勝松島の指定範囲に所在する塩竈市，松島町，七ヶ浜町，利府町，東松島市（以下「関係市町」という）の住民等が参加するものとする。

（開催）

３　意見交換会は，関係市町の状況に応じて，市町ごとに開催方法，開催場所，日時等を設定して実施する。

（開催事務）

４　意見交換会の開催事務は，関係市町教育委員会，関係市町首長部局と県教育委員会が共同で行うものとする。

参考資料２　景観計画・まちづくりルール等

本計画の策定時点で、景観配慮にあたって参照すべき景観計画・まちづくりルールは以下の通りである。

塩竈市：塩竈市景観計画（平成 28 年 4 月）・塩竈市景観計画ガイドライン（平成 31 年 3 月）

松島町：松島景観計画（平成 26 年 3 月）・松島町景観形成ガイドライン（平成 26 年 3 月）

東松島市：特別名勝松島グランドデザイン－風致景観の向上と地域の活性化を目指して－（平成 28 年 3 月）

野蒜北部丘陵振興協議会：野蒜北部丘陵地区まちづくりルール　ガイドライン【低層住宅地区】

参考資料３　色彩についての考え方

【色彩について】

マンセル表色系とは：マンセル表色系は、色を定量的に現す体系のひとつで、色彩を色の三属性（色相･明度･彩度）によって表現するものです。

色相：色合いのことで、赤（R）・黄赤（YR）・黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）の 10 種類の基本色で示します。

明度：色の明るさのことで、０～ 10 の数値で示します。数値が大きいほど明るい色になります。

彩度：色の鮮やかさの度合いのことで、０～ 14 程度までの数値で示します。数値が大きいほど鮮やかな色彩となります。鮮やかな色彩は色相によって異なり、赤（R）や黄赤（YR）等の原色は 14 程度、青（B）や青緑（BG）等は８～ 10 程度です。色味のない白・黒・グレーといった無彩色は N で表し、彩度０となります。

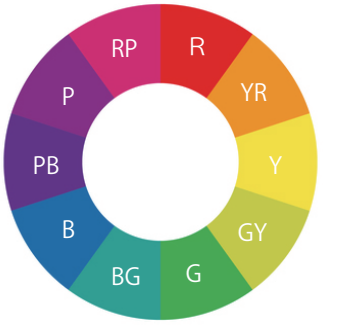

【色彩のめやす】

「彩度・明度の低い」とは、概ね明度 7 以下、彩度 4 以下になります。

「黒・灰色・濃茶色」は、昔から松島にある集落やまちなみの色です。

※景観計画・まちづくりガイドラインが策定されている地域では、それらで示された色彩基準を適用します。

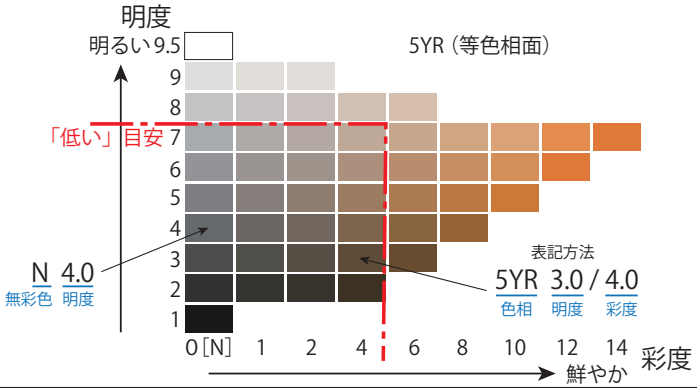

参考資料４　関係法令・通知等

■日本国憲法（抄）（昭和二十一年憲法）…… 99
■文化財保護法（抄）（昭和二十五年法律第二百十四号）…… 99
■土地基本法（抄）（平成元年法律第八十四号）…… 106
■都市計画法（抄）（昭和四十三年法律第百号）…… 106
■建築基準法（抄）（昭和二十五年法律第二百一号）…… 106
■地方税法（抄）（昭和二十五年法律第二百二十六号）…… 106
■地価税法（抄）（平成三年法律第六十九号）…… 107
■文化財保護法施行令（抜粋）（昭和五十年政令第二百六十七号）…… 107
■都市計画法施行令（抜粋）（昭和四十四年政令第百五十八号）…… 109
■建築基準法施行令（抜粋）（昭和二十五年政令第三百三十八号）…… 110
■特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）
（昭和 26 年５月 10 日　文化財保護委員会告示第２号　一部改正　平成７年３月６日）…… 110
■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
（昭和二十六年文化財保護委員会規則第 10 号）…… 110
■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について
（平成一二年四月二八日庁保記第二二六号　都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）…… 112

■日本国憲法（抄）（昭和二十一年憲法）

第三章　国民の権利及び義務

第 29 条　財産権は、これを侵してはならない。

２　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

３　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

■文化財保護法（抄）（昭和二十五年法律第二百十四号）

第一章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第２条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

３　この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第１項第４号、第 153 条第１項第７号及び第８号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第３条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第４条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて

関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章　史跡名勝天然記念物

（指定）

第 109 条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3　前２項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5　第１項又は第２項の規定による指定は、第３項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第３項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6　文部科学大臣は、第１項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第 110 条　前条第１項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第 133 条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2　前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3　第１項の規定による仮指定には、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第 111 条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第 109 条第１項若しくは第２項の規定による指定又は前条第１項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要が在ると認めるときは、文部科学大臣に対し、または文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第 112 条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2　第 110 条第１項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第 109 条第１項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3　第 110 条第１項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4　第１項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第 109 条第３項から第５項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第 113 条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第２項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史

跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

２　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

３　第１項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

４　第１項の規定による指定には、第 109 条第４項及び第５項の規定を準用する。

第 114 条　前条第１項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

２　前項の規定による解除には、前条第３項並びに第 109 条第４項及び第５項の規定を準用する。

第 115 条　第 113 条第１項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第 133 条の二第１項を除く。）及び第 187 条第１項第３号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

２　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

３　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

４　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第 116 条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

２　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

３　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第 117 条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

２　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

３　前項の規定による補償額については、第 41 条第３項の規定を準用する。

４　前項で準用する第 41 条第３項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第 118 条　管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第１項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第３項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

２　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第 192 条の二第１項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第 187 条第１項第３号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第 31 条第３項の規定を準用する。

第 120 条　所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第１項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第１項及び第２項（同条第２項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第１項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第１項、第 32 条第３項、第 33 条、第 47 条第４項及び第 115 条第２項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第 121 条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

２　前項の場合には、第 36 条第２項及び第３項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第 122 条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

２　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

３　前２項の場合には、第 37 条第３項及び第４項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第 123 条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

２　前項の場合には、第 38 条第２項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第 124 条　国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第 118 条及び第 120 条で準用する第 35 条第１項の規定により補助金を交付し、又は第 121 条第２項で準用する第 36 条第２項、第 122 条第３項で準用する第 37 条第３項若しくは前条第２項で準用する第 40 条第１項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第 42 条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

３　第１項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第３項の規定を、第１項の規定による許可を受けた者には、同条第４項の規定を準用する。

４　第１項の規定による処分には、第 111 条第１項の規定を準用する。

５　第１項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第３項で準用する第 43 条第３項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

６　前項の場合には、第 41 条第２項から第４項までの規定を準用する。

７　第１項の規定による許可を受けず、又は第３項で準用する第 43 条第３項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第 126 条　前条第１項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第 184 条第１項又は第 184 条の二第１項の規定により前条第１項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第 127 条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第１項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

２　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めると

きは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第 128 条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第１項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第 125 条第７項の規定を、前項の場合には、第 41 条第２項から第４項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第 129 条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2　前項の場合には、第 35 条第２項及び第３項並びに第 42 条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第 129 条の二　史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2　史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二　当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三　計画期間

四　その他文部科学省令で定める事項

3　前項第２号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4　文化庁長官は、第１項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　第 183 条の二第１項に規定する文化財保存活用大綱又は第 183 条の五第１項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第 129 条の三　前条第４項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2　前条第４項及び第５項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第 129 条の四　第 129 条の二第３項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第４項の認定（前条第１項の変更の認定を含む。以下この章及び第 153 条第２項第 23 号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第 125 条第１項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第 129 条の五　文化庁長官は、第 129 条の二第４項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第１項及び第 129 条の七において「認定史跡名勝天然記念物

保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第 129 条の六　文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第 129 条の二第 4 項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第 129 条の七　都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第 130 条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第 131 条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第 1 項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

第十二章　補則

第二節　国に関する特例

第 168 条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

2　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3　第 1 項第 1 号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。

4　文化庁長官は、第 1 項第 1 号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5　関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第 169 条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

2　前項の勧告については、前条第 5 項の規定を準用する。

3　第 1 項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第 2 号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第 3 号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第十三章　罰則

第 196 条　史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 197 条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第 43 条又は第 125 条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

第 198 条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三　第 123 条第２項（第 186 条第２項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第３項において準用する第 32 条の二第５項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第 199 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第 193 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第 200 条　第 39 条第１項（第 47 条第３項（第 83 条で準用する場合を含む。）、第 123 条第２項、第 186 条第２項又は第 187 条第２項で準用する場合を含む。）、第 49 条（第 85 条で準用する場合を含む。）又は第 185 条第２項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第 201 条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

二　正当な理由がなくて、第 121 条第１項（第 172 条第５項で準用する場合を含む。）又は第 122 条第１項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

第 202 条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五　第 53 条の六（第 85 条の四（第 174 条の二第１項において準用する場合を含む。）及び第 174 条の二第１項において準用する場合を含む。）、第 54 条（第 86 条及び第 172 条第５項において準用する場合を含む。）、第 55 条、第 67 条の五（第 90 条の四及び第 133 条の四において準用する場合を含む。）、第 68 条（第 90 条第３項及び第 133 条において準用する場合を含む。）、第 76 条の四（第 89 条の三において準用する場合を含む。）、第 129 条の五（第 174 条の二第１項において準用する場合を含む。）、第 130 条（第 172 条第５項において準用する場合を含む。）、第 131 条又は第 140 条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七　正当な理由がなくて、第 128 条第１項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第 203 条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

二　第 31 条第３項（第 60 条第４項（第 90 条第３項において準用する場合を含む。）、第 80 条及び第 119 条第２項（第 133 条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 32 条（第 60 条第４項（第 90 条第３項において準用する場合を含む。）、第 80 条及び第 120 条（第 133 条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 33 条（第 80 条、第 118 条及び第 120 条（これらの規定を第 133 条において準用する場合を含む。）並びに第 172 条第５項において準用する場合を含む。）、第 34 条（第 80 条及び第 172 条第５項において準用する場合を含む。）、第 43 条の二第１項、第 53 条の四若しくは第 53 条の五（これらの規定を第 174 条の二第１項において準用する場合を含む。）、第 61 条若しくは第 62 条（これらの規定を第 90 条第３項において準用する場合を含む。）、第 64 条第１項（第 90 条第３項及び第 133 条において準用する場合を含む。）、第 65 条第１項（第 90 条第３項において準用する場合を含む。）、第 67 条の四、第 73 条、第 81 条第１項、第 84 条第１項本文、第 85 条の三（第 174 条の二第１項において準用する場合を含む。）、第 90 条の三、第 92

条第１項、第 96 条第１項、第 115 条第２項（第 120 条、第 133 条及び第 172 条第５項において準用する場合を含む。）、第 127 条第１項、第 129 条の四（第 174 条の二第１項において準用する場合を含む。）、第 133 条の三、第 136 条又は第 139 条第１項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第 32 条の二第５項（第 34 条の三第２項（第 83 条において準用する場合を含む。）、第 60 条第４項及び第 63 条第２項（これらの規定を第 90 条第３項において準用する場合を含む。）並びに第 80 条において準用する場合を含む。）又は第 115 条第４項（第 133 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

■土地基本法（抄）（平成元年法律第八十四号）

第一章　総則

（目的）

第１条　この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに土地所有者等、国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策を総合的に推進し、もって地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（土地についての公共の福祉優先）

第２条　土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用及び管理が他の土地の利用及び管理と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地の利用及び管理の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に関係する特性を有していることに鑑み、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。

■都市計画法（抄）（昭和四十三年法律第百号）

（定義）

第４条　この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

２　この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第５条の二の規定により指定された区域をいう。

３　この法律において「地域地区」とは、第８条第１項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

９　この法律において「地区計画等」とは、第 12 条の四第１項各号に掲げる計画をいう。

10　この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第２条第１号に定める建築物を、「建築」とは同条第 13 号に定める建築をいう。

11　この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

12　この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13　この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

■建築基準法（抄）（昭和二十五年法律第二百一号）

第一章　総則

（用語の定義）

第２条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　建築物　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

■地方税法（抄）（昭和二十五年法律第二百二十六号）

第三章　市町村の普通税

第二節　固定資産税

（固定資産税の非課税の範囲）

第 348 条　市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

2　固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

八　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史蹟、史蹟、特別名勝、名勝、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第２条第１項の規定により認定された家屋又はその敷地

■地価税法（抄）（平成三年法律第六十九号）

（非課税）

第６条　国及び公共法人が有する土地等については、国及び当該公共法人には、地価税を課さない。

5　別表第一に掲げる土地等に該当するもの（当該土地等が同表第５号、第６号、第８号から第 19 号まで及び第 21 号から第 24 号までの規定に規定する施設、設備又は工作物（以下この項において「施設等」という。）の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。）については、地価税を課さない。

別表第一（第六条関係）

七　次に掲げるものに係る土地等（政令で定めるものに限る。）

イ　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第 27 条（指定）の規定により指定された重要文化財若しくは国宝、同法第 78 条第１項（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 109 条（指定）の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、同法第 182 条第２項（地方公共団体の事務）の規定に基づく条例の規定により指定された文化財又は同法附則第４条第１項（法令廃止に伴う経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第２条第１項の規定により認定された物件のうち、建造物、遺跡、名勝地その他これらに類するもの

■文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年政令第二百六十七号）

（平成三一年政令第一八号による改正）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第５条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第５号に掲げる事務（法第 92 条第１項の規定による届出の受理及び法第 94 条第１項又は第 97 条第１項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一　法第 35 条第３項（法第 83 条、第 118 条、第 120 条及び第 172 条第５項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第 36 条第３項（法第 83 条、第 121 条第２項（法第 172 条第５項において準用する場合を含む。）及び第 172 条第５項において準用する場合を含む。）、第 46 条の二第２項及び第 129 条第２項において準用する法第 35 条第３項の規定による指揮監督

二　法第 43 条第４項（法第 125 条第３項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

四　法第 53 条第４項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第１号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第１項に規定する管理団体（以下この条及び次条第２項第１号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第２項第１号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第１号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又

は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条第１項並びに同条第３項において準用する法第 43 条第３項及び第４項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第８条第１項第１号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　法第 115 条第１項（法第 120 条及び第 172 条第５項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第７項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第２項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二　法第 130 条（法第 172 条第５項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第１項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

５　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

６　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

７　第４項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

８　文化庁長官は、第４項第１号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

９　第１項本文、第２項本文、第３項及び第４項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第６条　法第 184 条の二第１項の規定により認定市町村（法第 183 条の三第５項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方

公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一　前条第３項第１号及び第３号に掲げる事務（同項第１号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

２　法第 184 条の二第１項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第 125 条第１項並びに同条第３項において準用する法第 43 条第３項及び第４項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　前条第４項第１号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第１号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第９項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

二　法第 130 条（法第 172 条第５項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第１項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

３　文化庁長官は、法第 184 条の二第１項の規定により前２項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第３項又は第４項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

４　認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

５　文化庁長官は、法第 184 条の二第１項の規定により第１項又は第２項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

６　前３項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

７　第５項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第 184 条の二第１項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

８　第５項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第３項、第４項、第６項及び第７項の規定の適用については、同条第３項及び第４項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第５項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第６項及び第７項中「市の」とあるのは「市又は次条第７項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

９　前条第８項の規定は、第２項第１号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

■都市計画法施行令（抜粋）

（昭和四十四年政令第百五十八号）

第一章　総則

（特定工作物）

第１条　都市計画法（以下「法」という。）第４条第 11 項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工

作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　アスファルトプラント
二　クラッシャープラント
三　危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第 116 条第１項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第５条第２項第２号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第２条第５項第８号に規定する保管施設又は同項第８号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第３条第２号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第２条第１項第十六号に規定する電気事業（同項第２号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第２条第 13 項に規定するガス工作物（同条第２項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）
2　法第４条第 11 項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。
一　野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第１条に規定する学校（大学を除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の施設に該当するもの、港湾法第２条第５項第９号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第２条第１項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第２条第６号に規定する公園事業又は同条第４号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）
二　墓園

■建築基準法施行令（抜粋）

（昭和二十五年政令第三百三十八号）

（面積、高さ等の算定方法）

第２条　次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
二　建築面積建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離一メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

■特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和 26 年５月 10 日　文化財保護委員会告示第２号
一部改正　平成７年３月６日）

名勝
左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの
一　公園、庭園
二　橋梁、築堤
三　花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
四　鳥獣、魚虫などの棲息する場所
五　岩石、洞穴
六　峡谷、瀑布、渓流、深淵
七　湖沼、湿原、浮島、湧泉
ハ　砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
九　火山、温泉
十　山岳、丘陵、高原、平原、河川
十一　展望地点
特別名勝
名勝のうち価値が特に高いもの

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第 80 条の規定を実施するため，同法第 15 条第１項の規定に

基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第１条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第 125 条第１項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第 184 条第１項第２号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第５条第４項第１号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡，名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十　現状変更等の内容及び実施の方法

十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三　現状変更等に係る地域の地番

十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五　その他参考となるべき事項

２　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外，左に掲げる事項を記載するものとする。

一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二　出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第２条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類，図面及び写真を添えなければならない。

一　現状変更等の設計仕様書及び設計図

二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九　前条第２項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

２　前項第２号の実測図及び同項第３号の写真には，現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第３条　法第 125 条第１項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、 遅滞なくその旨を文化庁長官（法第 184 条第１項第２号及び令第５条第４項第１号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

２　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第４条　法第 125 条第１項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰

亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第５条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第 168 条第１項第１号又は第２項の規定による同意を求めようとする場合には第１条及び第２条の規定を、法第 168 条第１項第１号又は第２項の規定による同意を受けた場合には第３条の規定を準用する。

２　法第 168 条第３項で準用する法第 125 条第１項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第６条　令第５条第４項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在

四　管理計画を定めた教育委員会

五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八　その他参考となるべき事項

２　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第７条　令第５条第７項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　令第５条第４項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二　令第５条第４項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

平成一二年四月二八日庁保記第二二六号

（都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

（平成二七年一二月二一日最終改正）

※最終校正は平成二七年一二月二七日　27 庁財第 457 号「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令等の改正について」（各都道府県・指定都市教育委員会あて文化庁次長通知）にて通知

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第 245 条の９第１項及び第３項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年制令第 267 号。以下「令」という。）第５条第４項第１号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

Ⅰ共通事項

（１）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

なお、令第５条第４項の規定のより同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

（２）次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（３）都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第 125 条第１項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（４）都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第３項において準用する

法第 43 条第３項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。

なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請書の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ　個別事項

１　令５条第４項第１号イ関係

（1）「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第２条第１項第２号に定める建築面積をいう。

（2）次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から２年を超える場合

③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

（3）新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第１号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

（4）新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

２　令５条第４項第１号ロ関係

（1）新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（2）新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第１号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

３　令５条第４項第１号ハ関係

（1）「工作物」には、次のものを含む。

①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③小規模な観測・測定機器

④木道

（2）「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第３条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となって効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

（3）「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

（4）「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

（5）道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

（6）工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第１号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

４　令５条第４項第１号ニ関係

（1）「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第１項の標識、説明版、境界標、囲さくその

他の施設をいう。

（２）設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（３）標識、説明版、標注、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

５　令５条第４項第１号ホ関係

（１）「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

（２）「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

（３）設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

６　令５条第４項第１号ヘ関係

（１）除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（２）除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第１号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

７　令５条第４項第１号ト関係

（１）「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

（２）「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

（３）木竹の伐採が、法第 125 条第１項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

８　令５条第４項第１号チ関係

（１）「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史蹟名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

（２）学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

９　令５条第４項第１号リ関係

（１）「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

（２）「生育状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

（３）「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

（４）「捕獲」には、捕殺を含む。

（５）「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

（６）次の場合には、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

①「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を越えて行われる場合

②「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

（７）「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

（８）「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

１０　令５条第４項第１号ヌ関係

（１）「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二六年法律第二八五号）第 10 条の規定により登録を受けた博物館、同法第 29 条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

（２）本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天

然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

（3）天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

１１　令５条第４項第１号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

Ⅲ　その他

この裁定は、平成二八年四月一日から適用する。

引用・参考文献

1　特別名勝松島保存管理計画・その他関連計画

環境省 2021.3『太陽光発電の環境配慮ガイドライン』

松島町教育委員会 2018『松島町歴史文化基本構想』

宮城県教育委員会 1976『特別名勝「松島」』宮城県文化財調査報告書第４５集

宮城県教育委員会 1985『特別名勝「松島」保存管理計画』宮城県文化財調査報告書第１１０集

宮城県教育委員会 1998『特別名勝「松島」保存管理計画』

宮城県教育委員会 2010『特別名勝松島保存管理計画』

宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会 2015『宮戸・野蒜地域の復興と文化遺産の再生・活用基本方針』

東松島市教育委員会 2016『東松島市　特別名勝松島グランドデザイン～風致景観の向上と地域の活性化をめざして～』

東松島市 2018『東松島市『特別名勝松島グランドデザイン』に係るガイドラインの策定に向けて』

2　調査

奥松島生物多様性保全協議会 2020『宮戸島の外来生物（２）』

環境省自然環境局生物多様性センター 1999 － 2009『第６回・第７回自然環境保全基礎調査　植生調査』

株式会社都市科学研究所 1983『特別名勝「松島」保存管理計画策定に関する調査』

つながる湾プロジェクト 2015『海辺の記憶をたどる旅 [２０１３－２０１４]』

つながる湾プロジェクト 2017『ノック！－じぶんの地域ともう一度出会う１０の扉－』

つながる湾プロジェクト 2021『松島湾の大図鑑』

松島町教育委員会 2014『瑞巌寺境内遺跡』松島町文化財調査報告書第５集

宮城県内務部 1915『松島公園経営報告』

宮城県 1981『県立自然公園松島学術調査報告書　県立自然公園松島学術調査委員会編』自然公園学術調査報告書第５集

宮城県経済商工観光部観光課 2020『令和元年度宮城県観光統計概要』

宮城県教育委員会 1970『特別名勝松島』第一法規

宮城県教育委員会 2017『東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（中間報告）』

東北大学東北アジア研究センター 2012『東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査 2012 年度報告集　宮城県地域文化遺産復興プロジェクト（平成 23 年度文化庁「文化財を活かした観光振興・地域活性化事業」）』東北アジア研究センター報告５号

宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会 2013『東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査 2012 年度報告集』

宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会 2014『奥松島－自然・景観・歴史・文化－』

宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会 2015『奥松島Ⅱ－自然・景観・歴史・文化－』

宮戸島コミュニティ推進協議会 2020『未来に残したい島の記憶　宮戸島読本』

3　自治体史

塩竈市史編纂委員会 1955 － 1986『塩竈市史（本編１・２，別編１・２、資料編１・２）』

松島町編さん委員会 1991『松島町史（通史編Ⅰ・Ⅱ、資料編Ⅰ・Ⅱ）松島町

七ヶ浜町誌編纂委員会 1967『七ヶ浜町誌』七ヶ浜町

七ヶ浜町誌編纂委員会 2008『七ヶ浜町誌増補版』七ヶ浜町
利府町誌編纂委員会 1986『利府町誌』利府町
鳴瀬町誌編纂委員会 1973『鳴瀬町誌』鳴瀬町
鳴瀬町誌編纂委員会 1985『鳴瀬町誌（増補改訂版）』鳴瀬町

4　図録

瑞巌寺、志波彦神社・鹽竈神社、東北歴史博物館 2008『塩竈・松島－その景観と信仰』
「日本三景展」実行委員会 2005『日本三景展』

特別名勝松島保存活用計画

令和５年（２０２３）３月１３日　発行

発行　宮城県教育委員会

編集　宮城県教育庁文化財課

宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号

ＴＥＬ：０２２－２１１－３６８３

ＦＡＸ：０２２－２１１－３６９３

印刷　株式会社東北プリント

宮城県仙台市青葉区立町２４番２４号

仕様　（表紙）コート１８０ｋｇ（片面ＰＰ貼加工）

（本文）マットコート９０ｋｇ

